

帝国主義教育に対する批判の運動と思想

——大正期教員運動史研究——

岡 本 洋 三

- I 序章 課題と方法
 - 補論 1 教員運動に対する社会的支持の性質
 - 2 教員運動の客観的課題を規定したもの
—帝国主義教育の形成—
 - 3 教育労働者創出の社会的条件の形成過程
 - 4 聖職意識の構造
- II 教員の意識・思想
 - 1 生活と聖職意識の矛盾の性質
 - 2 聖職批判の意識と思想
 - 3 教育における民本主義思想の意義
- III 教員の運動・組織
 - 大正教員運動小史—
 - 1 体制側の教員組織化の動向
 - 2 自主的教員運動の勃興
 - 3 運動の全国的展開と教員組合結成
 - 4 教員運動の転回と変質
- IV 教育労働運動の萌芽
 - 日本教員組合啓明会小史—
 - 1 初期の啓明会の活動と性格
 - 2 運動の方向転換と二つの潮流
 - 3 運動の変質と衰滅
 - 4 啓明会再建の試み
—教育労働運動への萌芽—
- V 教員運動の思想
 - 1 大正教員運動思想の一般的性格
 - 2 啓明会の運動思想と教育批判
 - 3 結語

序章 課題と方法

戦前日本の教育は総体的に「天皇制教育」と規定されている。1872（明治5）年の学制頒布から1945（昭和20）年の敗戦までの日本の教育を天皇制教育という概念で把握するのは、その間に様々な変化を含みながらも、その教育的価値の中核が教育勅語に象徴される天皇制イデオロギーで一貫していたからであり、その教育が果すことを期待され、また事実として果してきた役割が天皇制の擁護であったからである。

この規定が戦前日本の教育の本質を把握するのに有効であるということは、この規定が教育の主要な性質に対する基本的な規定関係を適確に表現していることを意味している。すなわち教育の上部構造的性質の主要な側面である教育に対する政治の規定性を、その最も本質的な

関係である国家権力の教育に対する規定性において総体的に示めしている。しかしながら、この規定は教育の上部構造的性質が土台の変化に規定されながら経てきた質的な変化は必ずしも十分に反映しているとは言い難い。

教育の上部構造的性質とは、教育が基本的に土台の規定関係にあること、換言すれば階級闘争の過程の中で教育の現実態が構成されることをその主要内容として成り立つ概念である。具体的には、教育を構成している教育的価値・教育内容・教育方法・教育制度などがそれぞれ相対的に独自の論理と歴史的継承性をもちながらも、それぞれの主要な質とその構成が経済的土台（支配的な生産関係と生産力の水準）に基本的に規定されつゝ、それらをめぐって戦われる支配権力の教育政策と人民諸階層の教育要求との闘争を含むところの階級闘争の過程で、その現実的様態と構造が決定されるということである。このように考えるならば、天皇制教育という規定は土台の変化とそれを反映する階級闘争の歴史的発展の内容に即して、より厳密に補足せらるべきであろう。戦前

日本の天皇制教育をその特定の時期について「帝国主義教育」という概念で接近しようとするのは、日本資本主義が帝国主義段階に到達した時点画期¹⁾として起こった諸変化、天皇制権力の構造的変化、上部構造の変化の教育に対する規定的作用・影響・反映などを重視し、教育をめぐる階級闘争の内容と形式に質的な変化がもたらされたこと²⁾に注目するからである。すなわち、この時期の天皇制教育の本質的特徴は、帝国主義教育という観点より接近することによってより厳密に構造的に認識することができると考えられるのである。

しかしながら、周知のように日本帝国主義の成立、あるいは確立という変化は国家権力の性質の根本的な変化をもたらすものではなく、国家権力の中枢は依然として天皇制にあり、独占ブルジョアジーは天皇制と結びつくことによって支配権に参加するにとどまったから、このような日本の国家権力の特殊な構造と性質により、天皇制教育という概念と帝国主義教育という概念とは一方によって他方を包摂しうるような関係にはなく、むしろ相互に補完しあうことによってこの時期の教育の本質的特徴を解明することが可能となるような概念であると考えられる。

小論は以上のような意味で帝国主義教育という概念を扱おうとするものであり、一般に天皇制教育という概念で意味される事柄は前提として敢えて一々考察せず、専ら帝国主義の土台と教育との関係、帝国主義の政策と教育との関係という視角から帝国主義教育の問題に接近していきたいと考えている。

小論の課題とする「帝国主義教育に対する批判の運動と思想」で考察の対象としている帝国主義教育という意味はほぼ以上のような内容であるが、ここでは方法的問題にふれながら考察の範囲と視角を限定しておきたい。小論では、帝国主義教育をそれ自体として直接に扱うのではなく、それに対する批判の運動と思想を検討することによって「批判者の立場から」「批判者の実践」を媒介として問題に接近しようとする。そのような批判者として、教員運動の主体としての教員を考えてみようというのである。

この教員運動史という視角よりする認識方法にはそれなりの制約と限界があり帝国主義教育の諸問題を全面的に解明しうるものではないだろう。しかし教育をその実践の場において、直接の担当者の実践の問題として把握すること、教育に対する人民の要求を自己の第一義的任務としてとらえなおし、仕事そのもの、あるいは自己の社会的存在そのものの中に含まれている矛盾を自覚していく教員という立場から、体制の教育を批判的に認識し

ようとすることは、教育を「主体的創造的」に認識する方法として意味のないことではないだろうと思われる。小論ではこのような見地から、帝国主義教育に対する認識の発展を批判の運動と思想の展開過程において明らかにするため、大正中期から末期の教員運動の具体的な事実即して考察しよう。

小論では教育労働運動という概念を教員運動一般と区別して用いている。教育労働運動という概念はこれまでのところ確定した意味内容のものとして規定されていないが、ここではそれを運動の本質的特徴（運動の目標・方法・運動の主体など）が帝国主義との本質的關係において規定されるに至った教員運動の特定の歴史的発展段階を意味する概念として措定しよう。すなわち、運動の成立ならびにその課題の定立を可能ならしめる客観的条件が帝国主義の土台において生み出されることによって、またその歴史的・社会的意義を帝国主義との関係で主張しうるようなものとして、規定されるどころの概念である。

教育労働運動の概念に含意される歴史的、具体的内容は小論では大正期教員運動の実践と運動思想の展開・発展の過程において教育労働運動へのきざしがいかに準備されつつあったかを明らかにすることによって示したいと思うので、ここでは方法的仮説としてこの概念規定に含ませている意味について若干触れるにとどめたい。

規定の第一は、教育労働運動の主体(教育労働者)³⁾が帝国主義段階において形成されたということである。すなわち――

1. 新中間層の大量的創出の過程が進行し教員という職業的社会集団が生活・労働などの社会経済的条件の同質性に結ばれた社会階層として確立される過程が急速に進行する。
2. 新中間層の急速なプロレタリア化の過程は、それらを基本的階級としての労働者階級とは区別されながら著しくそれに近づける。これは教員をも含めて新中間層の社会経済的・政治的要求が労働者階級の要求に連なるべき必然性を生み出している。
3. これらの諸過程の基礎のうえに、労働運動の発展に導かれて、新中間層の社会運動への参加が階層的規模で生起し、また新中間層の運動と労働運動との結びつきが急速に促進される。
4. 新中間層の要求、運動を促進し、支える社会的・政治的条件（その最大のものは労働運動をはじめとする人民の民主主義的力量である）が蓄積強化される。このような教育労働運動の主体の形成をもたらす諸要素はすべて日本帝国主義の確立、就中、資本主義の全

般的危機の社会経済状況と階級闘争の展開のなかで現実化してきたものであったし、その過程で教育労働者の実存を根源的に規定する「教育労働の資本主義的再生産過程へのより緊密な結びつき」⁴⁾も強められていったのである。

規定の第二は、教育労働運動は帝国主義とその教育の批判と変革を運動の中心的課題とするということである。すなわち――

1. 帝国主義の政策が必然的にもたらす教員の過重労働・低賃金・生活破壊に対して教員が生活擁護闘争に立ち上がるのは必然的であり、この自然発生的に生じし展開される生活擁護闘争の過程は、それに参加した教員の中に、自己の本来的な政治的社会的諸権利の喪失（剝奪）を自覚せしめ、彼らの生活的な要求を一層触発し、深化させ、闘争を質的に飛躍させる契機⁵⁾を生みだした。
2. 資本主義的土台の発展、社会のブルジョア的・上部構造の一層の強まりの中で、封建的天皇主義的教育に対する疑問や批判が社会的基礎をもつものとして拡がり、教育の近代化・民衆化が客観的な社会の要求となることによって、それらが民間的な運動として展開される可能性が生み出されてきた。
3. 帝国主義の現実と諸政策は一方では教師の意識に変化をもたらし、教師の教育観を動揺させ、他方では父母とこどもの生活を荒廃させていく。こうして教師とこどもとの教育関係は内部的にも外側からも動揺するようになる。それは教師とこどもとの教育関係の觀念における「孤立性（中立性）」を崩壊せしめるよう作用し、教師は教育やこどもを社会的関係の中で認識するよう現実によって強制され、帝国主義教育の矛盾を教育的に暴露する道が準備されていった。
4. 帝国主義とその教育政策に内包されている本質的矛盾の発展、たとえば民衆支配のための思想的馴化政策としての社会教育・教化動員の強化が、やがてその目的と根底から対立する労農大衆の教育要求の発展と権力批判の意識を労農運動の中に生み出す一つの契機に転化していくように、それは労農大衆自身の中に帝国主義教育批判の認識と運動を生み出していった。

これらの過程や契機が相互に作用し、からみあいながら、徐々に教員運動は帝国主義とその教育を闘争対象として明確に認識し、その運動を労農運動と結合させ、階級闘争における自己の位置を確定するようになっていく。教育を社会的視野において認識し、教育の矛盾と社会の矛盾との根源的同一性を見抜くとき、教員運動は帝国主義に対する政治的・経済的闘争という性格とともに

に、帝国主義の教育理念・教育現実の階級的批判を含むものとなり、教員の教育運動と生活擁護運動とがより高次の形態で組織的に結合される道がひらかれていくのである。

教育労働運動の成立は、以上のように教育政策の政治的批判と教育批判・教育創造の実践とが、教員の生活擁護の経済的闘争と結びつき、教員の組織的運動の課題に統一され、位置づけられることを意味するものとして規定される。それは帝国主義の経済的土台の中にその成立の物質的条件をもち、帝国主義とその教育の批判、変革という課題においてそれらの要求、闘争は統一される内在的根拠をもち、またそのような関係において階級闘争の全戦線の中に自己の独自性を保障されつつ位置づけられ、一環となる運動として規定されることを意味している。

教育労働運動を教員運動一般と区別してその特定の歴史的発展段階の運動として規定する意味は、以上のような課題が、この運動によってはじめて現実的客観的に運動の課題となることができ、またこの運動の発展によってはじめてその課題の解決が保障されるはずであったと考えるからである。

教育労働運動の規定にかかわって述べてきたことについて、教育労働という観点から少し補足しておきたい。教育労働運動の本質、とりわけ教員組合運動や教育運動などとの相互の関係における特質は、教育労働者の担う教育労働の本質（構造）と原理的に不可分であると考えられるからである。たとえば教員運動における教員会、教員互助会などの共済互助や親睦の活動から教員組合運動への発展、さらに教育労働運動へという運動の発展過程は、教師の仕事（教職）の社会的性格の変化の過程に照応しているように思われる。そしてその教職の変化は、いわゆる「職分」的性格から生計維持の主要な手段としての「職業」的性格への変化、兼業的あるいは余業的なものから専業としての教職へ社会的に確立されていく過程として実体的に認識することができるが、これはより本質的には教育労働が「労働（賃労働）」として資本主義的再生産過程にますます深く構造的に組み込まれていく過程を反映しているものではなからうか。

教員組合運動や教育労働運動の労働運動との関係の基礎はこのような教育労働の経済的性質の変化、教育労働と一般の生産労働との同一性の側面の増大という客観的・物質的過程にあると考えられているが、これはまた教員運動の発展過程を規定するところの重要な客観的・物質的な条件ではないかと考えられる。そしてこの過程が帝国主義の経済的土台の形成・確立の過程と不可分であ

りまたその中に含まれるものであることはあらためて指摘するまでもなく明らかなことである。

教員組合運動・教育労働運動・労働運動などの同一性と差異性が教育労働の労働としての性質の歴史的段階性にかかわるものであるのに対して、教育運動は教師の仕事、教育労働が一般の生産労働から区別される独自性・機能的差異に着目するものであり、その労働の「意図的な人間形成力」という性質とのかかわりにおいて運動の課題が設定されているとあってよいだろう。教育労働を経済学的意味での労働としてではなく、その対象の独自性と機能の特質というファンクショナルな営為という面において認識し、それをその機能が現実発揮されるために必然的に組み込まれざるを得ないところの社会関係・政治関係において把握しようとするとき、その教育労働の機能には互に対立する矛盾が内包されていることが明らかになる。すなわちその「人間形成力」は支配的な教育労働においては、支配階級のための体制維持的な人間形成力として編成されたところの「統制され管理された労働」でありながら、他面では一定の条件のもとで被支配者の中に体制批判的・支配者批判の力量を発現せしめるような機能をもつ「合目的な労働」を含みざるを得ないからである。その意味で教育労働は階級的支配の武器から被支配者の体制批判の武器に転化する可能性をもつものであり、それはそもそも教育の本質⁹⁾に根ざした特質なのである。

この転化の可能性は教育労働自体に含まれており、その可能性は教育労働の社会的・経済的性質の歴史的発展と共に強められ、その社会的機能・社会的組織形態の歴史的発展と共に一層強まっていくように思われる。もちろんこれは可能性であって現実性に転化するためには他の諸契機を必要とするが、ともかくこの点に教育運動と教育労働運動との関係や、教育労働運動がその発展の中で教育労働の質・内容に対する批判的認識とその質的変革のための実践を生み出し、あるいは組み入れる必然性が内在しているとみることができるのではなからうか。

このような教育労働の独自性にひそむ矛盾は教育労働者と労働者階級の関係とも連関しているように思われる。すなわち教育労働の支配的性質が支配者の階級支配の武器という性質にあるとき、それは自己の本質に未自覚な「即目的」教育労働者を労働者階級と対立させる契機として作用することが屢々であるのに対して、教育労働者が自己の労働の本質を自覚し、その労働が被支配者の批判の武器となりうる可能性を含んでおり、その可能性を現実化することの中に教育労働者の独自の任務を見出すとき、それは労働者階級・農民・市民との連帯・提

携の契機に転化していくのではないかと考えられるのである。

- 1) 小論が主に対象としている大正中期以降は日本帝国主義の確立期にあたっている。日本帝国主義の成立期をいつとみるかについては問題が多いが、小論では日露戦争頃が成立期の始まりであり、第一次大戦を経過することによって本格的に確立されたものとみる。
- 2) 第1は、1919年の教員の生活擁護闘争の爆発的展開にみられる教員運動の大衆的・闘争的性格、第2に啓明会をはじめとする教員組合運動の発生にみられる新しい組織原則による組織運動、第3に労農大衆の教育要求の運動化（労働学校や運動綱領への教育要求条項の明示など）にその質的变化をうかがうことができる。
- 3) 4) 堀江正規「教育労働者について」(『現代教育学18』所収岩波書店)を参照。
- 5) 宮原誠一「聖職者意識と労働者意識」『月刊労働問題』1961年2月号参照
- 6) 宮原誠一「教育の本質」『教育学論集』(河出書房新社)63～64頁参照。

補論 1 教員運動に対する社会的支持の性質

1919(大正8)年は日本の教員運動史において画期的な年である。この年日本で最初の教員組合といわれる「啓明会」をはじめ数多くの教員の大衆組織が生活擁護の要求をかかげて結成され、華々しい活動を展開した。またこの年は日本の労働運動史においてもいわゆる「冬の時代」を脱して「運動の復興期」に入る画期にあっていたが、これは労働運動の復興期をもたらした諸条件が教員運動勃興の恰好の土壌であったことを暗示している。

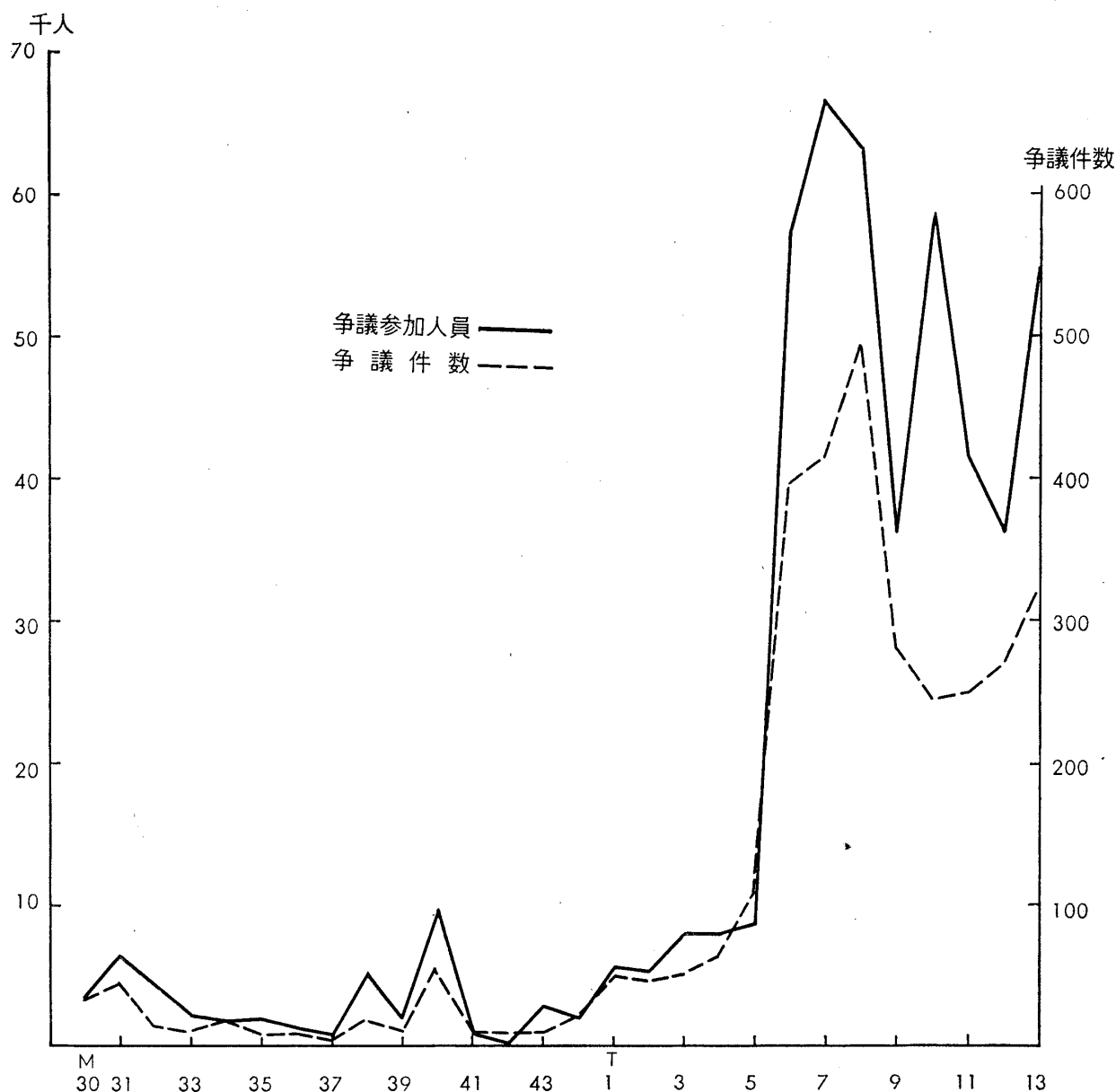
この1919年に至る時代は、明治末期の「大逆事件」に象徴される社会主義運動・労働運動の徹底的な凶暴な弾圧の「時代閉塞の状況」から人民の変革のエネルギーが復活・発展し、帝国主義との革命的闘争にそなえて蓄積され、組織される過程であった。この過程がとりもなおさず教員運動勃興の基礎的な社会経済的条件が準備される過程である。すなわち、大戦による日本独占資本の飛躍的発展・企業の集中と巨大化・産業構成の高度化は必然的に労働者階級の量質両面における著しい発展をうながした。1919年には大戦直前の1913(大正2)年にくらべて労働者総数は約2倍となり、その約50%を男子労働者が占めるに至り労働力構成における重工業労働者の比率は17%に達している。日本の賃労働の特殊的後進性と

して特徴づけられていた「家計補充的・出稼的・流動的」性質は「工場定着的・身分的に自由な・恒常的」労働へ質的に変化しつつあった。こうして労働運動の階級的・物質的基盤は量質共に飛躍的に拡大・強化され、労働者階級の意識もこれに伴って変化する。大正初期は極めて微温的階級協調的な友愛会の組織に労働運動の復活の可能性が托されていた状態であり、労働運動の活動家自身が社会主義者との区別を強調し、その接触を恐れていた。このような意識状況は大正デモクラシー運動として総括される民衆の自然発生的な反政府運動や護憲運動、民本主義思想の社会的風靡とそれに伴う諸事件、ロシア革命の勝利、日本全国を席卷した米騒動などの直接

・間接の経験によって打ち破られていった。1919年に友愛会が大日本労働総同盟友愛会と改称し階級的立場を明確にした事実はこの労働者階級および一般民衆の意識の変化を象徴している。

このような労働運動の主体的条件の成長と大戦後の物価暴騰など民衆の生活難の厳しさのなかで1919年は労働争議総件数2388、参加人員33万5225を記録し、戦前の日本労働運動史におけるピークとなった。しかし運動の嵐のような発展は自然発生的・非組織的であって労働者の組織化はこの人民の変革的エネルギーの高揚に比べてきわめて立ち遅れていたという重大な弱点をもっていたことも見逃がせない。先の争議統計のうち同盟罷怠業など

第1図 争議参加人員と争議件数 (労働省内外労働資料第29集より作成)



の実力的争議行為を伴ったものは497件、人員は6万3137であり労働組合設立数71であった。この数字は1913年の10~12倍であり飛躍的な増大はうかがえるが、総件数・総人員に対する比率は2割前後にとどまっていたのである。(第1図)

運動の質的な面での弱さは、運動を指導すべき労働者階級の政治組織の未確立、思想・理論の状況にもみられる。運動の思想は人道主義・理想主義からアナルコサンジカリズムなどの社会主義的・階級的思想まで未分化の状態に混在していた。社会主義的思想の中からマルキシズムが次第に結晶しつつあったが大勢はアナキズムがまだ支配的で、労働運動も人道主義的・協調的傾向をやっと脱皮して戦闘化の過程をたどりはじめたばかりであった。労働運動は社会的に大きな影響力をもちながらも組織的・思想的弱さのためその影響力は他の社会運動に対する指導性にまで高められていなかったし、政治的展望をもって階級闘争の全戦線を指導できる政治的前衛も存在してはいなかった。

以上が当時の運動の客観的条件の素描であり、また教員運動に対する労働者階級の指導・影響及び社会的支持の質を規定していたところの状況であった。

補論 2 教員運動の客観的課題を規定したもの — 帝国主義教育の形成 —

この時期の教育政策の基本的性格は明治以来の絶対主義的天皇制教育の体制的整備・強化という面と帝国主義的教育——のちに昭和に入って天皇制ファシズムの教育として具体的にその全貌をあらわす——を体制的に準備しその基礎的な構造を形成していく面とをあわせもっていたとみられる。これは極く概括的図式的に言えば、都市における資本主義の高度な発展・独占資本主義の形成と、農村を支配し資本主義の発展にもその特殊日本の様相を刻みこんでいる半封建的地主制との矛盾的結合構造をこの時点で教育に反映したものであり、絶対主義的天皇制権力の内部に進行しつつあった権力構成要素の相対的变化を示すものであった。

教育制度・機構の集権的・権力的支配体制は内務官僚の優越性を一層強めるよう整備・拡充される一方、義務教育年限の延長・社会教育の確立・高等教育機関の拡充など帝国主義段階が要求する「近代的・合理的」な改変・充実がめざされる。教育の内容についてみれば、その価値観に基本的な変更はない。教育勅語の儒教的道德観は家族国家観として「家」の原理を国家人民の権力的支

配関係に結合させ人民を感性的・思想的に体制に同化し積極的な支持・忠誠をつくりあげる役割を果たしながら、更に「国家有機体」説などで補強されて階級協調・帝国主義的海外侵略を思想的に準備する。それと共に教育によって形成されることを意図された民衆の能力は帝国主義の経済的発展と海外侵略に適合しうる質的に高い労働力と精鋭な兵卒たるにふさわしい程度に高められた。教育内容はイデオロギー的には封建的・絶対主義的な要素を主要なものとしながら方法的・知識内容的には近代的合理性と高度化が要求され、その構造的な矛盾をいよいよ激しくする。たとえば1917(大正6)年の臨時教育会議は政策の根本的課題を「国体の精神を宣揚し皇猷を翼賛する」ことにおき、具体的には教育の軍国主義化(兵式体操振興ニ関スル建議)とイデオロギー的強化(教育ノ効果ヲ完カラシムベキ一般施設ニ関スル建議)を二つの柱とする教育制度全般にわたる八項目の決議を採択している。そこには「国民精神」涵養と科学教育改善、いささかの疑問・批判も許さぬ「国民道德」の注入と教育方法の合理化・画一打破・児童の心身発達への考慮、家族制度・郷土主義の閉鎖的の強化と海外進出の気風振興、農本主義的思想感情の育成と殖産興業・近代的工業への関心の喚起など対立・矛盾した要求がかかげられていた。

運動が立ち向わなければならなかった教育現実はおおよそこのような封建的・絶対主義的イデオロギーを中核とする帝国主義的教育と政策であったから、運動は教育の軍国主義化に反対し封建的・絶対主義的教育価値を批判・克服する戦いと近代的・合理的装いのもとに進められている教育の帝国主義的再編成に対する戦いとを結合することを要求されていたといえよう。反封建・反専制・反軍国主義的教育闘争はブルジョア民主主義的な運動であるから、その闘争が絶対主義的天皇制教育の外被にとどまり、その近代化・合理的な改善をもって満足するとき、それはたちまちブルジョアの限界を露呈し、帝国主義的教育への道を掃き清める役割へと誘導・転落する危険性をもっている。運動は教育の近代的原則の確立・実現を課題としていたが、それは封建的・前近代的なもの批判・克服とともに近代的原則を形骸化しその中核にある人権としての教育を抹殺する帝国主義に対する批判、教育の近代化を専ら権力の政策遂行の手段としての人間をつくる「合理的・効果的」な方法・形式に歪曲する勢力と闘争することなしには成功し得ない。そしてこの二つの闘争を結合し得るためには、この二つの課題を成り立たせている日本の社会の構造的性質と国家権力の本質への洞察、とりわけ政治と教育の関係についての認

識を必要としていた。このことは運動を支える基本的階級を労働者階級に求めなければならないことを意味する。なぜなら反封建・反専制の闘争を徹底的に要求し、ブルジョア民主主義の本質的部分を擁護し実現することをそれ自身の階級的利益としたのは労働者階級に他ならなかったからである。ここに教員運動が自己を労働者階級の運動に結びつけるかどうか、教員を教育労働者として労働者階級に連なるものとし、その構成部分に転化しつつあり、また転化することによってその歴史的役割を実現するものとなると自覚するかどうか、運動の発展を左右する主観的契機があったのである。

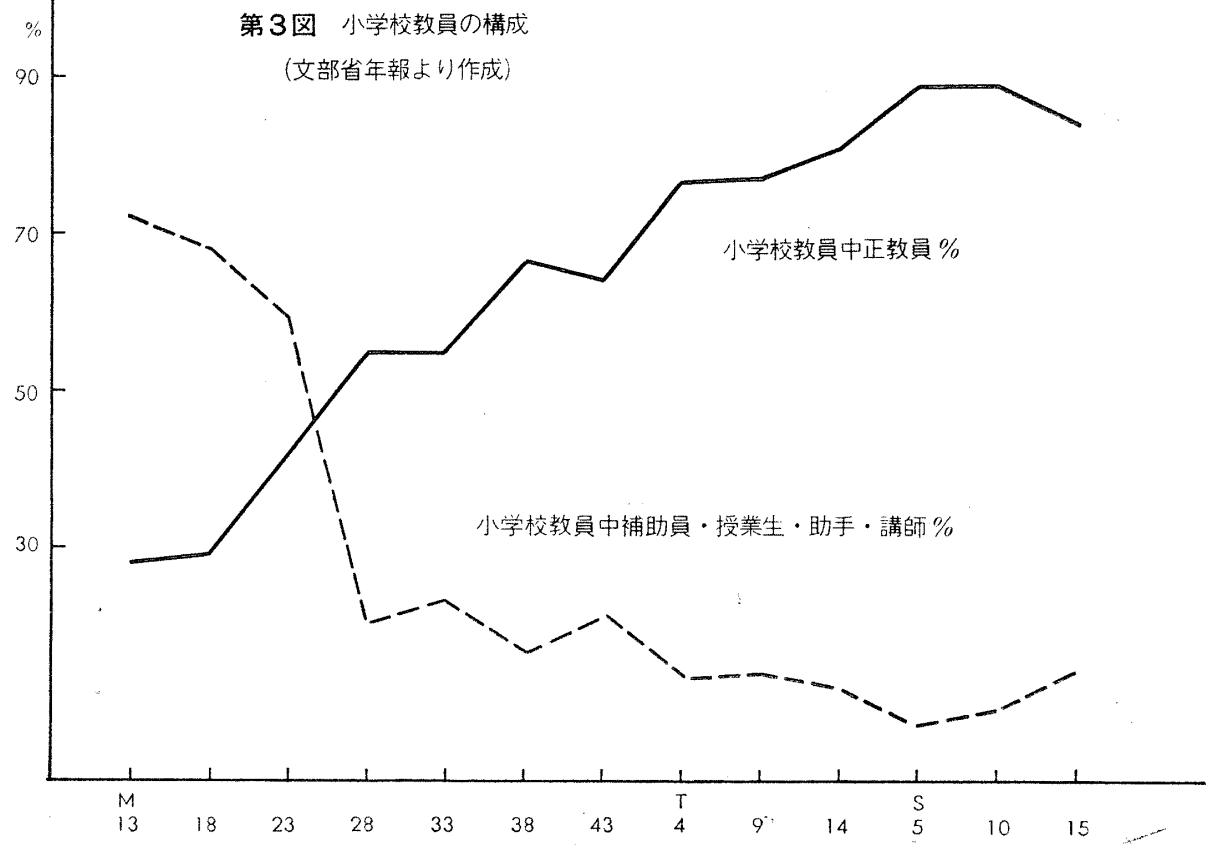
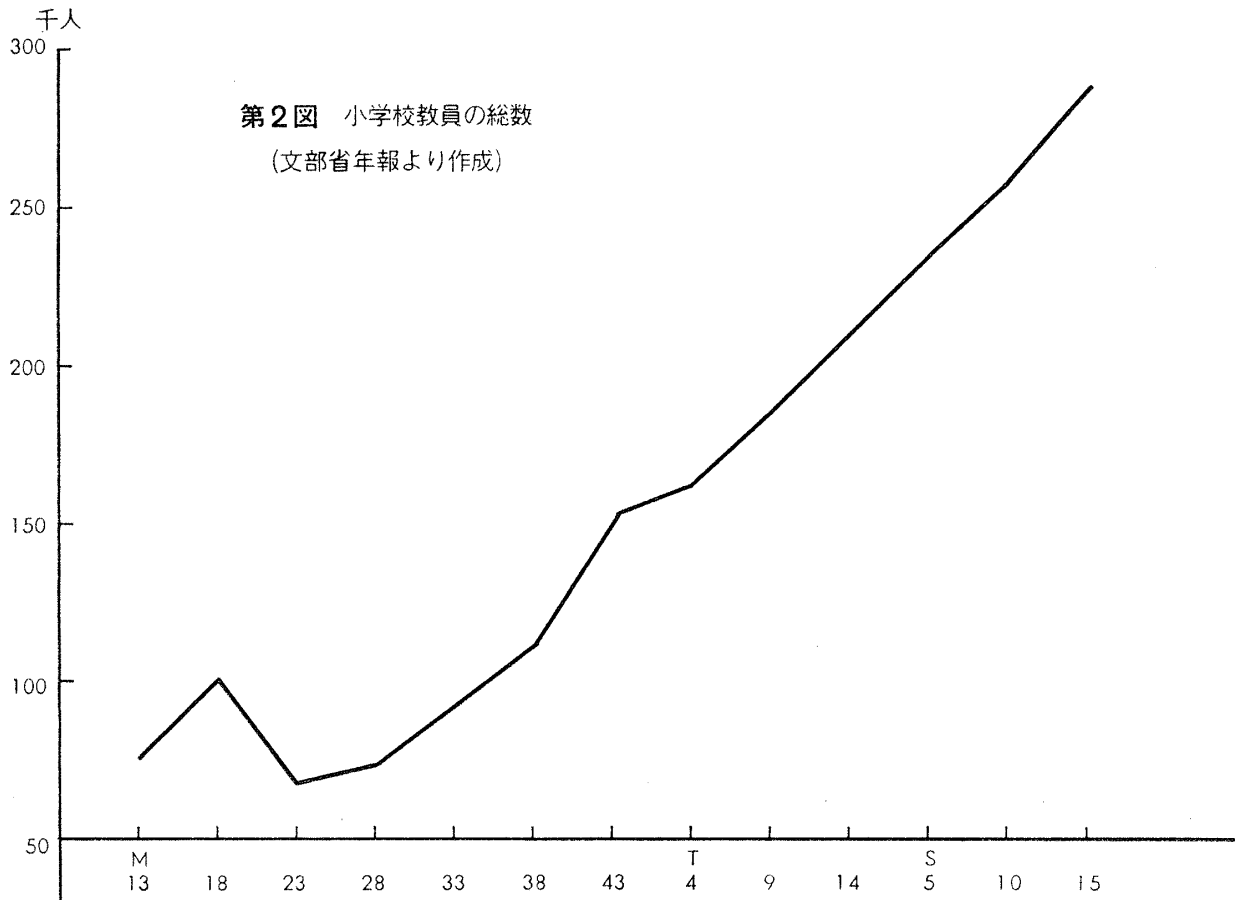
補論 3 教育労働者創出の社会的条件の形成過程

このような時代状況のもとで教員運動の主体＝教員はどのような社会的性格をもつ存在であったか、またそれはどのように変りつつあったのだろうか。戦前の教師の社会的性格は、一般に「聖職教師」という言葉によって特徴づけられているが、ここに意味されている内容を制度・機構的な基礎と社会階層・階級的な基礎からその性格の歴史的推移をあとづけながら、大正期の教員の性格にもたらされている新しい質をみていくことにしたい。

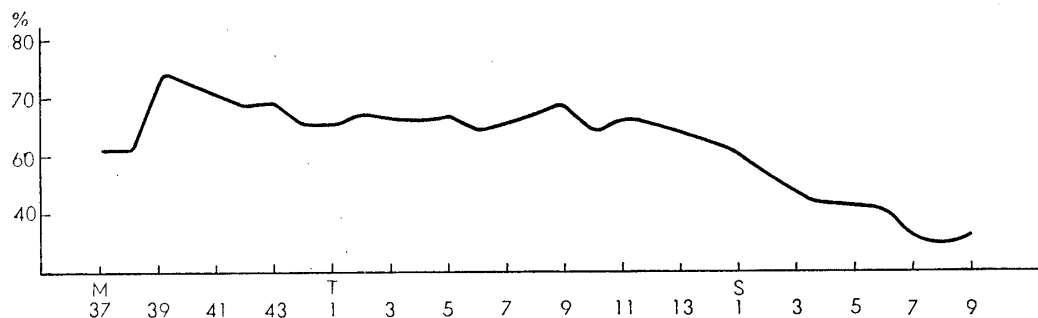
明治の初めに「学制」が施行されて以来、教師は常に社会的矛盾を集中的にその身に感じてきた。明治初期において、教師は一面では「官」より派遣されたものとして農民の敵意にさらされ、他面では「羽織袴で銭ない者は」と俗謡にうたわれたように、秩禄を失った下級武士の糊口の職の一つにすぎなかった。この支配機構の構成要素としての権力的性格と経済的条件の劣悪さはその後制度的に教員に関する諸規程として整備されながら固定化し、「聖職教師像」の法制的基礎となった。それは1876（明治9）年の教員に対する官吏懲戒例の適用にはじまる「官吏待遇」、1881（明治14）年の「小学校教員心得」、「学校教員品行検定規則」などにはじまり1886（明治19）年の「師範学校令」によって制度的基礎を確立する教員の「資質・職務」に関する諸規程、1900（明治33）年の「小学校令」改正によってやっと全国的統一に基準づけられた教員給与などにみられる。それらの「官吏待遇」というものもその内実には一步立ち入ってみれば「天皇の官吏」として「国家に対する忠実且つ無定量の義務」を強制し、その政治的権利は勿論、言論・思想の自由から日常的な生活のあり方までも束縛すること以外の何ものでもなく、僅かに権力機構の末端に位置づ

けられているところからくる「権力的」・「支配的」機能が「官吏たる榮譽」を思わせるにすぎなかった。教員の給与はこの「官吏」たる身分にふさわしからざる極めて劣悪且つ不安定なものであり屢々地方・町村の恣意によって脅かされ、独立の生計を維持するに耐えるものではなかったことはよく知られているところである。このような制度的な教職の性格を社会的に維持して来た条件の一つは、教職が巡査や町村吏員とともに没落士族の止むを得ざる糊口の途であり、また官途へ至る一時的なステップであったこと、教員の多くが士族出身であることからくる「意識」の問題にあったとみてよいだろう。それらは「自由民権」運動への教師の参加などにみられるように屢々矛盾を露呈しながらも大勢としては弾圧政策のために屈服させられてきた。しかし教育制度の整備・拡充は教員を量的に拡大し、もはやそのような形式的な「官吏」の名称によって没落士族をひきつけることによって補い得ず、教員から官吏へという道もすでに社会的に閉され、既に官僚制が確立していた明治中期において、教員の給源は士族から平民へと移らざるを得なかったのである。こうして1900年の教員給与の全国的統一な基準の設定は教職を下級官吏として階層的に位置づけ、「劣悪な工員の賃金よりも相対的に高い管理職層の最下位」に規定することになった。おおよそこの頃に教職の「職業」としての社会的条件が整ったのであるが、それは同時に先に触れた身分的基礎の崩壊によって、これまで曲がりなりにも糊塗されてきた教職の社会的矛盾の新たな解決が要求されていたことを意味する。

これは社会的には旧中間層の没落と分解、新中間層の創出の過程において教員の社会的性格が変化し、その中にまきこまれていったことを意味している。松成・田沼他共著『日本のサラリーマン』（青木書店）は「官庁統計による東京市在住の『有業人口』中、職員の内訳の比率は、明治41年の5.6%から大正9年の21.4%へと増加し、明らかにサラリーマンが一つの『社会的階層』として成立したことを示している」（31頁）とみているし、田沼肇『『中間階級』論の展開』（『現代の中間階級』大月書店 所収）は「1890年代後半（明治30年前後）は、わが国の士族サラリーマンが、近代的サラリーマンへ成長する過渡期にあっている。日本資本主義のめざましい発展は…一般的にサラリーマンの増大と、その内部における階層分化を急速におしすすめた。かれらの社会的基礎も、没落士族から、小地主、小商人、小工業者などの「旧中間階級」へ変った。これは主として、資本主義の発展と、その独占段階への移行の過程で「旧中間階級」が没落した直接の結果であった。下層サラリーマンの窮乏化



第4図 師範学校本科入学者父兄のうち農業を営む者の％
(唐沢富太郎：教師の歴史 所収の統計表より作製)



は、日露戦争後の社会主義運動の発展とむすびつき、かれらのあいだにも、一部に自然発生的な運動がみられるようになった。」(6頁)と述べている。これを教員についてみれば、教員総数は1901(明治34)年に10万を突破し、以後も急角度の恒常的な増加を続け、1924(大正13)年には20万を越えるに至った。(第2図)しかもこの教員層の量的な増大は同時に質的な均等性を伴うものであったことは教員の資格の構成において、その基幹たるべき有資格教員(訓導・正教員)の構成比が、この期間に55%から81%に高まったことにも示されている。(第3図)こうして教員は同一職業の社会集団として無視し得ない地位を固めながら、新中間層の中での比重を愈々高め、しかもその集団の社会的同質性を一層強めていったのである。

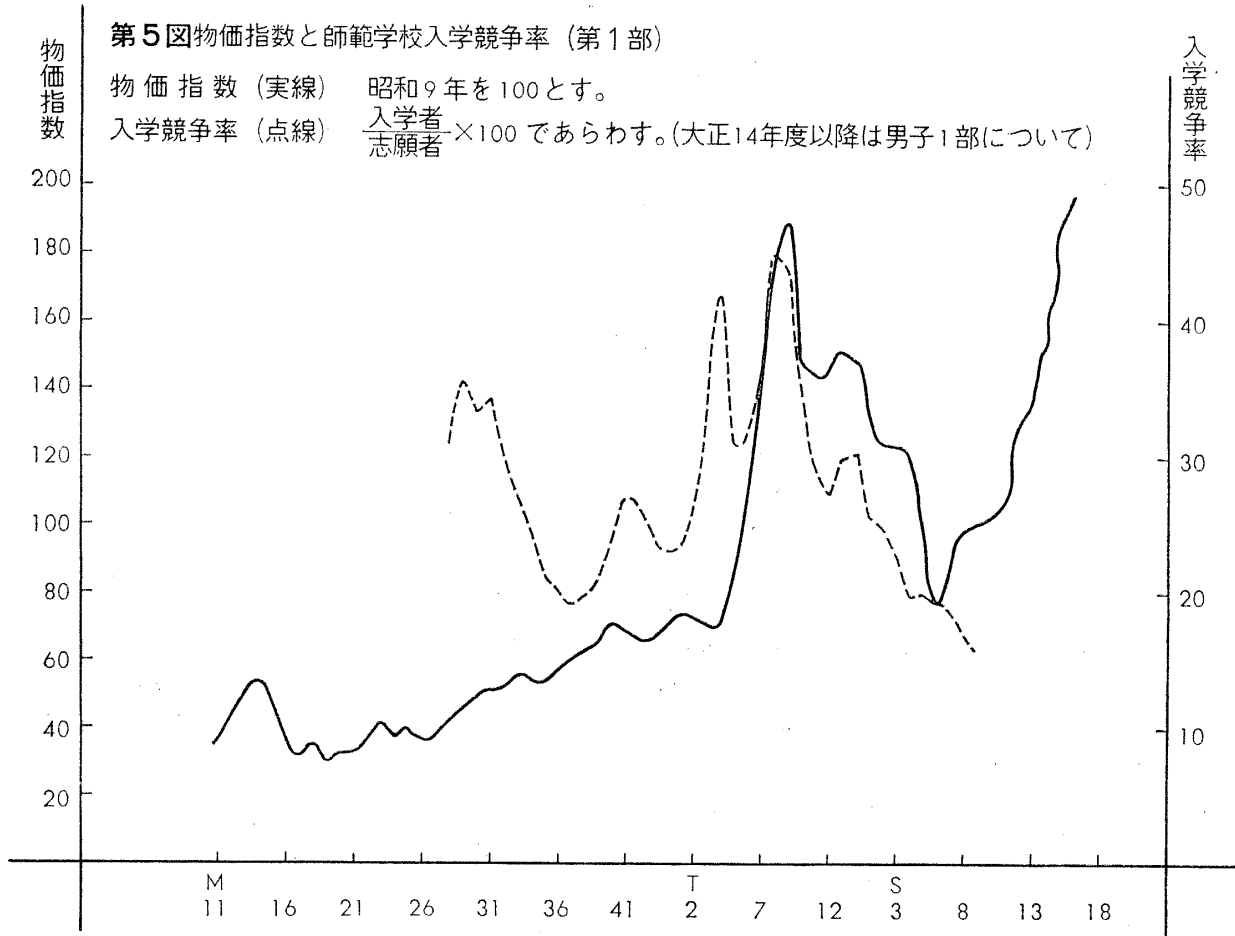
教員が社会的・経済的に階層としての地位を確立していく道程は同時にその身分的階級の性格を変貌させていく道程でもあった。これまでその基幹部分を占めていた士族出身者はこの頃から平民出身者にその席をゆずり身分的構成における平民の比重は著しく高まっていく。石戸谷哲夫『日本教員史研究』(野間教育研究所)は、ある地方での教員普通免許状受領者の族籍が1902年を境として平民が56.3%と5割を超えた(226頁)と記しており、唐沢富太郎『教師の歴史』(創文社)も熊本師範付属小学校訓導の族籍を調べて1898(明治31)年から1907(明治40)年にかけて平民が5割となった(86頁)という。師範入学者の身分的構成については、この頃既に士族の比率は2割以下であったといわれる。

師範入学者の父兄の職業別構成は、この頃から大正年間を通じて農業が60~70%を占め(第4図)これに庶業(公務及び自由業その他)・商業・工業の順で続き、この順位自体は昭和の中頃まで変わっていないが、その内部には教職の社会的性格を変化させる要素が生長しつつあった。それは教員の出身階層の圧倒的部分を占める「農

民」の質の変化である。統計的に確証することは困難であるが明治期の教員には「地主の長男」が多かったということが多くの論者によって指摘されている。唐沢前出書はこの社会的理由について次のように説明している。「これは自己の農地を守ることを第一条件とする彼等(地主一引用者)の要求に、教師がよく適合したからである。何故ならば第一に師範学校を卒業して教職にあれば六週間現役の恩典があり、それさえ済めば彼等は兵役をまぬがれたのである。故に戦場に命をさらす危険は少く、また家を守り、財産を確保しつつ、しかも郷土の農民よりは相当の尊敬を受けて生活することができた…」(『教師の歴史』88頁)。この理由づけについては政府の教員政策のねらい、家族制度の権力的な維持策の問題などから一層深める必要はあるが、ともかくこの「事実」は、教員のかかなりの部分が「地主の長男」に表徴される「有産者」であり、彼等は教師であるまえに農民であり地主であり、教員としての賃金のみで自己の生計をたてる必要に迫られるものではなかったことを示すものではなからうか。それは教職を社会的に「職業」として確立するうえに否定的に作用したとみることができよう。明治期の教職の「聖職」的性格は士族出身の身分的なものの残渣、権力的・機構的な条件と共に、封建的な家族制度と農村の地主制を社会的基礎とするこの前近代的・副業的性格と無縁ではありえない。

しかし士族から平民へという教員の出身身分の構成の変化は教員の意識構造を規定している社会的・身分的基礎をゆるがし、それまでの教員に特有の士族的・封建的価値観や権力観念をゆるうごかす契機となり、また資本主義の急速な発展・独占資本主義の成熟の過程は農村の社会関係の変化を惹起し農村分解の急激な進行を伴い、教員の出身階層の構成の内部に作用せずにはおかなかった。先に引用した田沼論文も指摘している通り、土地相続の可能性を失った小地主・自作農の二・三男は増大

第5図 物価指数と師範学校入学競争率 (第1部)



し、いわゆる離村向都の現象となってあらわれ、彼等の中には教職を独立自活の生計の途として選ぶものが増えてくる。こうして明治末から大正にかけてのこの時期には小地主・自作農の二・三男や都市勤労者層の子弟が教員の中に増大してくるのである。彼等は教職を専一にして生活を維持することを望み、またそうせざるを得ない「無産者」であったから、教職を社会的に「職業」として確立させることを彼等の内的な要求としてもたざるを得なかった。教職を世俗的・経済的利害との関係でみる見方がどの程度社会的に成立していたかは、第5図に示す通りである。これは物価指数と師範学校の入学競争率との相関を示したものであるが、極めて高い相関性を認めることができよう。教員給与は月俸表を改定しない限り大幅な変化は起らないから、物価指数が上昇しインフレ傾向になると教員の経済的生活は窮迫していくのである。教職が世俗的な観念でとられるようになるにつれて、インフレ時には教職志願者が激減し、競争率は低下するわけであろう。(第5図では競争率を入学者/志願者であらわしてあるから、その数字が大きい程、志願者数の減少を、つまり入学しやすさを示すことになる) もちろんこの関係は教員給与基準の改定やその他の教員

政策、経済界の状況にも影響を受けるから、単純にはいえない。たとえば明治31~37年の競争率の激化(下降としてあらわされる)は物価指数とは相反した傾向を示しているが、これは30年の勅令2号による月俸最低額の規定や33年の小学校令改正の影響があるのであろう。しかし、ともかく傾向的なものとしてかなり高い相関があったことは、教職の社会的性格の変化を示すものといえるであろう。

教職の「職業」としての社会的確立ということは、具体的には階層上昇の可能性を殆んど否定された、新中間層の最底辺の職業としてその地位を確定し、階層的に固定化されたことを意味した。先の『日本のサラリーマン』は一般官吏の階層分化について、その固定化・下層沈殿の傾向を「高等官昇進可能性の半減」として例証しているが、教員の場合にはそもそも最初から最下層に位置づけられており、奏任待遇の枠は一道府県3人以内(1917年には10人)であり、階層上昇の可能性は実質的には無かったのである。そしてこれは給与額の基準と密接に関連して、教員の経済的地位の固定化、いな窮乏化への道をたえず開いていたのである。

1907(明治40)年にすでに、堺利彦・森近運平はその

著書『社会主義綱要』で「小官吏・小事務員・小教員」は「名義上中等社会に属するも実際には単に一個の賃銀労働者」であると指摘したが、この実態は大戦を経過する中で、新中間層の急激な増大とそのプロレタリア化の進行と共に「拡大」され「社会化」されてクローズ・アップされたことは、当時の新聞・雑誌の「教員生活難」の記事のなかにうかがうことができる。たとえば国民新聞は「教員哀話」を連載・特集し、雑誌『日本之小学教師』は毎号教員の生活問題を取り上げ、36道府県の教員の俸給の実体と生活状況を調査し、それぞれの地方の労働者・職人・下級の俸給生活者の賃金と詳細に比較し、あわせて諸外国の教員給をも検討して、日本の小学校教師の賃金の極度の低劣さを客観的・具体的に暴露している。

こうして教員は自分たちの経済的地位が「日雇掃除人夫などの下層労働者にも」及ばず「小学校女教員の俸給と一般女工等の収入との間には甚だしき懸隔ありて殆んど比較をなし難き」ことを、社会的視野において赤裸々に見つめるようになった。彼らを僅かに中産階級的な意識につなぎとめ自己を偽瞞していた幻影は次々に打ちくだかれ、生活の事実において労働者に近づいたばかりでなく、意識の面においても労働者階級に近づく者があらわれてくる。

教員の生活問題とその解決への動きが新中間層の問題として出現し、展開されたことこそ、教員運動の新しい段階を告げるものであり、その内容と課題が帝国主義と本質的關係において結ばれていることを示していた。そして問題のそのような一般的・法則的把握は当時すでに示されていたのである。ジュノヴィエフは1924年のコミンテルン第五回大会の議案書において次のように述べた。

「一つの新らしい問題が吾々の前にある。すなわち知識階級に対する共産主義者の態度如何の問題である。多くの国々において、知識階級はその経済的条件よりして、現在の社会制度に対して、程度こそ異れ、鋭い反対状態にある。世界各国——ドイツ、日本、勃牙利、フランス等——にあっては知識階級の大部分が貧困に圧迫され、略奪的帝国主義政策の影響をうけて十字路に立ち、革命的労働運動に同情をもたざるを得なくなっている」

雑誌『マルクス主義』の論文「俸給生活者と無産階級」はこのジュノヴィエフの提言をひきながら次のように指摘している。

「独占資本主義即ち帝国主義の重圧は、中層以下の俸給生活者の地位を経済的にも社会的にも変化せしめ、単なる一介の労働者として資本の搾取のもとに立たしむるに至った。彼等はまた中間階級政策の無価値と国家及び資本家に依頼するこ

との無益を知り、遂に労働者階級と同一の手段をもって経済闘争を行い始めた。……先ず経済的に、次に観念的に無産階級化された。」

教員がその思想的・社会的束縛を打ち破って自己を教育労働者として自覚することを可能ならしめた客観的・社会的条件の成熟はほぼ以上のように展開されたのであった。

補論 4 聖職意識の構造

教育労働者創出の問題を主体的側面からみるならば、教職聖職観からの解放、教育労働観の確立の問題として考察することができる。既に指摘したように教員運動の質的な飛躍・教育労働運動の成立の思想的標識は聖職意識の克服にあった。この問題は今日においてもその重要性を失っていない。教員組合運動における「教師像」の問題、いわゆる「教研型」教師と「組合型」教師といった対比はその後も、様々な形で問題とされているが、これらは新しい教師像、新しい教職観をどのようなものとして確立するかということであり、教育労働者像の内容にかかわる、その意味では運動そのものにとって本質的な意味をもつ問題なのである。ここでは聖職観の克服、それからの解放はいかにして可能であり、いかなる契機によって現実性をもつに至るかを明らかにする手がかりとして、先ず聖職観といわれるものの構造を検討しよう。

天皇制教学の聖職観とは天皇制教学の理念そのものであるとともに、それが教師論・教職論として凝集したものに他ならないから、この構造を分析することは、教師の分限・職務・社会的性格などを思想的に明らかにすることによって果されると考えられる。教師の社会的性格の問題は、補論3においていくらか論じたので、ここでは分限、職務を中心に考えてみよう。

「学制」における教員は、身分上は官吏であり、はじめから国家の権力機構の一部として位置づけられた存在ではあったが、その資格要件・職務規定では一応「学力」による「専門職者」の方向で規定されていた。たとえば、学制第39章は「……師範学校……ニアリテハ小学ニ教ル所ノ教則及教授ノ方法ヲ教授ス……」と規定し、第40章は「小学教員ハ男女ヲ論セス年令二十才以上ニシテ師範学校卒本免状或ハ中学免状ヲ得シモノ」、また第46章に「小学校教員ハ男女ノ差別ナシ其才ニヨリ之ヲ用フヘシ」とされた。これは1879（明治12）年の教育令でも貫徹している。²⁾ 当時の教師・教職観の性格は権力的

・国家的な性格を本質としてもつものではあるが、それはあくまでも制度的・機構的であり、教師の人格や思想、教育内容（職務内容としての）に直接的に入り込み規制するものではなかった。その点では「学制」の「開明性」と同じく、近代的合理的な性格を志向していたのである。「富国強兵」は先ず経済的観点において資本主義化政策を基本とし、教師の役割もそこにおかれていたからであろう。

1880（明治13）年の教育令改正は、教師・教職観のうえにも大きな影響をもたらした。第37条但書は「品行不正ナルモノハ教員タルコトヲ得ス」と定め、教員に専門的技能以外の思想的規制が加えられた。この教師・教職観の変化は周知のように最高潮に達しつつあった自由民権運動にあらわれていた体制の危機に対する支配秩序のたてなおしの方向を反映するものであった。教育の政治的役割は社会的矛盾に「始末をつける」³⁾ ことに、人民の思想や意識に対する内面的統制・方向づけを行うところの基本的制度たることにおかれることになった。天皇制教学の本質的性格はこの頃から着々と法制的に整備され体系化されていき、これに伴い教師・聖職観が政策的・強権的に構成され賦与され教員を鑄型する。

1879（明治12）年の教学大旨は教育の根本方針を天皇の「聖旨」として示したことに於いて、その内容とともに人民の価値観に対する直接的統制の指標であった。これはその後の教育法制の勅令主義への道をひらくもので、事実1882（明治15）年にかけての文教政策は明治天皇の「内覧」を必要とし、やがて1890（明治23）年の「教育勅語」を成立させる道を掃き清めるものとなった。また天皇制教学がまさに「天皇制」と特徴づけられるところの天皇制国家思想、道徳を人民に注入することが教育の基本であるという性格は、この大旨において明らかにされたのである。すなわち

「教学ノ要仁義忠孝ヲ明カニシテ……以テ人道ヲ尽スハ我祖訓國典ノ大旨上下一般ノ教トスル所ナリ然ルニ輒近専ラ智識才芸ノミヲ尚トヒ……仁義忠孝ヲ後ニシ……終ニ君臣父子ノ大義ヲ知ラサルニ至ランモ測ル可カラズ……故ニ自今以往祖宗ノ訓典ニ基ツキ専ラ仁義忠孝ヲ明ラカニシ道徳ノ学ハ孔子ヲ主トシテ人々誠実品行ヲ尚ヒ……道徳才芸本末全備シテ……」（教学大旨本文）

「一、仁義忠孝ノ心ハ……其幼少ノ始ニ其脳髓ニ感覺セシメテ培養スルニ非レハ他ノ物事ニ耳ニ入り先入主トナル時ハ後奈何トモ為可カラズ故ニ……幼年生入校ノ始ニ先ツ……忠孝ノ大義ヲ第一ニ脳髓ニ感覺セシメンコトヲ要ス……一、農商ノ子弟ニシテ其説ク所多クハ高尚ノ空論ノミ……加之博聞ニ誇リ長上ヲ侮リ県官ノ妨害トナルモノ少ナカラサ

ルヘシ……故ニ農商ニハ農商ノ学科ヲ設ケ高尚ニ馳セス……他日学成ル時ハ其本業ニ歸リテ益々其業ヲ盛大ニスルノ教則アラントヲ欲ス」（小学条目二件）（傍点引用者）

大旨に示された方向は改正教育令第3条でこれまで小学校の学科の最下位に置かれていた修身を最上位に置く改正となり、教員もこれに照応して先の第37条但書の規定の設けとなり、それは更に翌年の「小学校教員心得」「学校教員品行検定規則」「師範学校教則大綱」、1883（明治16）年の「府県立師範学校通則」に具体化されながら、有名な森有礼の「師範学校令」（1886年）に結晶していく。「教員心得」は「尊王愛國ノ志氣ヲ振起シ……以テ國家ノ安寧福祉ヲ増進スル」ことが教員の中心任務だと強調し16項目にわたって詳細に教員の「型」を規定している。その中で知育より徳育が大切だといひ、教員は「常ニ己カ身ヲ以テ之カ模範トナリ」「鄙吝ノ心志陋劣ノ思想ヲ懐」いてはならず、「特ニ起居飲食等ノ常度ヲ守リ散齋及運動等ノ良規ニ循テ其身心ノ健康ヲ保」ち「職務ヲ尽ス」ことに努力せよと、思想ばかりでなく日常生活の一挙手一投足に至るまで言及し、それらが「性行」として身についたものとなり「模範」とならなければならないと要求している。「聖職教師像」とはこのように全人格的拘束・鑄型を意味していた。そしてこの教師像は「政治及宗教上ニ涉リ執拗矯激ノ言論ヲナス等ノコト」を禁ぜられ、集会条例で政治的行動を禁止された教員の「非政治化」と表裏をなすものであったことは云うまでもない。教員に対する「品行検定規則」や「官吏懲戒例並行政官吏服務紀律等の適用」（1883年）はこの教員政策を強行する有効な鞭であった。この「聖職教師」造出は当然、その養成機関にまで貫徹されなければならない。「師範学校通則」ではとくに生徒の思想・人格指導が重視され「忠孝彝倫ノ道ヲ本トシテ……教員タルヘキ者ヲ養成」することが規定され、生徒心得にも冒頭に「忠孝ハ人倫ノ大本尊王愛國ハ臣民ノ通義ナリ厚ク其旨ヲ体認スヘキ事」⁴⁾ と掲げられた。

森の師範学校政策は「聖職観」の法制的・制度的・実地的な構築にあった。森は従来の師範学校が「生徒其物ノ為ニ」あるが如き「実況」を改めるのが師範学校令の趣旨であると「生徒其人ノ為メニ謀ルニ非ス」と明言し、第1条に「教員トナルヘキモノヲ養成スル所トス但生徒ヲシテ順良信愛威重ノ氣質ヲ備ヘシムルコトニ注目スヘキモノトス」と規定した。第一の氣質の順良の意味は「唯命之レ随フト云フ義ニシテ此従順ノ教育ヲ施シテ之ヲ習慣ト為ササルヘカラズ」ということであり、第三の威重とは「威儀ノアル人ハ命令ヲ奉スルコト確カニシテ又人ニ命令スルモ確カナリ、サレハ教育ノ事業ニ於テ

其目的トスルモノハ威儀ト云フ上ニ婦スヘキカ⁵⁾ という意味であった。これらの気質はただに支配権力の機構における教員の分限・統制・命令という関係において必要とされた「教師像」を示すのみでなく、「教育の事業」において教師と生徒の教育的関係において必須とされたものなのであった。すなわち、聖職観における国家と教師の関係の絶対的権威と非人格的存在という関係は、それ自体のなかにその関係を反転倒立したものとして再現される教師と生徒(こども)の関係を含ま込んでいるものであった。教権(教師)は絶対的なもの権力的なものとしてこどもに対立し、こどもの人権は否定される。教室それ自体が「小天皇制」社会であることを前提としたところの天皇制教学体制の構造が、この聖職観の構造である。森はこの三気質を師範学校に兵式教練、全寮制、隊伍編成、制服など陸軍の訓練法、兵営管理法、内務生活などを導入して徹底した。このようにして「将来我国の治安を図る目的を以て教育の基礎を定」⁶⁾ めていったのであった。

聖職教師像は国家(権力)の人民(こども)に対する「教育的」支配関係における統制力の媒体の特質を結晶したものである。媒体たる教師は国家との関係で根本的・全面的に規制されることによって媒体となりうるのであり、すでにみてきたようにそれは身分関係から職務内容の規制へ、更に教師個人の日常生活・思想・意識・品性といった人格の内面的属性のすみずみにまで及ぼされた。この規制は教師となったときに職務関係の中で発動されるにとどまらなかった。教学大旨がいみじくも強調したように「他ノ物事已ニ耳ニ入り先入主トナル時ハ後奈何トモ為」し得ないから、この媒体が有効に働くためには是非とも「始ニ其脳髓ニ感覚セシメテ培養スル」ことが必要とされ、教師となる以前に「教員トナルヘキモノ」に徹底的に「感覚セシメ」「体認」させることが要求されたのである。師範学校は森有礼が強調したように生徒の為のものではなく、本質的に学校ではなかった。教師はこのようにして人間の生長期・人格の形成期に強力な培養器で変成されたうえではじめて、こどもとの教育的関係に登場するのであった。聖職観における国家—教師の関係の意識・観念は論理的意味においてばかりではなく現実的・存在的においても基幹であり始源的であったといえるのである。

このような教師の非人格的・無権利な特質は、教師—こどもの教育的関係においては、反転・倒立して現象する。無力な非人格化された存在は、教権の担い手として絶対的権力的な力としてこどもに相対する。彼は権力の媒体として彼の口から手から権力の意志がこどもに向っ

て放射される限り絶対者そのものであった。この関係はそこにおいて天皇制教育が日々に営まれ、「教育」に課せられた権力の課題の天皇制教育が日々に営まれ、教育に課せられた権力の課題の遂行が、この関係において集中的に実現がはかられるという意味で天皇制教学の基本的構成部分であるが、その関係を成り立たせる諸要素とりわけ教育内容の「文化」として独自性・継承性のゆえに、そこに成りたつ意識・観念の性質に「聚合的・高次」な特質すなわち相対的独自性をもたらしている。こうして聖職観における教師—こどもの関係の意識は、国家—教師の関係意識の本質的な内容を転移したものであると同時により高次の独自性をもつものとして結びついていると考えられる。

教育における国家—教師—こどもの関係は現実には社会の他の諸関係から独立して存在しているものではない。それ自身が社会の経済的土台に規定され社会の階級対立を様々な形で反映せざるを得ない。人民が政治的・経済的な闘争によって人間的な諸要求を獲得していく過程は教師に人間回復の要求を自覚めさせずにはおかないし、人民の生活の現実とその闘争は直接に、あるいはこどもの生活を通して教師の教育観に影響せずにはおかない。こうして国家—教師—こどもの関係における権力の強制する意識・観念を安固たらしめるには、教師を社会の階級対立に起因する諸影響から隔離し、国家的規制力から離脱しないようにしなければならない。集会条例や1900(明治33)年の選挙法における教員の被選挙権の剝奪、再三にわたる政社加入禁止令、箝口訓令などの教員の政治的隔離政策は、聖職観の中に「教権独立」「教育の中立性」などの偽瞞的な形態で構成部分となった。それはまた教師と人民との関係を意図的に歪曲するイデオロギーとなってもあらわれる。それは一方では教員の「官吏待遇」において、他方では教師が国家との関係で強制される様々の性格(天皇の官吏・権力に対する絶対的服従・非人格化—人間的欲求の否定など)が美化され、世俗を超越すべきことが奨励される。教師は清貧に甘んじなければならぬとか、物質的欲望を押えなければならぬとか、与えられた職務に全生活を打ち込まなければならぬといった事柄は教師と国家との関係イデオロギーを個々の具体的事例において表現した同質のものである。

さて以上述べてきたことを図式的に示めせば、聖職意識の構造は国家と教師、こどもと教師、国民大衆と教師という三つの関係についての意識・観念から成り立っているということである。この三者は並列的・同次的な結びつきではなく、国家と教師との関係のイデオロギーが

中核であり、これが転移したものとして国民大衆と教師との関係イデオロギーが補完的に結びついているのに対し、こどもと教師の関係の意識・観念は転倒的・聚会的・高次の（媒介的）なものとして結合しているとみることができる。つまり、これを最初の問題である聖職観の克服の契機は何かということに引き戻して考えると、その契機は少くとも⁽¹⁾国家と教育、国家と教師、あるいは政治と教育という問題における意識の変化⁽²⁾教育実践、教育方法、児童観などの問題における意識の変化⁽³⁾教師と労働者、教師と生活など教師の社会的関係の意識の変化という三つの意識領域での変化が考えられる。それらは単独であるいは結びついて聖職観を克服する契機となったとみることができるがその働らきは必ずしも同等であるとは思われない。それは聖職意識の構造におけるこれら三者の関係からも推察されるように、(2)の教育意識の変化が聖職観に作用するのは間接的であるのに対し、(1)や(3)の意識の変化はより直接的であるようにみえる。

このような仮説にたつて、Ⅱ以下において聖職観が現実の矛盾によっていかに動揺したか、その動揺を体制的に收拾しようとする権力の施策とその動揺のなかから新しい教職観・教師像を生みだすに至った教員運動の展開との対立・闘争の実体、その発展過程を歴史的に追求してみよう。

- 1) 1872(明治5)年1月の太政官布告第16号、同年9月の同布告第24号は教員の職制のちがいを2等官から15等官及等外2等官に編成し、翌年8月の同布告第296号は奏任あるいは判任官「待遇」者とした。1875(明治8)年に至り、5月の同布告第84号によって「非官吏」化されたが、翌年4月の同布告第34号「官吏懲戒例」は教員にも適用されることになり、本質的には教員が末端官吏として拘束をうけるということには変りはない。学制第45章は「師範学校ニ於テ教授ヲ受ケタル教員ハ他ノ職務ヲ兼ネ及他ニ転スヘカラサルヲ法トス」と規定している。
- 2) 教育令では「学力」主義を一層強めている。第37条は「年令18年以上」と制限をゆるめ、第38条但書は「師範学校ノ卒業証書ヲ得スト雖モ教員ニ相応セル学力ヲ有スルモノハ教員タルモ妨ケナシ」とし、第35条には「公立師範学校ハ本校ニ入学セサルモノト雖モ卒業証書ヲ請フモノアラハ其学業ヲ試験シ合格ノモノニハ卒業証書ヲ与フヘシ」と規定している。学制から自由教育令に至る教職理念の一端を示すものであろう。
- 3) 宗像誠也『私の教育宣言』(岩波書店)3頁以下。
なお「教育で始末をつける」ためにとられた政策の基本方向は、すでにこの改正教育令の中にはっきりとあらわれている。「干渉ヲ以テ政府ノ務メ」とする中央集権的督励・強

圧行政、地方からの権限の吸上げ、自由裁量の規制などの官僚統制の機構的・制度的整備と教育内容統制の強化(教則綱領は極めて詳細に規定している)教科書統制(禁書)など。

- 4) 1883(明治16)年8月制定の東京師範学校の「生徒心得七ヶ条」の第一条
- 5) 『明治文化史3』(洋々社)179—180頁より重引
- 6) 森有礼に伊藤博文が送った書翰での森に対する評言。木村匡『森先生伝』131—2頁 『日本現代史大系・教育史』67頁(東洋経済新報社)より重引

Ⅱ 教員の意識・思想

1. 生活と聖職意識の矛盾の性質

1917(大正6)年頃から教育雑誌は教員の生活問題をさかんにとりあげるようになった。それらの論説や記事は、教育界が教員の生活問題をどのような角度からとらえていたかを明らかにしているとともに、これらの論調に刺戟されながら顕在化する教員の意識と行動の状況をも反映している。以下当時の教育雑誌によりながら教員の生活意識の深まりが教職観・教育観にどのような変化をもたらした教育をとりまく問題構造の認識を深めていったかを検討しよう。

当時の教員の生活難の原因や対策を論じたものに共通している認識は問題を「自然現象」のように扱っていることであった。経済の動向、物価上昇を政府の経済政策との関連で考え教員給与を教育費政策の結果として問題とする発想は殆んどなく、当然それは権力批判の根本的見地を欠いていた。政策に対する批判的見解はみられても、それは政策が現実には適合していないという批判であり、現実を生み出した根源を追求し、そこに権力の政策意思・要求との関係を発見していく論理を欠いた批判であった。たとえば多田房之輔主幹の『日本之小学教師』大正6年9月号の巻頭の社説「速やかに小学教員の増俸を断行すべし」は問題状況の把握を次のように述べている。

「欧洲戦乱の影響は工業の勃興となり、商業も亦空前の活気を呈するに至り、実業者流は俄然巨万の富を贏ち得て、所謂成金の徒は如何にして金銭を消費すべきかに苦めるものの如く……然れども転じて殆んど底止する所を知らざる物価の暴騰に思ひを致せば如何。先ず最も悪影響を蒙りしものは小学教員なり。……彼らは最も重き任務を負ひつつ働き居るにも拘らず、事實は却って減俸の罰を課せられたると同一の境遇に陥れり。……されど小学教員諸君には別に施すべき策とて

はあらざるべし。唯増俸の一途あるのみ。これ吾人が代りて一言を試むる所以なり。」

ここには社会的矛盾の激化とその教員生活へのしわよせの客観的な把握は示されているがそれはなお現象的な事実認識にとどまっている。それはこの現実に対する社説の対策の根本的態度・姿勢とも関連してくる。社説は、この現実に対して「教員諸君には施すべき策とてあらざるべし」という教員の無権利な状況の認識から出発する。もちろん「施すべき策」とは生活技術的な策ではなく教員の社会的・政治的行動にもとづくものを云っているのである。社説は教員がこの生活問題の解決のために社会的・政治的行動を行う権利も自由も奪われている現実を客観的に認識するとき、その認識はその現実を生み出しているものを追求し、その本質をあばきだす出発点としてではなく、そのまま現実の肯定・批判の放棄と結びつく性質のものなのであった。「増俸」は純然たる経済的意味に限定されており、教員の権利・自由の喪失という状況と本質的なつながりのあるものとして把握されないし、ましてその束縛からの解放を見透すものではなかった。それゆえにこそ、この増俸の要求は教員自身によってではなく「吾人が代りて」行うべきものとされたのである。この現状肯定的・体制保守的発想の根底にある教育観・教職観は、社説の結びに明瞭に述べられている。すなわち「苟も国家の前途を憂え、小学教員の活動が如何に国家の運命に大影響を及ぼすべきかを思はば決して彼の惨状を坐視するに忍びざるべし。……教員待遇の道豈に啻に彼等の為めのみならんや」と。「国家の運命」に藉口して教員待遇の改善を訴えるというロジックと教員の無権利な状況の承認の根底にあるもの、それは教育の目的と機能を国家権力に従属させ、教員をそのような国家教育の担い手として国家権力の末端に位置づけ、教職に観念的・封建的倫理を強制したところの天皇制教学・聖職観に他ならぬことは明らかである。

そこには教員の生活問題を教育体制の問題として深めることを可能とする思想を欠いていたばかりではなく、人間の生存権の問題として、否、もっと素朴に「生」を大切にするというヒューマンな発想さえもねじまげられていること、生活の問題を「教職」意識の枠内に閉じ込め教職の国家的任務の遂行とかかわらせなければ主張し得なかったことが示されている。教員が政治的・法制的にその人間的権利を奪われ、人格的自由を失っていたばかりでなく、社会的にも思想的にも、彼自身の感性においても支配され拘束されていたという点に、いかにすれば天皇制教学の支配体系は教員の行為を内面から支配統制する装置をもつことによって安泰であり得たし、それ

を不可欠の要素としていたことに、聖職観の問題の戦略的意義があったと考えられる。

教員の生活難は1918年に入っていよいよその厳しさをました。「小学教員の結核患者は1万に対して22~24人の割（全国平均は16.5人）同死亡者は1,000人に対して323人で職業別で第2位」「今日の如く繁煩に今日の如くに圧逼せられてはとても堪え得べき者にあらず、遂には病弱よく為すなきに至るも怪しむに足らず」⁴¹ という状況は各地の師範学校の応募数に反映する。東京・京都・大阪をはじめとする九府県の師範学校の志願者は激減し「第一回募集の結果に所定の人員を選抜するを得ず、更に第二回を募集するものあり、甚しきは従来不合格として採用せざりし劣等生をも已むなく入学を許可する」⁴² という事態となってあらわれた。こうして聖職として世俗的職業観を拒絶していた教職のたてまえは、社会的には一顧もされず、「割の悪い」「劣等生」の職業でしかないという現実をさらけだし、教職は新中間層下層の職業であるという実体をいよいよはっきりさせていく。この頃になると教職は他の職業と同じように賃金、待遇などの物質的基準で選択されるという職業観が教員志望者のみにとどまらず聖職意識を徹底的に叩き込まれた筈の現職教員の中にも滲透していたことが「陽気な転職者」の激増となってあらわれている。⁴³

教員の生活自体が聖職観と客観的に対立しそのような観念の存在を許さない事態を生み出していった。「教員増俸に関する陳情書を読む」⁴⁴ 「当局者は須らく先ず眼を開きて小学教員界裏の惨状を視、耳を傾けてその哀訴を聴け」「小学教員中一家を支ふる能はざるものあり」「当局者はこれでも尚ほ未だ覚醒せざるか」⁴⁵ という増俸要求や当局批判の論調が当時の教育雑誌を埋めている。それらは「聖職」の崩壊を事実として極めてリアルに論じながら、しかも増俸要求の論理としては聖職観の肯定を前提として国家教育の将来を安泰ならしめるために増俸が必要だという論理を展開していた。それはまったく体制的論理であり、事実政府が増俸実施にあたって発した文部省訓令——必然来るべき列国情勢の推移と其国民思想の変化とに想倒すれば……教育に関する勅語の聖旨を奉体して益々力を国民道德の振興に致し率平抜くべからざる国家的精神の養成（が必要である。そのための増俸であるという）——のそれと軌を一にしていた。それゆえ「増俸」という要求だけに限定するならば有効な論理であり、論者の意識にそのような戦術的配慮がなかったとはいきれない。しかし現実には教員の生活擁護の大衆的動きが抬頭しつつあったその時に、教員大衆の行動を抑止し、その要求をねじまげ、その要求の発展を

くいとめるために「増俸」が必要なのだという主張、教員大衆の思想悪化・聖職意識の欠落は国家教育の根本精神をおびやかすものとなるという思想を展開したことは、論者の思想の根本に聖職観がゆるぎなく存在していたことを意味する。そのことは経済的要求の主張それ自体はイデオロギーとしての聖職観や国家教育思想への批判に直接的・無媒介に発展転化するものではないことを示していると思われる。

たとえば、当時の教員の経済的要求の烈しさは、政府の増俸実施に対しても「僅少の増給や手当を以て能事了れりと為すあるは誠に片腹痛き次第」と痛烈ではあったが、その批判はなお「嗚呼かくもその生活状態に不安を懐かしめながら献身的に働くべし国家の為に犠牲たれよと云うは余りに無理な注文ならずや」というにとどまり問題の把握は「経済的」な面に限定されていた。この論説は「看よ他の社会にありては或は同盟罷工を企て或は団結して俸給の増加を逼りつつあり」と指摘し、あるいは「浦塩附近の過激派はその勢力を恢復し……各地の小学校教師は総て過激派の傘下に入れり」と書くことによって「体面を重んじ、泣きごとを云はず、苦情を唱へ」ぬ教員がいつまでもそのままではいられないであろうことを見透していた。そこには現実の動向に対する鋭い予見が示されていたのであったが、その「客観的」現実認識は政府の教育政策を「国家の為に採らざる所」とし「貴族院議員諸氏が現政府の高等学校増設に偏し初等教育問題を等閑に附せるを難じて止まざりしもの決して遇然にあらざるなり」という天皇制教育擁護の思想からする政策批判により一層の「客観的妥当性」を与えるにとどまったのである⁶⁾。従って当時の批判（現実から政策への）は体制の論理による批判であった。それは現実に立脚している点において体制批判を内在するものであったが、それが体制の論理をかりている限りその批判は正しく方向づけられなかった。しかし現実と体制の論理とは本質的な矛盾を含むものであるかぎり、やがては現実の発展がその論理自体をうち破らないではおかない。

教員が彼の生活要求を正当に発展させるためには、まず自己を全人格的に呪縛している聖職観から解放することに踏み出さなければならなかったし、また生活要求をまっとうに発展させることは教員の現実生活の中から聖職意識を崩壊させ排除することをもたらし可能性を含むものであった。教員の政治的・社会的自由への目覚めと権利への要求は聖職意識からの脱却によってより自覚的・意識的なものとなり、その政治的・社会的行動はより目的意識的な・理論的認識に導かれるものへ発展することを可能とする。批判は部分的なものから全面的なもの

へ、現象的なものから本質的なものへと拡がり深まることが可能となる。

しかしこの道は決して一筋途ではない。体制と現実との矛盾はその批判の意識と思想の中に反映し、その内部に対立した要素をひめながら展開していくのである。次にそれを検討しよう。

2. 聖職批判の意識と思想

聖職観を克服する契機となった教員の意識の変化は、教員大衆の自然発生的な増俸運動の展開と政府の対策として実施された「増俸」との関連についての認識にあらわれる。政府が増俸実施に踏み切ったのは教員の「思想の悪化」を阻止し聖職のたてまえの崩壊を防ぎ、運動を抑止・懐柔するねらいをもつもので、確かにそれは一般的にいって有効性を発揮したようであったが⁷⁾、他面において運動と政策の関連を事実において示めすことによって、大衆運動の力を教員自身の体験として実証し、その運動の意義の認識へと開眼させる結果ともなった。ある教育雑誌記者はこの点を次の如く確認している。

「夙に待遇問題をひき上げて奮闘し筆はきれ口はすくなる程に論議を試み……団体の力をかりて建議もし督励もしたれども容易にきかれざる……は頗る残念にてありき。而るに……去る六月中旬頃より……小学校教員が大会を開くとか……同盟休業始まりそうとか……教員の増給運動を開始せりとか、各処に穩かならざる風聞起り来りてより俄然当局者の態度一変し、周章狼狽俄かに本問題の解決を為さんとするに至れり。」

もちろんこれは教員の大衆運動の承認に直接つながるものではなく「教員をして彼の労働者が同盟罷工して賃金の値上げを要求したり、団体の力を利用して手当の割増を強請したると同一の手段によらざれば、生活難を脱する能はざるものと思われしはかへすがへすも残念なり」と「唯、当局者の覚醒の遅かりしを」惜しみ政府の対策の不手際を批判する見解として出されたのであった。しかしこの論説が続けて次のような意見を述べていることは注目に値する。

「さはいへ時勢は遠慮もなく小学教員を刺戟して奮起せしめ、誘致してこの風潮に染ましみんとし止まざるもの如きを……人の師表たるものは言論を謹み行動を穩にすべきは素より論を俟たずといへども、共同一致して強固なる団体を組織しその勢力を善用して小学教員界の幸福を増進せんとするが如きは職務に忠なる所以にして国民教育の改善進歩を催す唯一の方策にあらずや、予が夙に小学教員組合を設立すべしと勧告して止まざるもの豈他あらんや。」⁸⁾

ここには教員と労働者の結びつきをイデオロギー的立場としては否定しながらも、それが事実として進行し教員の意識に変化をひきおこしている事態を必然的なものとみる点で客観的であり正確な認識が示めされている。そしてこの認識の上に立って聖職観に重大な変更を加へ「教員の団結によって教員の幸福をはかること」は「職務に忠」であり、しかもこれが「教育を進歩させる唯一の方策」だとし「組合の必要」を意味づけたのである。この見解は、教員の団結の問題を従来の教職観、国民教育観の批判的検討を抜きにして安易にそれに結びつけてしまい、自覚的な権利意識に基礎づけられていなかった点において妥協的・折衷的であったが、ともかく教員の団結を正面から論じ積極的に肯定した点で画期的なものであった。

このような現実の動向に支えられ、教員の増俸運動を「当然の報酬を当然の方途によって呼号するに他ならない」⁹⁾という自覚が生れるにつれて、その団結の内容、意義の認識は次第に深まっていくのである。

「教育者よ、此の惨胆荒廢の生活から脱却すべき唯一の途、それは『力の獲得』だ。起て、奮へ、叫べ、『デモクラシーの徹底』が教育救済の信条なるを。『結合は権力』なるぞ、失墜したる教育權威の復活そは『大同団結』の力である。……所謂『教育会』は……官権に引括られた名儀のよい機関に過ぎない。吾人の要望する『教育結合団体』は独立自由、教育者の意志結合の表現たるものである。……強固なる結合をつくらんと欲すれば、……官権の掌中を脱した自由な自己の力に根拠を据えねばならぬ。……『教育同盟』の組織、目的……は一部人士の会合では役に立たぬ。……全国多数の会集であっても研究協議会程度の貧弱なものであってもならない。……名実共に全国教育者の態度主張を代表するもの……全国教育者の思想を統一し、意志を決定し、態度を確立する程の大勢力を有するものでなければならぬ。かかる有力なる機関を通じて……意思を主張し、要求を貫徹し、抱負を実行することが現下教育救済の第一手段でなければならぬ。」¹⁰⁾

この見解は「動かずにゐて大声叱呼する愚かしい人間は労働の理解自信なくして生活を訓ふる教育者の姿である。同盟罷業の真相を解せず、労働会議の意義を知らず、労働の神聖、労働の真価を信ぜずして産業の発展を企図し、生活の安定を予期し、国力の充実を庶ふが如きは……鶏を割いて卵を求むるが如きの徒である。」という従来の聖職教師に対する痛烈な批判に支えられるものであった。しかしなおそれは「先ず教育者は彼等の同情者となり、顧問となり、指導者たり得る素養と信念とを有たねばならぬ¹¹⁾。と自らをエリート視するものであり「真に教育權威は教育者自身の実力の優越に発する……かかる外的手段（教育同盟を指す）は件の内発權威を擁

護し發揮するの方便」¹²⁾とする観念的な態度からする「教育者の修養見識が社会的生活の実質から甚だしく乖離してゐること」¹³⁾に対する批判にとどまっていた。

ここに示されている聖職観批判は、日本帝国主義の現実に立脚し、それにふさわしい教職観の確立を目指すものに容易に転化する危険性を内包していた。たとえば当時の民力涵養の帝国主義的性格についてそれはいささかの疑問ももたず「遼東還附の昔に復り、臥薪嘗膽の苛責をしのんで挙国一致死物狂ひの勇を鼓し、国家の威信を保証する民力の涵養に全力を尽さねばならぬ」と云い、そのために教育者に「経済的労働的観念の明確な根柢に立って健全なる勤勉力行の精神を鼓舞し、立国の大本、憲政の基礎を明確にして立憲的自治的観念を養成し、国史の成跡、国民性の特質に本づきて偉大なる国民道徳を涵養し科学的実業的教育を振興して国民生活安定の基礎を確立すると共に、其の力を更に社会的に發揮して産業の奨励、自治の徹底、風紀の改善、思想の統一等に十分なる貢献をなすこと」¹⁴⁾を要請していたのである。

当時の聖職観批判の意識は、このように教員の生活要求を肯定し、団結の必要を認め、その組織的結合と行動によって教育を改善すべしという民主主義的反権力的教師像への原像を含みながら、その内部に教師と労働者の結びつきを弱めその団結の内容を骨抜きにしてしまう観念的教職観のもたらす弱さやその組織や行動を全体として帝国主義体制の強化に奉仕させることを許すような教育目的観のあいまいさを多分に残していた。この批判の意識が帝国主義的・体制順応的教師像に転化してしまう危険性をはらんでいたのは、教師の生活と教師に担わされている教育の性質との矛盾が教師自身の意識・思想を分裂させていたことを示しているとともに、この批判の意識の根柢にある当時のデモクラシー思想の欠陥（たとえば、立憲、自治、自由などの観念の曖昧さ、不徹底さ、権力・国家の問題を回避する思想態度など）によるものであった。

たとえば教員の団結を訴える論調も、それが具体的内容を示す段になると「潜勢力」という考えで団結の意味を形式化したり、あるいは議会主義的な枠付けを与えるようになる。『日小』の社説「我が実力の足らざるを憂えよ」が「我が小学教員社会にして今少しく勢力あり権力ありて常に彼等（代議士のこと—引用者）の一挙一動を監視し、苟も国民教育上に不利なる言動をなすに於ては忽ち起つて論難攻撃し、間接直接に之を排斥し得べくんば」¹⁵⁾といい、「全国二十万の教育家に檄す」の論説で「我等の意志を代表する代議士の百名位は日比谷街頭に送り出すようにならなければ」¹⁶⁾と述べているのは、一

面では教員の政治的関心を喚起し、政治的権利への要求を支持するものであったが、他面には教員の団結が「現勢力＝実力的行動」に発展するのを阻止しようという意図を含んでいたのである。

聖職意識の重要な要素である政治と教育を切り離す思想に対して「批判的」な働きをしたのは教育界への民本主義思想の滲透であった。1919年5月に行われた全国教育雑誌記者大会が「学校教員の思想の独立及び地位を保障する方法」を論議し、教員組合の組織、選挙権の拡張など六項目の決議を行ったことは、この思想が教育ジャーナリズムにおいて公認されたことを示している。これが現場の教員の政治的自覚をうながしたことは当然であろう。教育雑誌によせられた教員の投書の中に「政治」それ自体に対する関心を寄せるものが姿をみせはじめている。しかし教育雑誌記者などが書きだしたデモクラシーは「政治」への関心を呼び起す契機とはなっても、必ずしもそれ自体が聖職意識への直接的批判を含むものではなかった。或る雑誌記者は教員の投書（思想的に目覚めた教員が教育界の矛盾に苦しんでいる状況を訴えたもの）に次のような回答を示している。「圧迫なければ奮闘なく迫害なければ苦闘はない。奮闘し苦闘するところにその人の真価は磨き上げられる。……正しい目的に向けて正当な手段を以てしても尚ほも容れられない最後の場合はその社会から一時脱して、もっと高いところから今度はあべこべに先の人々を指導して教育社会の改造を計るべき」¹⁷⁾（傍点引用者）であると励ましている。彼らは思想や理論の問題についてはリベラルで教育界の保守的、因襲的統制についてかなり強い批判を示したが、その教育界の政治的支配機構と思想に対して教員がその内部から徹底的にあらゆる手段をもちいて闘い打撃を加えることには容易に賛成しなかった。彼らは教員の行動に「教育的・理論的」な限界を設け、それ以外の行動は教育社会「外」から行うべきだと考えたのである。彼らは政治の領域では民本主義を議会主義として主張するが、教育の領域にはそのような政治的思考を導入することをこぼみ、政治と教育の分離を相変らず主張するのである。

しかし、現実の教育の政治的性格がもはやどのような論理によっても覆いかくすことができなくなり、一方デモクラシーが社会の公認の思想となったとき、デモクラシーの装いをつけた国家主義的・帝国主義的な「政治教育」論が横行しはじめた。それは「デモクラシー」を承認し「普通選挙」に賛成した上で次のような理論を展開していた。

（教育と政治）「我国では在来政治や宗教から教育家を全然

はなして考えていたがこれは間違いで……現在の教育は国家がこれを管理し監督して国家の生存目的にかなうようにさせてある限り政治と教育とはかなり深い関係がある……児童が将来活動すべき社会は政治をはなれて考ふることは絶対出来ない。……政治上の理解なくしては完全な教師たるの任を果すことは出来ない。」

このように教育と政治の密接な関係を主張しその結びつきを公然と承認することによって、現実の政治に奉仕する教育を一層効果的にするために、教師が国家の政治目的をよく理解して意識的積極的にそれを教育の中に持ち込むことを要求したのである。それが「現行法令上教師に被選挙権を与えておらぬのはかなり賢明なこと」というのは教師の政治に対する関係を権力から教師へ一方的に限定することから生れていることは云うまでもない。ではなぜこのような政治と教育（教師）の関係をつくりだす必要があるのか。この論文は続けて云う。

（普通選挙と教育）「デモクラシーの声の盛んな現代に於ては決して人民を無智ならしめることはできない。……既に既に人民はさめている。然らば吾人は普通選挙を実施して此民衆をよりよく導くより他に仕方がないではないか。……普通選挙の実施と共に政治家達は如何に民衆が愚論の所有者であるかに気がつきまた政治をよくやってゆくには一日も早く彼等を教育しなければならんといふことに気がつくであろう……労働者をして吾等同様の智識あらしめれば彼等を無智にしておくより制御しやすく、従って無教育から来るストライキその他の野性の弊害が少いのである。」¹⁸⁾

このような帝国主義の思想が「デモクラシー」の名において述べられ、労働者蔑視の階級政治の一手段としての教育の機能が公然と「デモクラシー」の装いで横行したところに当時の「新しい思想」の本質の一面があらわれている。「教育制度の整備」「学校教育・社会教育の充実」「教育の機会均等」などの当時の政策批判の意見の中には、このような帝国主義教育思想からするものが含まれていたのである。

3. 教育における民本主義思想の意義

教員の束縛された意識を解放し、その批判の意識と思想を生みだした主観的条件の最大のものが大正デモクラシーあるいは大正リベラリズムと総称される思想と運動であったことはこれまで述べてきたことから明らかであろう。教員の中から教育に対する批判的見解が生れてきたのも、このデモクラシー思想と無縁ではなかった。

明治末以来、次第に抬頭し普及してきた新教育の思想と実践は、その主張・理論・方法は多様であり、思想的

系譜を同じくするものではなかったが、伝統的・因襲的・形式的・強制的・画一的な教育に反発し、自由な・個性的な・自発的な教育を目指す点では一致していた。この新教育の思想と実践の殆んどが当時すでに指摘されていたように「教育方法上の革新論」に終始し遂にブルジョア・リベラリズムの限界を超えることができなかったにしても、「こどもの自由・個性・自発性の尊重」を強調した児童中心主義の教育思想が、これまで教師の生活と意識の中核に位置づいていた絶対主義的・天皇制教育思想に対立することによって、国家教育に対する疑問と批判を生み出す契機となった意義は高く評価されてよい。1917（大正6）年創設の成城小学校設立趣意書は「我が国の小学教育は……此の五十年の歳月に由って今や因襲固定の殻が出来、教育者は煩瑣な形式に因われ続けました。……今こそ此の固まりかけた形式の殻を打砕いて教育の生き生きした精神から児童の教育をすべき時」¹⁹⁾といい、創設者の沢柳政太郎は「デモクラシーを嫌うものは、専制政治を謳歌するか、官僚政治を維持せんとするものである。既に専制・官僚の弊に氣附いたならば決してデモクラシーに反対する理由はない筈である」²⁰⁾と述べていた。この大正自由主義教育の反専制・反官僚の態度を發展させ、その中に含まれていた天皇制批判の芽をのばし、単に方法、形式にとどまらず、その最も中心的な価値観とそれを支える権力と機構・制度に批判的認識を掘り深めることができるかどうかは、当時の人民の力量、直接にはこの思想を支える運動の力量にかかわることであって、その教育思想のみに帰せられるべきことではないであろう。それゆえ大正新教育の実践の限界性、弱さ、不徹底さを認めながらも、それが教員を思想的に呪縛していた天皇制教学に対して批判を加え、教員の教育意識にかなりの動揺を与えた事実を高く評価してもよいであろう。それは教員の体制批判意識が形成されるための潜在的ではあるが重要な契機になったと考えられるからである。

大正デモクラシーの教員運動に対する影響は教育思想の面にとどまらない。デモクラシーの思想の知識層への広範な浸透とその運動化の社会的雰囲気、当時のジャーナリズムの動向を考慮せずには、教員の生活問題が急速に社会問題化し更に政治的問題にまで拡大し得たことは理解しがたいであろう。この思想は封建的・絶対主義的な天皇主義の思想に対しては一定の進歩性・革新性を持ち、国民をしっかり根深くとらえていた「伝統」に対して衝撃を与え、「新しい時代」に照応すべく強要した。それは疑いもなく時代の思想であり、民衆の運動を触発し、そのエネルギーを發揮させる上で歴史的な役割を果

した。政治的には反封建・反専制の民衆運動の組織化を、思想的には近代主義の運動を噴出させた。それは閉塞された時代を転換させた民衆の思想であった。

もちろん大正デモクラシーの思想には本質的な欠陥が含まれていた。それは民本主義に最もよく表象されているように権力批判の根本的見地を取って欠落させた思想であったことは当時から指摘されていたところである。そしてその欠陥のゆえに「時代思潮」となり得たのだとさへ云いうるであろう。たとえば教育界における「民本主義」思想、あるいは「デモクラシー」思想といわれるものはまさにこの本質的な欠陥のゆえに滲透することができたと考えられる。つまり主権の問題を問わぬことによって体制のイデオロギーに転化でき、それゆえに教育という体制イデオロギーの兵站部において公認されることができたのである。たとえば当時書かれた『民本主義と国民教育』²¹⁾は、「民主主義と民本主義とを区別し、民主主義に対しては其の根拠を尋ね、その誤謬を指摘し、且つ我が国民理想を確立して、民主主義が之に合せざる所以を合理的に説明し、民本主義に対しては其の憾義を捉へ、古来我が国に行われたる事実によりて、我が立憲政治の実現せる道程を明かにし、我が国に於て民本主義実行の可能にして而も国家の理想に合する理由を示」そうとするものであった。民本主義はまさに「君民一本主義の理想」に合致するものとして理解され唱道されたのである。「学制の改造」についてある教育雑誌の巻頭論文は、「改造と云う語は、大戦後に於ける世界の標語となった。実に此の大戦によって人類が大覚醒をなし……所有手段を以て姑息を打破し、真の満足を得ようと努むるに至った。……大改造も実に此の唱道（最大多数の最大幸福を以て人生の目的、道德の帰趨とする）を実現するを目的とする」とデモクラシーを謳歌しながら、「学制の改造」の根本義は「小学校の義務教育は、全然国家の経営とすべき事」であると結論した。それは高等教育機関が国家の経営によって行われているのは「階級社会、専制政治の下に於ては、所謂為政者階級の教育を重ん」ずることのあらわれで「今尚ほ此の余風を保持しつつある」ものであり、「義務教育は之を下級自治団体の経営に委し、国家は其の監督すら碌々になさぬこと……視学制度や督学機関の今日尚ほ極めて不備なる」²²⁾ことはデモクラシーに反するという、似而非デモクラシー論が横行していたのであった。こうして「民本主義」教育思想なるものは、聖職意識の中核的部分を保存しながら、新しい帝国主義の教育現実に奉仕する教職観を生み出すために極めて好都合な思想として扱われたのである。つまり「民本主義」教育思想は本質におい

て帝国主義時代のブルジョア・イデオロギーであり、その主要な客観的機能は人民の政治的・思想的エネルギーの革命性を中和し、体制の中に吸収することであったとみることができる。聖職意識や教育政策に対する批判を帝国主義的教育イデオロギーに変質させる思想的媒介項となったものが当時の「民本主義」的教育思想であった。

民本主義思想は以上に述べたような二面性を含むものであるが、運動史における民本主義思想、民本主義的教育思想の評価は、この二面性、矛盾の運動における展開、その現実の歴史過程において果たした役割（積極性と消極性）と運動過程においてその思想自体が変化していく過程に注目してなされるべきであろう。運動の初期において果す思想の指導的役割と運動の展開過程における思想の指導性は必ずしも同質のものではないし、初期において指導的な役割を果たした思想のある側面が思想の本質的性格を示すものとは限らないからである。教育においても民本主義思想の「雰囲気（風潮）」が果たした運動触発の効果、それが「教育政策批判」を発展させた意義を充分評価する必要があるし、またそれが運動の中で示した帝国主義的教育への方向と反体制的人民的教育への方向を明確にとらえながら、それぞれの方向を生み出した思想の側面の性質とこの思想が運動の中で何を契機として対立分極するのか、その対立が運動自体にいかにかに反映されたかに注意する必要がある。

さて次に、このような観点から民本主義的教育観の発展をあとずけてみよう。

1919年の教員運動の展開は批判の思想を一層深め、また広めつつあった。これまで批判の見地を制約していたものが、この運動展開の過程で打ち壊されていった状況について原田実は次のように書いた。

「一部の小胆なる論者が、日本の現状を見て恰も危機にあるものかの如くにあはてるのも亦一応の理無きには非ず……社会問題労働問題等従来の国民生活には絶えて見なかつた種々なる問題が蜂起し……所謂国家の支配階級にあるものは何人もすべて、そのプログラムを全然一変せなければならなくなつて来た。プログラム圏外に出づることを何よりもまが事として来た人々が、いやでもおうでもこれを一変せなくては、生活を保つことが出来なくなつて来た。……けれども日本の現在は断じて危機でない。夜明けである。……

従来は、教育は即ち看板であった。……ただ形式をメリハリすれば足りた。然しながら、教育も亦本年以降さうは行かなくなつた……教育は真に有力なる能力を涵養せなければならなくなつた……国民は教育を政府だけに或は教育者だけに任せておけなくなつた。また同時に政府に対する監視や教育

者に対する監視をも嚴重にする必要を感じて来たのである。これを教育者の側から云へば……ゴマカシの教育者は、極度の恐慌を感じるけれども、真の教育者は茲にその希望に充ち満ちた輝やかなしい曙を迎へたわけである。……

先ず第一番に思ひ浮ぶは、本年初頭の帝国議會である。本年の議會に於ては、教育問題の討論が実に盛んに交はされた。……御下賜金といふ名目の故に十分な論議を差控へられたるは寧ろ甚だ遺憾であつたが、……

次に新学制の実施も……形式の幾分の改良にとどまつて……一定の能力ある万人が、同様に……利用し得るやうな……学制とは云へない。

次ぎには、国民の新興思想に対する政府並びに治者階級側の周章狼狽が、思ひ出される。……というは臨時教育會議が年頭に當つて、「教育の効果を全からしむべき一般施設に関する建議案」といふようなものを決議して政府に向つて長文の建議を致し、所謂民力涵養民風作興を計つたのや、内務省が、民風作興の訓令を出したり、また巡回講師を備うてその趣旨を宣伝せしめ、専ら民心を一途に収集統一せんとした如きを指すのである。然しながらこれらは、国民の新興思想を束縛せんとした傾向を帯びてゐたので左程の効果を収めたと思へぬ……国民は、これを機縁として徒らに治者階級に依つて己れの教養を左右せらるべきでなく、また彼等に頼つて己れの教養を建設すべきでなく、自ら自分自身の力に依つて為さざるべからざるを自覚するに至つたと思ふ。この自覚はやがて、自分自身の生活態度、乃至は思想の持ち方を、一層自覚的ならしめたことはいふまでもなく、国家の教育に対し、また教育者の教育に対して、檢閲的監視的態度を取らしむるに至つて来てゐる、……即ちここに真の教育者は百万の味方を得るの機縁を得た。……

……本年は実に教育者自身にとつても時代を画すべき記念の年であつた……従来教育者は、自分の使命に対して真の自覚を持たなかつた。従つて彼等には、自分の待遇に対して公然たる要求を為すと云ふようなことは、思ひも及ばぬことだつた。自分の仕事に対して他が如何なる容喙を為そうと、それが政府や或は少しく世間的地位の上なるものである限り、一言の弁解をする勇氣すらなかつた。況しては、その容喙を拒絶するなどといふことは、ゆめにもなかつた。然るに本年は、その態度を一変した。待遇案に関しても、自から堂々と打つて出た向きがある。自分達の仕事に関しても、少々の主張や反抗を為している。……これは傾向として見る時、如何にも祝福すべきことである。……僕等も自分の雑誌で絶えず教員俸給の向上を論じてゐるが、実は僕等は教員自身でさういふ要求をせねばならぬと思つてゐる……さういふ要求が漸くこの頃教員の間に見えて来たのは如何にも快事と云ふべきで、彼等が己れの使命の重大さを真に自覚して来たからによるのだ……教育者自身大いに眼覚めて来たのである。……」²³⁾

この中では多くの問題が触れられているが社会問題や労働問題などの勃興にふれながらこれを「日本の夜明

け」とみる観方、教育の目的を個人の問題からとらえ、そこに新しい教育観の誕生を指摘している点、就中、「御下賜金」の問題をとらえて、そこに論議を封殺する「天皇制」の批判に接近していく態度などに、これまでの「大正デモクラシー」思想が敢えて放棄して来た観点が、萌芽的ではあるが生れて来ていることが認められる。政府の教育政策に対する批判もその本質的な点に集中されていることは、これまでの「批判」とは明確にちがっていた。必ずしも精確ではないが教育政策を階級支配・イデオロギー統制として批判し、国民は之に対抗して自分自身の力によって支配階級の手から教育を奪い返す必要を説き、国民の中にその様な動向を見出していることは、教育観の転換を示している。聖職観にかかわって教職の新たな意味づけ、教育の自由、教師の団結の問題、教育権の認識などをここに読みとることは、必ずしも読みすぎではあるまい。

このような変化をひきおこした契機の一つは、原田自身が暗示しているように「労働問題などの蜂起」であった。「体制内の改良」の思想である「民本主義」が、国民の諸権利の要求を形式化し矮小化していく過程を、その内部から変革していったものは、その諸権利を運動において現実化しようとした労働運動を中心とする動きであり、その運動の中で鍛えられた所謂社会主義思想であった。これが「民本主義」思想の洗礼をうけて伝統的教育観に多かれ少なかれ動揺を来たし、既存の価値体系にかわるべき「新しい価値」を模索していた教育界の中にすこしずつ滲透していったのである。1919年後半から翌年にかけての教育雑誌の論説や記事の中に、この動向がかなり顕著にみられる。『創造』の読者欄にのった「東京市に於ける、教員増俸要求運動の風説は、生活に悩んでゐる私をして、窃に会心の微笑を漏さしめた……ああ、同盟罷工を敢行し得る労働者は、私よりも物質的にも道徳的にも優者だ。道徳的低能者……それが壇上で倫理道徳を説いている」「或研究会で一教員は此方法は現在附属でやっているから決して誤りはないと些の臆面もなく述べた。……従来の教育は余りに無批判であった……上位者の意見だから、監督官の御命令だからとわけもなく盲従した。驚くべき批判の基準ではないか、……我等は真理の前に権威や抑制や上官的な地位を認めない…只自己の思想を育み識見に信頼し透徹した批判の眼を光らせよ」²⁴⁾という投書は決して特異なものではなかった。

原田実の論説「教育者と自由」²⁵⁾は、「今日の教育者が余りに狭隘なる境遇に押込められて、何がなしに自由奔放なる活動を己れ自身抑圧し勝ちであるような客観的

にも主観的にも極めて貧弱なる心境に生活してゐる」状態に目覚め、この束縛を自覚し、「それを断ち切らんとして」いる教員の意識、認識の変化を次のように述べている。

「真の教育者は、今日如何なる点に於て最も束縛を感じずであろうか。生活費の限定から来る束縛、言論思想の上の束縛、日常行為の上の束縛、これ等の束縛は皆何れも軽からぬ束縛である。然しながら……今日の優れたる教育者にとっての最大の束縛は教育の実権が与へられぬことである。教育の実権とは何か。教育の目的と方法とを自ら創建する権利である。この権利を与へられざる限り、教育者は単なる職工にすぎぬ。」

ここに「教育権」の要求が「目的と方法とを自ら創建する権利」として認識されている点で国家教育の核心に対する批判の見地を含むものとして提起されているとみることができる。それは大正新教育の「方法の自由」の限界を打ち破るものであったし、所謂「教権独立論」として天皇制教学の体制内に於て以前から屢々論ぜられていた、教育行政の一般行政からの独立、つまり天皇大権に直属するものとして教育体制を構築しようという絶対主義的教育思想とは明確に質を異にするものであったと云う点は特に注意してよい。というのは当時における教育権の発想は、その思想的系譜において教権独立論につながるものが殆んどであったからである。

この教育権の主張は思想的には「デモクラシー」にもとづくものであると共に、直接的には労働運動の刺戟に触発されるものであったと思われる。すなわち、先の論文は次のように続いている。

「重役や技師より与へらるる設計の一部を忠実に行へば職工の役目は済む。職工に創造の欲びの無い所以である。今日職工が産業の企画に対する参与権を要求しつつあるは蓋し当然である。この意味に於て、教育者の自由を求むる眼目も、教育の企画に対する参与権の要求、即ち教育の実権に対する要求一例へば教育行政に対する参与権の要求—といふ点にあらねばならぬ。」

この教育権の主張はその理論的根拠を明らかにしていないし、教師の権利の要求にとどまっているという不充足さをもつていたが、それは新らしい思想や主張がもつ当然のことがらだからここでは余り重大な問題ではない。しかし、この教育権の主張がそれを支える階級的基盤について触れるところがなかったという問題は軽々に見逃すわけにはいかない。教師が教育権を主張し、それを現実貫徹するためにはそれを支える力が必要である。つまり教育権がギルド的なプロフェッショナルな要求にとどまらず、近代的な意義をもつためには、それが国民との関係で主張されなければならないし、少くとも教

員自身を国民の中に明確に位置づけることが必要であった。この点において、この教育権の主張は一見明確な目標を示しているようにみえながら、運動の中でその内容を豊かに発展させる契機を欠いていたのである。それゆえ、この思想は萌芽として歴史的意味をもつものではあったが、教員自身の経済的、社会的地位と位置づけについての認識の発展がこの思想の開花には必要であった。このような条件の存在において、この教育権の主張は、帝国主義的教育に対する意識的な批判の運動である教育労働運動につながる事が出来るものとなる。

1919年以降の教育界の思想状況はこのような条件が形成されつつあったことを示していた。雑誌「創造」で健筆を振っていた遠藤早泉は、教員互助会設置によって教員の運動を抑えようという当局の政策を鋭く批判して次のように云った。「相互に助け合うでなければ他に吾々生活を保証する機関がなく法令が無いという無惨なる事実が互助会存在の一子件であらねばならぬ」と云う「原因」にこそ目を向けるべきである。互助の精神は第一にそこに向けらるべきであると。「茲に一人の免職者があったとする。それが正当な官憲の処置に依って致された処分でなかった場合でも、従来教育者の間には之に対する何等の互助はなかったのである……互助は経済上から行く方法(と)政治的方法……地位と名誉即ち教育の權威の為に不法なる為政家若くは社会の有する方面と戦ふ者」でなければならぬと強調した。更に彼は次のように指摘する。

「何故に吾々は一層其の根本に立入ることに依って、かくまでもせなければならぬ現実の中心に討って戦ふことが出来ないのか。……要するに権力と経済の前に脅かされる教育者の怯懦が之を誘致したもの……此のためには当然今の互助会を一層政治的なものに改造せなければならぬのである。」²⁹⁾

遠藤のこの鋭い批判と運動の方向の適確な指示は、彼の意識がほぼ完全に聖職の枠を脱していたことと結びついている。彼は「教育職業を特殊的に扱う態度……教育は天職だという愚論」を批判し、「それ(教職)は平等な国民生活の前に自由選択を許された職業口座……職業は自由である」と主張しながら、教職に対する根本的な批判を行うのである。

「職業精神以外の条件を以て青年の教養となし、且つ其の故を以て卒業後の自由意志をまで束縛せんとする姑息の手段を何と見るか。これ恰も前借の故を以て一身を束縛せらるる娼妓の猥務と何等軒輊が無いではないか」「今日の……根本誤謬が特殊不自然なる教育観にあることを信じて疑はない。」²⁷⁾

彼はこのような見地に立つことによって、当時の教員運動の展開を偏見なしにみる事ができ、その歴史的な

必然と教員運動の意義を認識したのである。教員の増俸運動、同盟罷業の事実に対して「教育者の物質的要求が既に論議の域を脱して実行の境に入」ったのは「従来の如き温順なる方法によることの頼み甲斐なきことを自覚した結果、強烈に自己の正当なる権利を要求する態度に出たものと解すべきで」「吾々はそれまで決心をした下に見える正当な権利の目覚めを喜び」「聖人君子の如き現実の超越者が国民教育者として必ずしも適当なものであるとは云へない」「今後の教育者に……一層自我に目醒め権利の主張に臆病ならざる態度を要望」し、「自己以外に頼む可き所はない。……それが正当な道行である」²⁸⁾と指摘している。

このような思想は聖職観の中核である政治と教育の認識・立場を根本的に批判することによって教育全体の改造を見透す科学的認識に前進することを可能とした。

「一つの組織が倒れて新しい組織が取って代はるには、最早到底持ち堪へらるべくもないどん詰りまで押し遣られなくてはならないのかも知れない。そして組織の改造は漸進的というよりも……飛躍的に来たるのかも知れない。……」

……現代教育組織の……根本的な欠陥はすっかり政治組織の支配のもとにあるということ……到る処に於て政治力が教育を左右しているのを見るのである。……

……現代の政治組織のもとに於て民衆は人間として生きるよりも、先ず第一に国家の住民として生きなくてはならないことを教えられる。国家主義は飽くまでも徹底的に教育の中に這り込んでそれを支配しようとしている。……国家の為に都合のいいもの、国家を弁護するものを真理として教え込もうとするのが、教育の目的であるようにされて了ふ。そして国家が恰も社会と同一であるかのように多くの人は思い込ませられて了ふ。……

……十分なる自由と独立のもとに組織され、且つ教育家各自にも十分なる自由が与へられずして、どうして責任ある教育を施すことができよう。……

……改造は如何にしても来たらなくてはならないであろう。そして教育組織の改造も、また全体の社会組織の改造と歩調を合わせて行かなくてはならない。……吾々今日なすべきことは、来るべき社会の根本的改造の為に、心の準備を整へておくことである。」²⁹⁾

このなかには既に体制の枠を脱した思想が生れていることを認めることができる。それは後に教育労働運動の中に展開された思想と同質のものではないか。

- 1) 「教育者は須らく余裕あるべし」『日本之小学教師』(以下『日小』と略記) 大正7年1月号
- 2) 「師範教育の危機」『日小』大正7年5月号
- 3) このような職業観が聖職のたてまを崩していく過程は実体としてはかなり早くからあらわれている。それは教職の社

会的構造の変化にもみられるし具体的には師範応募者と社会の経済景気の変動との相関関係にあらわれている。(I・補論3第5図参照)その詳細は唐沢「教師の歴史」P265以下にゆずるが、一言にして云えば「不景気には師範学校の門繁昌し、景気には即ち雀羅」という関係である。これは教員給与が極めて低い水準において安定していることに由来する。師範学校の給費制度は師範応募者が景気によって変動するのを調節する役割をもたせられてくる。千葉師範の場合は大正9年度には本科一部男子は一ヶ月7円を10円に、女子5円50銭を8円に増額、更に大正11年度には毎月の給費の外に入学準備金として男子25円女子10円を支給しているが、大正14年度にはこの準備金が男子20円女子5円に減額され、15年度には全廃されるという具合である。現職教員の転職状況はこのような職業観の滲透の一つのパロメーターでもある。唐沢前出書P・142以下参照。

- 4) 『日小』大正8年3月号の社説
- 5) 『日小』大正8年4月号の社説
- 6) 「小学教員中一家を支ふる能はざるものあり」『日小』大正8年4月号
- 7) 増俸や教員優遇策が教員運動の発展を阻止した有力な条件とする見方は当時の労働年鑑は勿論、今日の教員史研究者の通説である。これは運動の主目的条件との関連を十分に考慮していないという点で客観主義的であり、政策と運動との関係を一面的にみているきらいがある。
- 8) 「小学教員の待遇問題は漸やく解決せられんとす」『日小』大正8年9月号
- 9) 村山英夫「生活の核心に生きよ」『創造』大正8年6月号
- 10), 12) 村山英雄「竟に弱い者は教員なるか」『創造』大正8年8月号
- 11)13)14) 村山英夫「民力の涵養と教育」『創造』大正8年5月号
- 15)16) 『日小』大正8年5月号
- 17) 『教育学術界』大正8年10月号
- 18) 高木稲水「普通選挙と教育」『教育時論』大正8年12月25日号(以下『時論』と略記する)
- 19) 森徳治「成城小学校の自由教育」(三一書房刊『日本教育運動史I』所収)より重引。
- 20) 沢柳政太郎「民主主義を論ず」大正7年2月
- 21) 橋本文寿『民本主義と国民教育』大正8年刊 宝文館
- 22) 『時論』大正9年1月15日号
- 23) 原田実「歳晩回顧録」『時論』大正8年12月25日号
- 24) 『創造』大正8年8月号
- 25) 原田実「教育者と自由」『時論』大正9年4月15日号
- 26) 遠藤早泉「互助会の外的精神を難ず」『創造』大正8年6月号
- 27) 遠藤早泉「給費論者の根本的愚謬」『創造』大正8年7月号
- 28) 遠藤早泉「教育者の経済生活を論ず」『創造』大正8年8月号

29) 佐野袈裟美「教育組織の改造」『創造』大正10年5月号

III 教員の運動・組織

一大正教員運動小史一

教員の意識・思想を体制的価値体系内に緊縛していた聖職観が動揺しはじめ、教員の生活や教育に対する要求の噴出・行動化や権利意識への覚醒を抑える魔力を喪失していく過程は、日本帝国主義の確立と全般的危機の開始という社会的・体制的な激変を基底的過程とするものであった。この中で生れた聖職観に対する批判の意識・思想はこの社会的矛盾と体制再編を教育の場において思想的に反映したものであったから、「民本主義」思想(それはこの社会的・体制的激変の思想的徴表である)を共通の思想軸としながらも階級的対立をその中に含み、やがてはその対立を顕在化せずにはおかなかった。すなわちその批判の性質は、教員をとりまく現実と聖職観との甚だしい懸隔のため体制のイデオロギーとしての実効を既に失っている事実に向けられる体制肯定的な批判と、現実と観念との矛盾から体制それ自体を批判する見地を獲得するに至った体制変革的なそれとの二つの側面をもつものであった。前者は形成されつつある帝国主義的教育体制に見合った新しい形式・内容によって聖職観を更生させようとし、教員の不満・批判を帝国主義的イデオロギーへと誘導し、そこへ解消させるが、後者は体制自体と対立する自己ならびに労働者階級を発見し、体制批判の見地を階級的権力批判に高めることによって、形成されつつある帝国主義的教育体制に対する批判を準備した。

これらの批判の意識・思想は教員の生活の事実、教員の自然発生的な生活防衛的運動に触発されて生れたが、それは思想として形成されるや否や教員の諸要求を理論づけ、運動を指導し方向づける積極的な役割を果すようになる。教員の諸要求が組織されるということはその組織された運動の性格を一義的に規定するものではなく、教員の生活要求や既存の体制的価値観に対する批判意識は即自的にその運動の「反体制」的性格を意味しない。もし運動が教員のそのような批判意識や要求に根ざしていることのみによって判断されるならば、それは要求と運動とを直接的・無媒介的に結びつける経済主義的・自然生長的な運動観の誤りを犯すことになり、運動における主観的条件、理論的・思想的契機の重要な役割を軽視することになる。これを大正期教員運動の展開過程につ

いて云えば、教員の諸要求の組織化を体制側と民側との対抗関係の中で把握すること、体制側の教員組織化の動きを打ち破って自主的な教員運動が展開される契機を明らかにすることが必要なのである。以下において先ず体制側の教員組織化の動向とその特徴を検討し、それとの対抗関係の中で自主的な教員運動の特質と運動発展の論理を追求していこう。

1. 体制側の教員組織化の動向

既成の半官的教育会が教員の要求（増俸、教育費国庫補助など）をかかげて運動を展開した事例は少なくないが、それが教員の組織化運動として展開されるようになるのは大正期に入ってからであった。⁹¹それは帝国主義的教育体制の形成に伴う教育の社会的機能拡充の必要を反映するものであり、既成教育会の体制内における機能が変化してきた事情によるものと考えられる。

そのような動向は1905（明治38）年の内務省・文部省の「地方青年団奨励」の通牒や1911（明治44）年の「通俗教育調査委員会」官制公布などにあらわれていたがこの教育の「社会化」が帝国主義的教育の基本的要求にもとづくものであることは、これに対応する既成教育会の動きに明瞭に示されている。既成教育会として帝国教育会（中央）と信濃教育会（地方）を例にのべるならば帝国教育会は1911年に「通俗教育講演部」を設置し、1913年には「通俗教育部」設置により、政府の方針を教育会の活動の中に具体化しており、信濃教育会も官制公布と同時に通俗教育に対する教育会の活動を計画し、翌年から7～800円の県補助金をうけて毎月のように各地で通俗教育の催しを行っていた。それは幻燈・講演・講談・訓話などで、その内容は立志経歴談・赤穂義士談・武士道・偉人伝のような封建的道德教化から地方自治体についての政治的「啓蒙」・選挙権の解説などの「公民的」教化など様々であったが、特に「海外発展の唱道鼓吹」に力が入られていたことは注目し得る。この「通俗教育」を必要とした事情及びそのねらいについて『信濃教育会五十年史』は次のように述べている。

「本会が特に通俗教育に力を致すに至りしは、大正三年……世界大戦争の勃発し、是に基く国内に於ける経済事情の変動と、国際場裡に於ける帝国の好条件とは、国民の海外発展を鼓舞激励する思潮を産み、以て物価の昂騰の緩和と人口問題の解決とを期すると俱に大和民族の世界的雄飛を企図するの風潮頓に高まるに至れり。然れば一般大衆を対象とする本会施設の通俗教育は自ら海外発展に関する事項に触ること多かりき。」⁹²

この通俗教育の強化に示された動向と教育会の対応はこの問題に限られるものではなく「新しい時代」に照応する教育の全構造的変化に連なる前触れであり、既成教育会もその機能をこれに合わせて変容すべく組織・機構の改革を進めていた。たとえば、信濃教育会は1912（明治45）年以來、「制度上に於ける画期的大改革」を計画し、三ヶ年の日子を費やしてこれを実現したが、それは「会員制度ヲ改メ」「本県ヲ通ジテ小異ヲ捨テテ大同ニ合シ、教育ニ志アルモノヲ挙ゲテ皆之ヲ会員トシ、一致団結會運ノ進歩ヲ期スル」こと、「代議機關ヲ改良」して「会員ノ意志ヲ疏通シ、本会の主義方針ヲ定メンニハ、広ク輿論ヲ喚起シ、衆ト共ニ事ヲ為サザルベカラズ」ということを内容としていた。⁹³つまりこの制度改革のねらい、改革を要請した客観的な事情は次のように考えられる。

教育政策の対象の拡大・性格の質的变化・政策内容の統一の実施の必要などが、既存の小地域に分立した教育会では機能的に不十分になり、教員を十分に統轄し政策意志を貫徹するためには統一的組織が必要となった。さらにその組織は単に上からの政策の伝達機関にとどまることなく、それを「自発的・能動的」に実行しうるものでなければならず、それは時代思潮の動向から「代議的」な形態、「輿論ヲ喚起シ、衆ト共ニ事ヲ為」すことが要求されていたばかりでなく、政策の内容とその遅滞ない充分な実現のためには教員大衆を動員する必要があったからであろう。たとえば信濃教育会についてみると、1913年において、組織的には16郡教育会が加盟していたが実際の会員数は県下中小学校教員数の四分の一に過ぎず、しかも總會選出の本会議員と部会選出議員（郡教育会）との間には溝があり「後者は往々本会の活動を掣肘することありて、其の統制と活潑なる事務遂行とに於て遺憾の点尠からざるものあり」⁹⁴という状態があったのである。

信濃教育会は1914（大正3）年2月の議員会で大改革案を実現し「是に因りて大正二年度1837人の会員は一躍6740人に増加し、加ふるに本会は単なる部会の联合体に非ずして有機的の一体を形成するに至り（り）……茲に初めて二市十六郡の全県的統一を実現」⁹⁵し、「本会議員会は本県教育に関する万般の諸問題即ち本県よりの諮問を初め、本会若くは各部会より提出の諸問題を討議に附し、議員会は恰も一県教育是の樹立、教育思潮の発源、教育施設の計画等に就き其の源泉たるが如き觀を呈する」⁹⁶という教員大衆の「自発性」を汲みあげながらこれを統轄・誘掖する有力な機構をつくりあげていった。もちろんこの教育会の教員組織化は制度的・機構的な改

革のみによって行われたのではなかった。それは教員の生活要求や教育上の要求に応える活動を一方で展開しつつ巧妙に進められたことは、この時期の教育会の議題に「教員互助法」「教育費国庫負担」が屢々みられることから推察できよう。

帝国主義的教育政策の内容が教育会の活動にどのように滲透していったか、教育会はどのような活動を展開したのか、という問題について帝国教育会を例としてみることにしよう。帝国教育会は1914（大正3）年頃から会員数が急速に増加しはじめ、その組織整備の進行がみられるが、この時期の会の活動で第一に挙げなければならないのは、1916（大正5）年に行われた「戦後教育に関する調査」⁷⁷である。それは「我が帝国が永く列強競争の間に立ちて其威信を維持し」ていくために改善を要求されている事柄を教育全般にわたって述べたもので、制度的には合理化・能率化が、教育内容・方法の面では児童の個性、実用性・科学性の強調が目立っていた。それは委員長自身が報告で「理想に馳するの嫌あらんも……凡そ是位の程度の教育を施すにあらざれば」と述べたように、日本の帝国主義的發展を教育的に保障しようとするものであったが、そこには当時の政策のブルジョア的合理化、近代化（帝国主義的）の志向がやや「理想」的に誇大にあらわれている。それゆえ、その中で示されている義務教育年限八ヶ年、師範制度の根本的改革（高度化）、教員の官吏化による待遇改善、教科書の民間自由編纂、児童の心理の顧慮、教育の生活化・実用化・科学化などの新教育思想への傾斜は、当時の教員の要求をかなりよく反映していたと思われる。

しかしこの改革案によって達成が期待された課題は「海外發展の気風養成」（その具体策イ）教員の海外派遣視察、ロ）教員及生徒をして新領土、租借地及隣国を視察せしめる、ハ）教科書中に海外發展に関する資料を多く加ふる）であり「国民的精神振作」（その具体的内容イ）自覚的忠君愛国の精神 ロ）立憲的思想及性格 ハ）経済的思想の養成）であった。ここには日本帝国主義的教育に対する要求が極めて明確に打ち出されている。そしてこのような基本的性格は帝国教育会の学校教育に関する活動のみではなく、1911年以来の社会教育面の活動、「通俗教育部」（1911年）「講談落語調査報告会」（1919年）「今後の国民思想指導上教育者の注意すべき点如何」という懸賞論文募集（1919年）「社会教育協議会」開催（1922年）などに一貫していた。

帝国教育会はこのような帝国主義的教育へ教員を動員し組織するために「教育費負担金増額」「教員の待遇改善」「互助」の問題を極めて活潑に取りあげたばかりで

なく、教員の切実な要求をもとに直接教員の組織化にのりだしていった。たとえばこれまで既成教育会の活動の中で事実上無視されて来た女教員の要求、有夫女教員の能率に対する過小評価とそれにかからまる待遇差別の問題や産前産後の休養の問題などをとりあげて全国小学校女教員大会を開催し（1917年）やがてこれを全国聯合女教員会（1924年）に組織したのは帝国教育会であった。また教員の思想的要求に対しても巧みな配慮をしめしている。

1916年頃から、例年行われていた教科、教育理論を主とする夏期講習会の他に冬期講習会が関われるようになったが、その演題と講師の顔振れをみると吉野作造「近代外交史」（1916（大正5）年冬）河上肇「近世経済思想史」（1919（大正8）年夏）などがみられ、1920（大正9）年1月の第一回思想問題研究会では、佐藤鋼次郎「コレクティブズムに就いて」堀江帰一「労働問題」「社会主義に関する問題並に国民道徳との関係」深作安文「個人主義に関する問題特に国民道徳との関係」杉森幸次郎「デモクラシーに関する問題特に国民道徳との関係」吉野作造「デモクラシーに関する問題特に国体との関係」などが並んでおり、教員の意識や思想的要求に即しながら、それを日本の国民道徳、国体観などと調和させ、体制に同化させようとする巧みな意図がうかがわれる。そしてこれらの一見デモクラシーへの理解、寛容さの中にも一本太くつらぬいていたのは天皇主義的国民道徳の筋であったことは、これらの講習会や研究会の中に毎回必ず、教育勅語の最も代表的な官許解説書「勅語衍義」の著者である井上哲次郎が「国民道徳」を講じていたことにあらわれている。

この後の研究整理委員会は「思想問題に対して教育者のとるべき態度」について「我国固有の国民思想に立脚して現代の世界思想の長所を取り入れて国民教育を施すべきこと」を決議しており、これらの講演会で教員に「自由に質問及意見の交換をゆるし」て教員の思想的要求を一応満足させようとしたのも「大戦後の外来思想の流入の為に、教育者の思想も亦動もすれば動揺を来すが如き惧れがあるので」これを防いで、体制的価値観の伝達者として教員をしっかりと掌握するためであったと考えられる。⁸¹ 事実、この根本的立場に関しては帝国教育会は1917（大正6）年以来、文部省普通学務局編輯発行の「時局教育資料」を複製して毎月発行しているほか、「戊申詔書述義」「聖諭略解」等を会で編纂して、教員その他に広く頒布するなど天皇制教学の根本を堅持して、いささかの動揺も示していないのである。

帝国教育会の教員組織化の努力は、以上のように教員

の要求を多面的にとらえて会に組織したばかりでなく、更に全国に散在、割拠している地方教育会の大同団結をも目指していた。1918（大正7）年81の教育会の加盟による帝国連合教育会が創立され、これは1926（大正15）年には全国連合教育会となった。このような全国的組織的連合への努力が、教育費国庫負担増額、教員互助法の要求や原内閣の市町村教育費整理案反対（1921）師範教育の改造（1923）、あるいは「教育国策を樹立せんが為め、なるべく多くの教育代議士……の選出を希望する」（全国聯合教育会1923（大正12）年11月決議）という教員の政治的要求などを背景にした市町村義務教育費国庫負担増額期成同盟会、教育擁護同盟、師範教育改造同盟、教育団体総選挙聯盟などを組織したり、協力応援したりする活動の中で行われた。こうして会は1923（大正12）年には5390名という当時の1個の教員団体としては極めて大きな組織体へと発展し全国各地の教育会に対する政治的・組織的影響力、指導力を確保するに至ったのである。体制側の教員組織化がかなりの成功を取めたことは体制的運動が背景にもっている権力機構の強力さを物語っている。既成教育会は政治権力の公認と支持、政治的支配機構との密接な連繫を直接に活用するほか、教育会の機構（教育閥や名望家・地域社会のボスなどの支配・統制の機構をそっくりそのまま組み込んでいる）が教員の職場や日常生活をとりまく政治的・社会的・人間的諸関係の実体とみごとに照応していることを十二分に利用して、教員を組織していったのである。

しかしながら既成教育会の教員組織化の成功をこの権力的な直接、間接の強制力にのみ求めるのは一面的であろう。体制的運動といえども教員を「大衆的」に組織していくためには教員の要求にこたえ、それを充足することが必要であったことは既に述べた通りである。事実、既成教育会は教員の要求にこたえるという「民主的」外被をまとうことによって、教員を組織し、教員の自発性・能動性を引き出し、こうして教育を帝国主義の現実にふさわしいものに「革新」し「合理化」する活動、教育機能を外延的にも拡充し帝国主義に奉仕する「社会教育」へ教員をかりたてることができた。

体制的運動の「民主的」外被は本質的には体制の意識的「偽態」であり体制側が教員を誘掖するために投げた「餌」であったが、他方副次的・部分的な側面として、当時の教員大衆を思想的につかむにいたった大正デモクラシーの反映、民主的要求の結果、大正デモクラシーの活動の結果という面をもっていても否定してはならないだろう。これは、民本主義思想の二面的性格や帝国主義の大衆社会的性格と不可分に結びついている問題で

ある。体制的運動を検討する場合、この副次的側面が重要なのは、そこに運動と大衆との組織的接点があり、自主的大衆の運動と体制的運動とが区別される組織論上の問題点、あるいは自主的運動が体制的なものに変質、吸収されていく転移点が含まれていると考えられるからである。このような意味から体制的運動のイデオログたちの意識・思想の「主観的」側面を検討するため、帝国教育会の会長沢柳政太郎の運動思想について考えてみたい。

小論の扱っている時期の帝国教育会の代表的イデオログは会長沢柳政太郎や専務主事野口援太郎に代表されるように多かれ少なかれ「大正デモクラート」たる意識をもつものであった。彼らの果たした客観的役割（とくに帝国教育会において）は体制的な、帝国主義的教育体制の推進であったことは云うまでもないが、彼らの主観的立場は必ずしもそうとは云いきれない。例えば沢柳が成城小学校の創立において意図したもの、野口が児童の村小学校の創立や教育の世紀社の活動に参加して追求しようとしたものが、民主主義的教育の建設であったことは疑いないし、彼らの政府の教育政策批判が教員大衆を瞞着する「意識的偽態」として行われたものではないことは勿論である。彼らが当時の教育学者の中で最も民主主義的識見をもつ人々であったことは明らかである。たとえば沢柳政太郎は帝国教育会会長として、1922（大正11）年、学制頒布五十年記念として計画された教育会館建設の「趣意書」や「訴え」で次のように述べている。

「……教育者が忠実に、其職務に従事することはもとより大切であります、又相会し、相集り、団結して尽力すること、甚だ必要であります。否今日は団結の力によらなければ、如何に道理ある教育者の提案も、実行は出来ません。教育者が其の公議輿論を実現せんとするには、一致協力して教育社会の權威を確立せねばならぬと信じます。……」⁹¹

「……今日では如何なる主義も主張も輿論の同意を得なければ、それを貫徹すること能は（ず）……輿論の力に訴へるには、何よりも教育者の一致団結が必要である。……教育者が……至当々然の要求さへも常に度外視されて居たのは何故であろう。……教育社会に於ける一致団結心の薄弱が、最大の理由であったと。内に於ける団結心の乏しい団体が、外に対して勢力を生ずる道理は絶対ない。近来に至り、我が国の教育者も大に自覚し……つつあれど、時勢の要求は、尚ほ一層鞏固なる結束を望んで居る。……

……社会の各方面に於ける団結力は非常に鞏固になりつつある。大同団結して、何等かの要求を提出するに当っては、其の団体の成員が、何れもみな個人的犠牲を意に介せず、献身的な努力を惜しまない。教育者のみが、従来の如く個々分

立の状態を継続して居るのは……教育者自身の生活問題に対する至当の要求も、国利民福増進の基礎たる教育上の提案も空しく葬られてしまふ。教育者自身の為めにも国家及び人類発展のためにも、諸君は非常に鞏固なる団結心を要する時が来た。……」¹⁰⁾

沢柳の活動は「教育社会の個々分立の状態」を克服し「大同団結」を実現し、その団結した「団体」の力で「教育者の至当の要求」を貫徹することに向けられていた。これは帝国教育会の活動の仕方にもよくあらわれている。彼がこの教員の組織によって果されることを期待したものは、所謂「教育上の」事柄に限られなかったし、むしろ教員の生活的な要求を重視していたことは注目し得る。彼は教員組織が「教育社会の輿論の発表及び実行」や「教育者の生活問題の解決（待遇、購買組合、保険、互助救済等）」の機能を果すことを期待していた。しかし彼の活動はその意図を充分に実現することに役立たなかったのみならず、結果的には体制的運動の強化に奉仕しただけであった。これは運動論・組織論の問題に限定して考察するならば、彼の考えには次の諸点に重大な弱点があったことと無関係ではない。

第一に、彼は教員あるいは教育界の要求を即自的な形で把握するにとどまり、それに含まれている本質的な要求を運動の課題に位置づけようとはしなかった。彼は要求にもとずいて運動の大衆的基盤をひろげ、組織を拡大したが、運動を大衆行動として発展させることによって大衆の意識を変え、要求を深め、運動の質を高めるという運動論的観点を欠いていた。つまり一言にして云えば、運動を教員大衆の主体的実践の土台のうえに礎こうとするものでなかったのである。第二にそのことは組織論的には既成教育会の体制組織の本質についての十分な批判をもっていなかったことと結びついている。彼は「団結の形式」を既成教員組織の量的拡大や既成組織相互の連合に求めた。そこには教員の自主性、教員の主体的な運動へのとりくみ（組織の運営と運動目的・方法の決定・実践など）を組織的に保障しようという方向はみられないのである。沢柳をはじめ「大正デモクラート」たる自負をもって既成教育会の指導者たちは彼らの依拠している既成の民間組織の本質を批判的にみることができなかった。彼らは貴族院議員、文部、内務の高級官僚、教育界の名士などの特権的階層によって会の組織中枢が専有され、学務当局・市町村理事者・地域実力者等の支持と指揮のもとに、直接的には校長—平教員の上下秩序・管理体制を通して組織されている「民間」組織が教員大衆の要求と本質的に対立するものであることを見な

った（見れなかった）のである。だから沢柳は何のためにもなく、社会の他の諸団体が団結し、その成員がみな個人的犠牲を意に介せず、献身的努力を惜しまないことに見ならって、教員大衆の「献身的努力」を要請することができたのであろう。

教員の要求は現実の社会的矛盾に根拠をもつものであり、本質的には体制批判的性質を内在させるものであったが、それは即自的にはそのような社会的・政治的意味を自覚するものではなかった。それゆえ要求が即自的なものにとどまる限りそれは既成の組織の体制的性質と衝突することなしに組織に吸収することができた。大衆の動向が極めて大きな意味をもつに至った帝国主義段階において、既成教育会に教員大衆の「自発性」を吸収・組織し体制内に同化することが要請されていたとき、沢柳ら既成教育会の「民本主義的指導者」の運動思想の客観的役割は、まさに帝国主義的なものであったといわざるを得ない。彼らが組織・機構などの階級的・抑圧的性質を軽視し、あるいは意識しなかったのは、彼らが組織・機構の主人であったこと、更につきつめれば、彼らにとって日本帝国主義の危機や繁栄は日本民族の危機や繁栄であり、国家と個人は感性的に一体として存在するものであったからであろう。彼らが既成の組織による限り、ついにこの本質的な制約から脱出することはできなかったし、彼らのかかげた課題も実現できなかった。

教員の要求を発展させ実現していくためには、それにふさわしい新しい組織、教員自身の自主的な組織が必要であったし、新しい運動指導者が必要であったのである。

2. 自主的教員運動の勃興

1919（大正8）年を画期として、これまでの既成教育会や教員会の運動とは組織原理において明らかに異質な、自主的な教員運動が全国各地に展開しはじめ、教員運動史に新しい頁をひらいた。これまでの既成組織の組織原理の特徴は、機構的には権力・官僚の公的な統治機構と前近代的地域共同体の生活的規制によって織りなされている支配機構に密着しそれに相即するものであり、直接的・個別的にはそのような体制同化の安心感や権力・学閥・身分的などの人間関係の強制力によって組織するところにあつたとみることができる。これに対して1919年をかざった教員運動はそのような体制・秩序に依存せず既成組織とは独自にむしろそれに対立しながら自

立的に組織されたものが多く、その組織成員も現場の教員を中心としていた。その組織原則の異質性については必ずしも当初から十分に自覚されていたとは云い難いが、運動の展開のなかで次第に確立されていった。運動の形態・内容において、運動主体の意識において、とりわけその社会階級的自己認識において、また運動の客観的・現実的な機能において、既成組織の運動とは明らかに異なり対立する要素が成長し強まりつつあったというのが1919年以後の教員運動の特徴であり、この年を教員運動史の画期とする所以である。

既成組織と新しい運動とは機能的にも明らかに異っていた。前者においては伝統的体制的価値観とりわけ聖職観が、形骸化され空洞化された「民本主義」をまといながら支配的な意識として温存され、その近代的・合理的な粧いによって教員の要求を吸収し体制に同化する装置として働いていた。これに対して後者は多分に古い聖職観を残存しながらも、基本的には民主主義的な方向において教員の要求を発展させ、それを運動において実現しようとして目指していた点において体制批判的な運動への萌芽を含むものであった。たとえば、1919年前後に各地で生れたこのような組織のいくつかについて下中弥三郎はその著『教育再造』（大正9年刊）の中でふれて次のように特徴づけている。

「それは戦後における思想変化の影響及び物価の騰貴に伴う生活の窮迫それ等が動因となって現はれたもので、従って多くは教員自身の利益擁護と地位の向上とを第一義として或は全部として生れ出た」

その中には「目的は、地位の向上と待遇の改善以外、別に教育立法と及び社会に対する教育尊重とを要求する教育者自主活動で……一般的には反官僚的であり、而して、教育者自身の教育管理をその究竟目的として居る」ものから、「思想研究の団体であって、之という明確な目的をもつての教育運動ではない」やうなものもあったが、後者の運動とみなされていた高知県高岡郡の「闡明会」は後に上田庄三郎によってその実体が明らかにされた¹¹⁾如く、組織の性格において明らかに既成組織とは異なる体制批判的なものであった。更に「団体員自身が既に一種特権者である点に於て、小中学校の平教員の眼には、頗る不快な感を与えないではない」校長会のなかには「全然、官僚の手を離れて教育者の要求を明にせんとし」「専ら、教育門外漢の官吏達が教育界の実権を振って頗る官僚式に振舞うことに對抗しての団結」という性質をもつものが生れていたものであった。

1919年を画期とする運動は、このように教員運動としての性格がそれ以前と明瞭に異っていたばかりではな

い。それは独占の確立とともに大量的に創出された新中間層の一部として、そのような社会的性格をもった運動として展開されたところに大きな特質があった。すなわちその運動が発展するためには労働者階級の運動に連なることを必然的に要請される歴史的転形期における新中間層の運動であったという点である。荒畑寒村は論文「労働運動の復興期」¹²⁾で1919年の運動の諸特徴を概括しながら、この新中間層の運動に注目している。

「著作家組合、俸給生活者組合等の如き団体も作られた。本年の社会運動に於て異色があったのは、学校教員の増給運動である。東京市小学校教員は俸給八割増要求の大会を日比谷公園に開かんとして官憲の圧迫に会ったが、仙台市、鳥取県、岡山県、北海道、福島県、茨城県、松山市、門司市、大分県、青森県、宇都宮市、愛媛県、愛知県、岐阜県、神戸市、松江市、秋田市、名古屋市、甲府市、八王子町等の小学教員も増俸運動を行った。」

年鑑などによると、この年の教員の増俸運動は22に及び、この運動を通じて教員の地位と生活権擁護のスローガンをかかげて組織された教員団体は全国で12を数えたといわれている。

独占段階において急速に形成された新中間層は第一次大戦末から戦後にかけての物価騰貴によってその生活をおびやかされ、プロレタリア化が急速に進行した。この生活窮迫を直接の契機として俸給生活者の間に生活擁護の運動が自然発生的に動き出したのである。始めは「増俸歎願と云ふ栄養不良の悲鳴をあげた」にとどまるものが多かったが、1919年「7、8月頃の労働争議に刺戟されて、温順なる官吏も各役所で増給運動を行ふ」¹³⁾に至り、やがて労働運動の戦術にならってストライキを行うものもあらわれ、東京俸給生活者同盟会（6月28日結成）をはじめとし全国各地に組合組織が生まれてくる。

このような新中間層の運動の一環として、むしろその中心として教員の増俸運動が展開されたところに、この期の運動の特質があった。それは運動の直接的契機となった生活問題の性質からみても、また運動形態からも、もはや教員という一職業集団の問題にとどまるものでなく、一個の社会的階層の運動としての性格を帯びていたし、また帯びざるを得なかったということである。しかも帝国主義段階という歴史的・社会的状況のもとで、この新中間層は社会的階層として安定した地位を保ちうるものではなく、不断に増殖しながら、分極し、全体としてプロレタリア化の過程を進んでいくものであったから、この新中間層の運動はそれが運動として存在する限りこの社会的過程を反映して労働運動との結合に向うべき必然性を有していた。

すなわち、一方には「従来の俸給生活者組合なるものは主として会社・銀行員の如き実業界の俸給生活者を以て組織せられて居る関係上不景気来後には殆んど其の存在をすら疑われる様になり、会員の如きも只会員名簿上の会員であって事実上は殆んど十名足らずの有志の集りに過ぎない組合になってしまった」¹⁴⁾ものも多く、1924年2月の日本労働総同盟全国大会は俸給生活者の組合の階級的性格に疑問をもち、反労働者的なものとする認識が多数をしめ、日本サラリーメン・ユニオン(S・M・U)の加盟を否決した事実などもあった。しかし他方では、この年10月の日本労働総同盟の関西同盟大会が「S・M・U」の参加を否決した全国大会の決定に反省を求め、「吾等は茲に、わが総同盟の主義綱領を承認せる銀行・商店・工場・学校等における下級事務員及び頭脳労働者団体の加盟を認容することを声明すると共に、自覚せる俸給生活者諸君が、一切のブルジョア観念を脱して、我等と共に、無産階級の解放に努力せられんことを望む」と声明し、翌年の全国大会において「S・M・U認容の件」を満場一致で可決したという事実もみられる。これらの中に「新中間層」運動が両極分解とげながら、自己を労働者階級、あるいはそれに連なるものとして把握し、運動を階級的な観点で深めていくものが成長してきた過程を読みとることが出来よう。そして一方労働者階級の中にもそれを受け入れる条件が生まれて来ていたのである。1919年の画期とする教員運動の特質は以上のような新中間層の運動¹⁵⁾として分析され、把握されなければならない。

大戦後の物価暴騰の影響は小学教員の生活を窮乏の底に突き落した。土壇場にまで追い込まれた教員は悲痛な叫びをあげた。

「神聖で、そして弱いと見られる教員だって矢張り人間である。人間である以上何所かで此不満は洩らさぬわけには行かぬ。聴け、到る所の学校職員室の微かな、しかも群れる蚊の鳴く様な声を。『方法がつかぬ』『止める』『食へぬ』これが職員室の隅々まで響いてゐる十幾万の教員の陰気な声ではないか」¹⁶⁾

教員のこの鬱積した不満は吐け口を求めてうずまいていた。それは体制側の思想的呪縛をうちやぶり教員の社会的覚醒を呼びおこしていたからこの教員の緊切な生活要求が社会的行動となって爆発するのは全く自然の成り行きとも云うことができる。

それは1919年6月27日にまず東京で現実の行動となってあらわれる。「教員優遇期成有志同盟会」と名乗る団体が、6月「29日(日曜日)午後2時日比谷公園に府下

小学校教員大会を開き」「教員の俸給を現在の八割増とし刻下生活の苦境より救出されむ事を其の筋に建議する事」を協議し、若し当局に要求が容れられないときは同盟して出勤を拒否しよう、という内容の檄文を東京府下小学教員に配布したと27日の新聞は報じた。この2日前の教育時論は「英国教員同盟罷業」「桑港教員組合運動」を紹介し、また翌28日の新聞はパリ同盟罷業の影響を受けてイタリーの小学校教員が増俸要求をかかげて同盟罷業を行った事を報じており、この飛激のもたらすものに社会的関心が集中した。当局は狼狽して市助役は「職工の賃上と同一の態度に出るが如きは言語道断である。斯る者は教員の何たるかを解せぬ者だから、若し不穩の挙ある連中あらば縦令学校を一時閉鎖しても容赦なく処分してもよい」¹⁷⁾と語ったほどである。29日当日は「早朝より多数の私服巡査各所に入り込んで首謀者の物色に努め、且つ警視庁では多数集会する様な事があれば治安警察法で解散を命ずる方針を取り、東京府及市からも学務課員出張して教員の行動を監視し、且又区長各校長に命じて教員をして大会に出席せしめぬ様注意をうながした」¹⁸⁾という当局の緊張ぶりであるで騒擾対策ともいべき厳戒態勢であった。このような威嚇と警戒にも拘らず、三、四百人の教員が日比谷の会場に集ったのである。新聞はこの日の模様を次の如く報じている。

「日比谷公園は午後に入ると急に一種の緊張を覚えて来た。……三、四組の運動選手が野球をやっている。無心にみれば何事もない。ただそれだけである、が木の間木の間物待ち顔に集った人々……午後一時頃、一寸三四十人音楽堂前に集ったが正服巡査に追ひ散らされ……三時頃からまたぼちぼち方々の木の間へ集っては低い然し乍ら力強い声で『飢餓の問題を雄々しく叫ぶ事も出来ないのだ』『見給へ、一言でも口を開けば少くとも五十名は撒かれてある私服巡査が直ぐ袖を握るから』などと不平やら緊急な問題やら説き合つて居た。公園を遠巻きにした池の端や運動場には斯うした人の顔が三四百は見える。」¹⁹⁾

結局、官憲の警戒が厳しく主催者たる「同盟会」は姿をあらわすことができず「教員大会も事もなく」流会した。

この東京の教員の示威的大衆の集会は現象的には「事もなく」終ったが、その影響は広くまた深刻なものがあつたようである。当局は官憲の威圧によって一応集会そのものはつぶすことができたが、そこに示された教員の要求の発展を恐れて急遽教員増俸にふみ切つた。東京府は7月21日府下各市町村学校組合等に対し小学教員に五割の臨時手当を支給すべき旨、府令をもって達示した。これはたちまち各地にひろがり、7月29日までに16の道

府県において五割程度の増俸が実施されるに至り、²⁰⁾ 全国の教員を運動へ鼓舞するところが大きであった。これは教員の大衆行動の威力が実証されたという印象を社会に与えた画期的事件であって、これによって教員運動の展開は急速に全国的な様相を帯びるに至ったのである。

これは教育界上層部にとって極めて危険な徴候であった。教員大衆の自主的な運動を防遏しこれを体制的秩序内に緊縛するためのさまざまな努力が行なわれる。全国有志六十五の師範学校長は教員問題を協議しその救済策について政府に建議することを決定したが、それは「此現状を見過ごす時は実に恐るべき結果を来たすでないか」（発起者、東京府豊島師範校長）を恐れたからにほかならない。²¹⁾

このような発想は教育雑誌の時事短評などに極めてはっきりとあらわれている。

- ・普通教育危機に瀕す吾人閑文字を弄す可時に非ず奮起一番之が救済に不可不努力
- ・東京市教員日比谷会合の噂有然も事実無は幸唯伊太利其先例有吾人寒心不を得得
- ・師校長会小学教員生活費不足及待遇菲薄を訴へ此危機救済を策す甚可宜奮進努力²²⁾

そこには普通教育の危機として意味されているものが「思想支配の危機」に他ならぬことがたやすく読みとられる。教員の運動こそこの危機の具体的表現と見破っていたからこそ、教員の生活難打開の日比谷会合は「寒心」事であり師範校長の運動は「可奮進努力」なのである。しかも「伊太利の先例」は決して他国のことではなく、きわめて身近かな、戦慄すべきこととして敏感な反応をよんでいるところに当時の国際的な影響がうかがわれる。既に体制側、反体制側を問わず、日本の社会的現実インターナショナルな問題との関連を無視しえないものとしてうけとられていたのである。この同じ問題について「是れ何の祥ぞや」と題する記事は次のように論じている。

「昨二十九日には、帝国教育会には中等教員向上会の発会式あり、又日比谷公園にては、東京府小学校教員優遇期成同盟会大会の催しあり。前者は見事に挙行せられ、文相の祝辞もあり、名士の演説もありて、芽出度閉会を告げしが、後者は不穩の廉を以て、其の筋より警戒せられ、碌々会するものなく、有耶無耶に終りたりと云ふ。此等会合は畢竟教員の生活難を怨ふるものにあらざるはなし。監督官庁は、斯かる愁怨の声を聞き、果たして如何んの感を得たる。霜を履んで堅氷至る、今にして此の声に悟る所なくんば、蓋し我が教育の爲め、磨すべからざるの大瑕瑾を、胎すに至らんも、亦知るべからず。近く伊太利に起りたる失態を見よ。斯かる失態の演ぜられたる伊太利の教育は、将来其の悪果を蒙るなしといふ

を得るか、同盟罷業をなしたる小学校教員の養成せし将来の国民が、之に口を藉りて、更に甚太しきを為すことなしとは何人も保証し得ざる所なるべし。小中学校教員の生活難を救ふは、救はれたる教員其の人の爲めにあらず、実に教育そのもののためなることを思はざるべからず。」²³⁾（傍点は引用者）

問題は、その要求の内容のいかんにあるのではない。教員が物質的要求をかかげることは聖職観と相反するものであるが、それは既にいかなる力をもってしても押しとどめることのできぬ現実となっているとき、支配権力が最も意を配したところは既に動きつつある教員大衆を教員自身の運動から体制側のそれへ誘導吸収することであった。すなわち教員が実践的経験を重ねることによって自己を束縛している教育思想の本質に眼を開き、国家教育の中核とそれを必然ならしめている社会機構に批判を貫くことを恐れたのである。それゆえ、権力は運動の組織化が上からの統制を排除して自主的な性格をもつことを、運動の方法、形態が教員一人一人の実践に基礎をおき、大衆的実力的形態に発展することを、とりわけ警戒したのであった。中等教員向上会が明確に待遇改善、増俸の要求を掲げて組織されているにも拘らず文相の祝詞をうけて発足したのは、これが私立学校の教員組織であったからではなく、その組織の性格によるものと考えられる。教員の自主的運動はその出発のときから、当局の弾圧と懐柔の巧みな政策に対決しながら進められなければならないのであった。

3. 運動の全国的展開と教員組合の結成

東京の「八割増俸教員大会」は失敗に終わったが、この動きはたちまち全国に波及した。旬日を出でずして「北海道札幌区にては、小学校教員の同盟罷業ありと報ぜられ……道知事の報告には全然斯かる事なかりしとのこと」²⁴⁾であったが、新聞は「全く何事もなかりしとは受取り難し」²⁵⁾と疑念を表明している。事実、7月15日の国民新聞は増給問題で同盟をした札幌区の教員のその後について次のように報道している。

「去る九日教員三十余名東小学校に集まり俸給五割増及住宅料支給の要求をなし、容れられずば退職の決議をなしたる爲め、翌三日宝水小学校にて校長会議を開き、同盟罷業を不穩当なりとし、密に区長に陳情し、区長も其の要求を容れ平等に五割増俸をなす事となれり」²⁶⁾

同じ頃「鳥取県西伯郡某村小学教員は連名にて此際五割の増俸をなさざれば連袂辞職すべしと迫りつつあり、

狼狽の色ある県当局は近く開会の郡市長会議に附議して何分の対策を講ずべし²⁷⁾と苦慮しているが、これも「郡市長会議に於て極力増俸実施方を懲慚し、各町村とも漸次之を執行する形勢²⁸⁾」となり教員の要求をうけ入れている。

また、岡山県苫田郡加茂村では7月8日「村内五小学校教員四十六名は物価騰貴に伴う生活難に堪へずと傲し……五校長は決議書に連署の上村役場に到り十割増俸の要求を提出」しているが、これは同村で「近く五割の増給をなさんとする際、校長等の方より進んで此要求をなした²⁹⁾」もので、要求提出の事情に一層の教員の積極性がうかがわれる。長崎県佐世保市及其の周囲の小学教員も「以前にも一度俸給増額の要求を決議したるが、最近に於ては三割の手当を長崎市同様五割に増加せんことを要求する決議³⁰⁾」をして、これは7月25日の長崎県令の五割以上の増俸により落着した。

茨城県でも「行方郡麻布町を中心とし附近六七ヶ村小学教員は11日夕頃より二人或は三人宛に麻布町に参集し約数十名の集団となり、現在の俸給は現職に止まる能はず故に、町村をして直ちに増俸せしむるか或は警察官憲の力を以て徹底的暴利を取締るかの二案あれども、後者は望み難きものなれば此の際急速に第一案たる増俸を迫り、若し納められずば同盟辞職せんとの決議を為した³¹⁾」茨城県の場合は当局側が強硬な態度に出で、教員の集会は弾圧され、首謀者とみなされた校長たちは郡外に不意転を命ぜられるなど事件はかなり後まで尾をひいた。³²⁾

青森県五所川原町外六ヶ村で起った増俸運動では7月17日に小学教員が「教育研究会を開催し臨時手当支給実行方の決議」を当局につきつけるのであるが、青森県知事の報告によれば「県に於て主席郡書記代理を招き右実行方を講ずべきやを質したるに該決議を取消すに至れり³³⁾」という結果に終わっている。これは札幌の場合と同様に地方当局が文部省に対して「増俸運動発生」という失態を糊塗するための小細工であろう。恐らくは要求受諾を条件に決議を撤回させて、文部省の照会に対して「何事もなし」ということにしたのであろう。7月24日に「手当五割増」の県令が公布されているのである。

これらの教員の運動は、殆んどが要求を貫徹して落着した。教員の実力的な動きは「時節柄の虚伝なるべし」と「識者」に事実無根を期待され、当局も運動の表面化を恐れて策を弄している。教育雑誌の論調も教員の生活難には同情を示しながらも、教員の運動には必ずしも支持をよせてはいない。むしろ「小学教育の汚点」である

と激しく批難し、当局に追従して「今や世間は諸君に十分の同情を寄せつつあることなれば、逸りて不心得の挙動に出で、此の同情を失ふの愚をなさざらんことを⁴⁴⁾」要請し、慰撫していた。しかし一度燃えあがった運動は、これらの圧迫や慰撫をのりこえ、ますます拡大し、一層組織的なものに発展していくのである。

北海道渡島松山郡江差町では「小学校教員全部同盟し（7月）9日待遇問題に就き意見交換の結果、即日何等か実行に移るべしとの決議を為せるより、各校長は極力鎮撫に努めつつあるも其甲斐なく大に動揺の色あり。当局は狼狽し居れるが松山郡にては尚此種運動続出せん形勢見ゆ³⁵⁾」と、教員同盟の組織の拡大が報ぜられている。大分県西国東郡でも「中部五小学校教員七十余名は（7月）17日国東小学校に会合し増俸要求を決議し、高田桂陽小学校長奏任待遇近藤卓爾氏は右の決議を齎し郡長に交渉することに決したるが、右運動は全郡に気脈を通じ18日全郡教員大会を開催する³⁶⁾」運びとなった。

これらの運動は「同盟罷業」「連袂辞職」などの実力行使を決議して要求貫徹をはかっていたが、多くは当局が要求を受諾し、また校長などの慰撫もあり、実行するに至ったものは殆んどなかったようである。しかし教員のこの動きは単に見せかけの決議であったのではなかった。松山市内小学校教員百四十名は（各学校長の一部を除く）本俸二級上げの要求を市参事会が否決したのに憤激し、7月「28日、県当局に陳情書を提出し何れも登校せず、偶登校せる者は授業を肯せず、同盟罷業をなし紛擾中³⁷⁾」と実力を行使するに至った例もみられるのである。

この動きはやがて植民地にも波及していく。11月12日の京城電報は「京城市内の小学校教員は11日各学校より三名宛の委員を選出し門大門倶楽部に集合各校長立会の下に学校に於て情弊打破老朽淘汰の決議を為し学務局に陳情することとなれり。其裏面には賞与の不平も含まれ居れり」と伝えている。

これらの運動は自然発生的なものであったとみてよいだろう。各地の増俸運動の噂とその成果が互に影響し合って短日のうちに全国的な拡がりをもつに至ったものにちがいない。そのためか増俸運動は一定の成果を収めるや、その多くは組織的なものを残さずに解消してしまったようである。しかしながら、これらの運動はこれまでの教育会の運動とは本質的にちがっていた。首席訓導や校長が先頭に立つ場合も、それは決して大衆的・組織的性格を失ってはいなかった。それは教員大会の決議に支えられ、要求は一人一人の署名によって教員集団全体

にしっかりと結びついてきたから、要求が貫徹されぬ場合には教員の集団的な実力行使が予想され、また実際にそのように展開したのであった。行方郡の場合のように代表となった校長は、教員集団の代表であって、管理者としての性格を失っているとみた方がよいであろう。この様に運動は自主的、組織的な性格を帯びており、教員は直接・間接にその経験を学んでいたにちがいない。教員の自主的・大衆的な、生活擁護の組織が結成される主体的条件は急速に成熟していたのである。

7月31日の万朝報は「日本最初の教員組合が組織された」ことを報じた。東京府大崎町の日野第一、第二、芳水の三小学校の教員五十余名は29日夜教員組合教員共鳴会の創立委員会を開き、定款の制定につき協議した。その討議の中には極めて素朴な形ではあるが、既成教育会と本質的に異なる教員組合の組織原則への理解、認識が認められる。目的は「教員の自覚を促し、相互の福利を増進すること」という常識的なものであったが、日野第二の一女教員は「社会に我々教員の地位を認めしむるやう目的の内にその意味を加えて、運動方法を講じて貫きたい」と要求して幹部たちを驚かせたという。そこには相互の福利よりもっと広く深い社会的諸権利への要求と運動への意志が込められていたとみてもよいであろう。また或る教員は共鳴会の組織原則について次のように明確に述べている。

「今まで教員会はあるが、皆校長の意見や視学や市郡理事者などの訓示によるものである。一教員の意志が一つも尊重されたことがない。そこで今度は入交ぜずに校長も一組員と見做して十銭づつの会費をとり、演説会や共済互助の実を挙げて行かうという穏健な考へから生れたものである。」³⁸⁾

ここにはまだ労働組合格格は殆んどみられない。教員組合とは名乗っていても実質的には共済組合格格なものを出ないとみるのが妥当であろうが、そこに表明された組織原則よりこれを教員組合への端初的組織であったとみることは許されよう。後に述べるように今日におけるような労働組合としての教員組合の概念は当時に於てはまだ確立されていなかったのであるから、それが「共済互助」の組合として出発せざるを得なかったことは歴史的制約とみるべきであろう。

これ以後、「教員組合」が各地で続々と結成され、運動が新しい段階に入ったことをいよいよ明瞭にするのである。その状況を次に簡単に年表として紹介しよう。

・1919 (大正8) 年

- 5. 3 全国教育雑誌記者大会、教員組合結成の必要を決議
- 6. 28 俸結生活者同盟会結成

- 6. 29 日比谷公園での「八割増俸教員大会」当局の弾圧のため流会
- 6. 29 帝国教育会で中等教員向上会の発会式を行う。
- 7. 12 埼玉県下小学教員数十名、啓明会結成 (IVを参照)
- 7. 28 松山市教員140名ストライキ突入
- 7. 29 東京府下大崎町で教員組合共鳴会結成
- 8. 4 東京・神田青年会館で啓明会発会式を行う (啓明会の正式創立日)
- 8. 27 名古屋市小学校長会・教員組合設立を万場一致で賛成
- 10. 5 大阪府三島郡の小学教員、教員組合同志会を結成
- 10. 一 神戸市教員会結成
- 12. 6 大阪府小学校女教員大会・女教員組合設立案を可決、設立準備会結成
- ・1920 (大正9) 年・
- 1. 29 神戸市内の中等教員160名増給要求でストライキ決議、翌月当局の威嚇に敗北
- 2. 14 東京・神田共立講堂で教育者大会開く (一時的な集会ではない)
- 2. 15 東京市小学校教員会結成
- 2. 20 京都市中等学校教員団丁又会 (170余名) 待遇向上の貫徹を決議
- 4. 一 東京市教員会結成
- 4. 25 S・M・Uの教員部会として全国教員組合結成
- 5. 23 京都市教員組合結成

これらの組織がどのようにして結成されたのか、それはどんな運動を展開したのかという組織の内実については残念ながらそれを明らかにする資料が殆んどない。そこで各組織についてわかっている事を個別的に記述しながら、当時の「教員組合」の問題点を追求してみよう。

神戸市教員会³⁹⁾は1919年10月結成後、一年を経ぬうちに解体してしまう短命な組織であったが、その結成の過程、目的からみると教員組合格格がかなり明確なものであった。結成を準備したのは「教師と雖も生活権は当然主張すべきである」と自覚した「熱心なる二三の平教員」であって、彼らはその生活要求を実現するためには「団結」の力がなければならぬと「各校の有志を糾合し」「待遇改善」を標榜して組織化を進めた。はじめは校長たちも「同感の色を見せたが、結局は当局の高圧手段と懐柔策のために恒常化」できなかった。

これとほぼ同じ頃 (恐らく10月)、神戸教育青年会⁴⁰⁾という組織が結成されている。これが神戸市教員会と関係があるかどうかはわからないが、内容的には同一組織の印象をうけるものである。それは「一、学校教育ノ能率増進ヲ期ス 一、教育者ノ生活ノ向上ヲ期ス 一、教

育者ノ解放ヲ期ス」という三綱領をかかげて「教育界ノ現状ヲ革新シ教育ノ振興ヲ図」ろうとするものであった。会則は13条よりなり、第1条が上記の綱領・目的である。組織は「神戸市小学校教員有志者」を正会員とし、趣旨に賛成して入会した者を客員とし（第4条）これまでの教育会のように官僚、地域有力者が組織を支配統轄することがないようにしている。それは会員の区別だけではなく、議決、執行機関の構成にもあらわれている。第5条は（イ）代議員会 1. 代議員若干名ヨリナリ本会ノ議決機関トス、2. 代議員ハ各集団ニ於テ2名選出ス（ロ）幹事会 1. 代議員中ヨリ選出サレタル12名ノ幹事ヨリナリ本会ノ執行機関トス、2. 常任幹事 幹事中ヨリ3名ヲ互選シ本会ノ常務ヲ司リ会合ノ議長トナル」と民主的組織規定を採用している。第12条は「会員ハ幹事会並ニ代議員会ニ建議又ハ要求ヲナスコトヲ得」と会員の権利を保障し、教員会結成に参加した教員の意識水準がうかがわれる。それは実質的に「教員組合」と殆んど相違するところはなかった。この神戸の教員組織がどのような「圧迫、懐柔」によって解体したのかは不明である。

東京でも教員組合を結成しようとする動きが教員の間で醸成されつつあった。当局はこれを未然に封ずるため率先して教員会結成にのり出して来た。恐らく7月11日の東京市小学校長会議にみられた校長たちの反官的教員増俸運動への同情・共感に危険を感じとったからであろう。10月22日、東京市学務委員会室で市教育課長、視学、助役らと五名の有力小学校長が「東京市教員会」創立の具体案を審議した。この教員会は東京市立187校の小学教員四千余名をもって組織しようとするもので、その構想は市視学によれば次のようである。「会の目的は東京府の組織した教員互助会の様なものも含み、将来は四千余名の教員が一家族的の親睦を重ね、胸襟を開いて市教育の向上発展に努め、時代教育の目的に就いても必要な研究調査を実行して其結果を公開し、公報を発行して結束を固め……時々同集合して懇親会を催す等」⁴¹⁾であり、明らかに教員の自主的運動に対抗し、それを体制内に「家族的親睦」をもってつなぎとめることを意図するものであった。

しかし教員の中から既成教育会や体制的組織化に対する鋭い批判が生れて来ており、それらは更には自主的な教員組合の組織運動への展望をもつに至っており、以上のような体制側の意図に容易に乗ぜられなくなっていたことは次の記事にも明らかである。

「……教育会に於ける事業は、多くは官僚的又は形式的にして、月並的の集会を開き、月並的の事を議し、月並的の講演をなし、開会より閉会に至るまで、会同せる会員は、欠伸を

忍んで行儀好く席に座するのみ。稀れに其の所思を赤裸々に発表するものあれば会長之を睨み、同僚之を擧聲し、場所柄をも弁へざる者として、却って擯斥を招くのみ。今や労働者すら労働者組合を設けて、其の意見を自由に発表し、以て組合員の意見を纏め、之が実行実現を期せんとしつつあるに際し……教育者にして、其の所思所見を、自由に発表して論議を尽すの機関、即ち教員のみを以て組織せる組合なかるべからずとは、教育者間の輿論となり、東京市に於ける小学校教員も、将さに其の組合を組織せんとしつつあり。又昨臘茗溪会が発表せる宣言も、要するに全国二十幾万の教員が、教員組合を組織するの要あることを仄かすものといふべし」⁴²⁾

1920年初頭、浜松で「官僚打破、自由平等を叫ぶ為めに1月5日集会せよ」というはがきが教員に配布され憲兵隊の調査、取調べが行われるという事件があり、東京でも「思想問題に対し、自由を与えよ」という小学教員の内的要求を端的に述べた宣伝書を、公・市256校の市内小学校長及び教員に配付し、一方中橋文相に、小学校教員の立脚地から、該思想問題の批判を求めようとした、一教員が2月13日附で馘首され、同校長が文部省から譴責されるという事件がおこった⁴³⁾。これに対し茗溪派の教員たちは一致団結して奮起し社会問題化しようとする動きがみえたといわれる。ともかくこの様な背景において、2月14日には一橋の共立講堂に茗溪会・青山・豊島両師範同窓会の主唱のもとに第一回教育者大会が開かれた。出席者は市内の中・小学校男女教員と帝国教育会の思想問題研究会に出席中の地方教員ら約400名で藤五郎（茗溪会主事）下中弥三郎（啓明会幹事）らが演説し、出席者の五分間演説もあり、次の決議を採択した。

「吾人は現代社会の各方面に紛起せる諸種の大問題を解決する根本方策として普通教育振興の急なるを認め全国教育者の一大結束に依って輿論を動かし速やかに左記の事項を実現せんことを期す。一、義務教育の期間を八ヶ年以上とする事 二、教育者の地位を確保し其の待遇を改善する事 三、普通教育者養成機関の向上整備を図り教育者の修養を充分ならしむる事 四、教育者の為めに行政府立法府の門戸を広くし其の抱負を行わしめる事」⁴⁴⁾

この大会は下中弥三郎の記すところによれば、「実質は永続的な教育者団で……目的は、地位の向上と待遇の改善以外、別に教育立法及び社会に対する教育尊重とを要求する教育者自主運動で……一般的には反官僚的であり、而して、教育者自身の教育管理をその究竟目的」とするものであったといわれる。

教員の自主的な動きとこれを抑えようとする上からの組織化と弾圧、これらとの闘争のなかで教員運動の組織化は迂余曲折をへて進められている。この第一回教育者大会の翌日、かねて準備されていた「官製」教員会の発

会式が慶応義塾大講堂で東京市長や渋沢男爵の祝辞のうちに開かれた。名称は「東京市小学校教員会」で7章29条よりなる会則は立派なものであったが、その事業には「会員の互助」が僅かに教員会らしさを示すのみで、下中が「温情主義的……微温的」と評しているように、教員の要求を「体制的」なものにすりかえる「御用団体」であった。それは、採択された決議に一層明瞭にあらわれている。すなわち「第一、宇内列国の趨勢に鑑み国民教育の尊重を図る事、第二、重厚堅実なる思想を養ひ浮華驕激の気風を廃する事、第三、体育を奨励して市民の身心を鍛錬する事、第四、自発自動の教育を重じ、市民活動の能率を増さしむる事、第五、社会奉仕の念を昂め以て公共道徳を奨むる事」と全く帝国主義の教育政策の露払いの役割を教員会がかって出ている有様である。集った教員の中にはこれを苦々しく思う者があったのは当然であろう。その会議中、屢々弥次が飛んだと記されている。⁴⁷⁾

この二ヶ月後、「東京市教員会」が新たに設立されている。上田庄三郎の記すところによれば「校長、首席の発起で成立したが、講演会や研究会をやったりする従来の教員会の如く、幹部のみの会となり、一般会員は只型の如く会費を出すだけで何等の闘争も出来なかった」というが、その綱領には結成に参加した人々の「教員組合」結成への意気込みが感ぜられる。

「一、吾等教員は人としての生活を高潮し、教育の本質を拡充するために吾等の団結を要求する。二、吾等教員は其社会的地位を向上し相互扶助の実をあげるために吾等の団結を要求する。三、吾等教員は創造啓発の任務を完ふするために吾等の団結を要求する。」⁴⁸⁾

この三ヶ条の綱領は今日の言葉で云えば、生活権と教育権の組織的保障を団結権に求めている点で、教員の要求と組合の任務の関係を簡潔に正しく表現して「教員組合」的意識の高さを示していた。

これと同じ頃、4月25日に神田で全国教員組合が結成されている。これは前年6月28日大手町私立衛生会館で結成された俸給生活者同盟会(S・M・U)の教員部会として組織されたものといわれているが、その綱領に「人としての生活を高潮し」「社会的地位を向上し相互扶助の実を挙げる」など東京市教員会の綱領と全く同文であることから同一組織ではないかと推測されるがこれを確める資料は今のところ見当たらない。当時の幹部の語るところによれば「初め組合組織の計画を携えて各学校を訪問したとき、大部分の校長乃至首席訓導等は自分達の拳に双手を挙げて賛成したのであったが、いよいよ発会式となると、危険がつかか加入者は実に僅少であっ

た」⁴⁷⁾という状況で、翌年2月には組合員の活動に京橋小学校長会が圧迫を加えた事件もあり、この全国教員組合は有名無実な状況に追い込まれてしまった。

当時の教員組合運動は、権力の弾圧や御用団体の組織化などによって妨害をうけ、発展をはばまれたばかりではなかった。運動を進める側にも致命的な弱点があった。教員組合とはいうものの、組合的意識は弱く、せいぜい「自主的団体」を意図しているにすぎないものが多かった。1919年8月、名古屋で校長会が教員組合の結成を提唱したとき、提案者の一人が「この提案を見て直ちに労働組合と混同されては困る。社会に卒先して行かねばならぬ筈の教員が進歩のあとばかり追っているようでは寒心に堪えぬ。」⁴⁸⁾といていることは、必ずしもこの組合がはじめから意識的に「御用組合」を目指していたことを意味するわけではなかった。だが当時の教員に対する権力の弾圧への恐れが、組合結成を目指した人々の中にも極めて強く存在していたことは疑えない。先の言葉や「此組合が俸給運動とか監督官庁を脅すというやうな軽率な意味でないことを諒として貰ひたい」と組合が「労働組合的性格」から無縁であることを強調して教員の遅れた意識に追従することはそのまま組織の御用化へと結びつかざるを得ないことになる。1921年4月に組織が結成されたときには名称も教員組合から教員会と変り、文部省督学官の臨席の下に行われている。

また1920年5月23日、京都市78校の小学校の首席訓導の組織である庚申倶楽部の総会が京都市教員組合⁴⁹⁾設立を決議したときも、これと同じような状況がうかがわれる。その趣意書には次のように記されていた。

「教育の向上発展を計り、教員の社会的地位を高むるには、各自が一致協力して秩序あり組織ある団体的行動をなすを以て比較的効果あるものと認む」

これは校長会に付議されたが、その後の状況は不明である。この京都市教員組合は、どのような内容の組織を構想していたかという点、目的には、一、教育の効果増進、二、生活の安定、三、社会的地位の向上、四、互助共済、五、教育の革新改善、六、宣伝機関による輿論の喚起の六項目が掲げられ、その組織は、互助、購買、研究、調査、宣伝、会計、庶務の七部よりなっているが、目的中の生活と権利に関する点からは、調査部の事業として「組合員の精神的並に物質的生活の両方面に涉り、其の向上進展につき調査し、且つ之が実行に関する事務を担当す」と説明されているように、労働組合としての「教員組合」の考え方は極めて薄かったのである。それは実質的には共済組合的性格が中心であったとみる

ことができる。

以上幾つかの例にみられるように、急速に発展した「教員組合」組織は、一時は既成教育会を圧倒し、教員運動の質を一変させるかとさへ思われたが、その多くは当局の弾圧・懐柔と自身の思想的弱点のためにその組織的実体を喪失してしまった。当時結成された組織で、反体制的性格を保持してまがりなりにもその活動を継続し得たのは、啓明会と1920年2月14日の一回教育者大会に起源をもつ日本教員会聯合ぐらいのものであろうか。このような状況になった原因は、大きくは主体的条件である教員の間層的性格と客観的な情勢の後退（反動攻勢の激化）にもとめることができるが、直接的、具体的な条件としては組織を運営し維持発展させる中心的指導者の問題をあげることができよう。

体制的支持を有する既成教育会ならばともかく、動揺しやすく離合集散の甚だしい小ブルジョア的教員集団が体制の強大な圧力に抗して反体制的な組織の存在を保つためには、組織の持続性を自身において体現し、組織運動の目標を常に大衆にアピールする専断的な指導者を有することが不可欠の条件である。運動が試練に耐えて歴史的伝統を獲得するということは、実体的に云えば運動の中でそのような活動家、指導者が育成され蓄積されることを意味する。教員運動はまだ生れたばかりで、そのような活動家、指導者を大衆的に生み出すまでに至っていないので、とりわけこの問題が組織の永続性にとって重大であった。啓明会や日本教員会聯合は下中弥三郎や為藤五郎などの優れた指導者たちと切り離しては理解できない組織である。これは当時の組織の性格は多分に指導者の個性に左右されることをも意味している。それゆえ、この時期の個々の運動について詳細な検討をふまえずに運動全体の問題点を概括することは危険であるが、これまでの叙述からして運動の主体的条件の弱さ—教員の大衆運動の経験の未熟さ、労働運動が教員運動に関心と援助を与え指導性を発揮するに至っていないことなどが指導者の問題に集中的にあらわれていたことを指摘することは許されよう。

次に同じく主体的条件の弱点として具体的に指摘できることは、運動における校長、首席訓導など所謂教員上層の問題である。彼らは経済的側面においては一般教員と全く変りはなかったから、岡山県加茂村、茨城県行方郡、大分県西国東郡のように教員集団のなかにとけ込み、その代表として先頭に立つものもみられた。それは増俸要求にかぎりでは教育界全体の要求であったからで、毎年東京で開かれる聯合教育会の第21回大会（1919年）でも会長岡部子爵以下六十余名の代議員が全

員賛成で次の決議をしていることから推察できよう。

「官吏並に五割の増給を迫る事……義務教育国庫補助金は…
…全国教育会結束して二千万円の増補を当局に迫り五割増の増給資金に充てられん事を全会一致決議し、更に市町村に対しては小学校教員をして後顧の憂ひなからしむる為家族数其他の状況を参酌して手当支給の制を設けられ度旨夫々通告する事」⁵⁰⁾（傍点引用者）

しかしこれが大衆運動の形態をとり、次第に組織化し、教員の基本的権利として主張され、必然的に教育上の権利、社会的自由の要求と結びつくようになるに従って教員集団の内部の矛盾があらわれてくる。それらの要求やその組織運動が生み出す思想は、教員を支配している教育機構そのものと衝突し、その機構の中で一般教員と対立的立場にある校長、首席訓導に階級的立場を鮮明にすることを迫るからである。

運動の初期においては、動揺的ではあったにしても校長たちはまがりなりにも運動の側におく装いをしていた。しかしそれも当局の圧迫のまえにたちまち屈服して権力の末端たる役割を忠実に果すことで保身をはかるに至る。例えば1919年10月の名古屋市内9小学校の増俸運動においては、21日教員151名が連名して増俸要求に立ち上ったとき、校長はそれに名を連ねなかったばかりか、翌22日教員たちが市内全部の小学校に向け増俸運動への参加を呼びかけるに至るや、校長達は急遽市役所に集まり市当局と善後策を相談し、その運動の鎮撫に苦慮しているし、さきの東京小学校教員会創立の計画にもあらわれているように校長の管理者的性格は様々な事例において明らかにされていた。それにも拘らず当時の組織においてはこの校長、首席などの動揺性、反動性に対して必ずしも明確な認識をもっていなかったようである。⁵¹⁾

多くの教員組織の結成は、先ず校長、首席訓導の勧誘からはじまっているのである。恐らくは校長を組織に入れることは一般教員を勧誘するには非常に有利な条件となるからであろう。しかしその校長と一般教員の権力支配的關係を利用することは反体制的組織にとって、教員の組織の自主性を確保することにとって最も危険な態度であったことは極めて明白なことのようと思われる。しかしながらこの一見明白なことが当時の組織化において必ずしも充分な警戒を払われてはいなかったことは、これまで述べて来たいくつかの組織の形成過程に殆んど例外なしにあらわれていたし（共鳴会のみが例外であった）運動のリーダーの多くが校長や首席訓導であった場合も数多くみられるところである。これは運動が権力の圧迫に強力に抵抗しえない原因となるばかりでなく、運動に階層秩序を導入することによって組織自体が体制的

なものに転化してしまう危険をはらむものであった。

4. 教員運動の転回と変質

1919年に、労働運動の高揚、デモクラシー思想の風靡を背景に、深刻な生活難の解決をめざして「嵐のように」全国でまきおこった教員の生活擁護闘争は、その力を十分に組織に定着することができないうちに、早くも翌20年には大きな試練に直面するに至った。すなわち異常な大戦景気に酔っていた日本資本主義の矛盾が1920年3月に至り深刻な戦後恐慌として噴出したのである。ここに資本家の反動攻勢が強まり、賃下げ、首切りの嵐が労働運動にふきまくり、運動は守勢に立たされ、争議は激化した。更に7月の普選法案の否決に労働運動内部の議会政策派は急速に退潮し、運動は実力的直接行動派が主流を占め、思想的にはアナルコサンジカリズムが風靡するようになった。このような労働運動の転回は、順風のなかで労働運動に接近しつつあった俸給生活者運動や教員運動との関係を困難にし、これら新中間層の運動の多くは急速に労働運動から離れ去り、もろくも事なかれ主義に豹変し解体同様になり、その動揺性を暴露したのであった。労働運動も知識階級排斥、S・M・Uの総同盟加盟否決にみられるように、この新中間層の運動を階級的に指導するほどに強大になっておらず、むしろ労働運動の戦列からこれらが脱落するにまかせていた。こうして教員運動がこの試練を乗り切るとの重要な条件は失われていた。教員運動が1920年を転機としてその方向を転換し変質していった根本的な事情は以上の通りであったが、これは政府の「アメとムチ」の政策によって一層強められた。ではその転回と変質はどのようなものであったか、協調会囑託の町田辰次郎は1921（大正10）年の教員運動について次の様に記している。

「去歳の増俸（1920年8月の「小学校令施行規則改正」によるもの）に次で各府県競って優良教員を得るため教育者優遇策を講じつつあるためか、増俸運動其他経済運動の性質を帯ぶるものは殆んど表面に現れて来なかったが、教育者の地位を向上せしむべく政治的・思想的運動として教育者運動が現れて来、又旧来の半官的な地方教育会から離れて、より自主的な自由な教育者団体を組織せんとする傾向が頗る増大して来た……。然し官憲の氣息を恐れ、又實際疑ふ余地のない程地方官憲の圧力が加わったため生れ出たものの多くは極めて微温的な黄色的な団体となり終って居ることは争はれない。而して此種教育者運動が、労働運動の初期に於ける如く相互救済の運動として発達して行くのではないかと思われのである。」⁵²⁾

1921年の教員運動についての町田のこの概括は教員運動の転換の要因のうちに「増俸」と「教育者優遇策」をあげているが、この点についてはもう少し検討してみる必要があるとされる。例えば翌年京都府下各郡当局が同府下小学校教員の生活状態を調査したところによると、教員の生活が決して満足すべきものではなく、「子女多く家族副業の収入少なきものは低級労働者の生活よりも尚困難なる」こと、「子女の半数以上に因果を含めて奉公せしめ辛うじて残余の者に中等教育を受けしめる位」で、「俸給のみの生活者は経済状態至難で一般より観察し尚増俸の必要がある」⁵³⁾と報告している。それゆえ教員の経済的要求が表面にあらわれて来なくなった理由は生活自体の好転であるというよりはむしろ「優遇策」によって要求が体制内に吸収されてしまったためとみるべきであろう。そこに「黄色化」懐柔政策の成功がうかがわれるのではなからうか。

体制側の教員優遇策の一つは教員互助会の設立であった。既に1915年1月の長野県郡視学会は県の諮問に対して「長野県小学校教員互助会定款」を作製していることに見られるように、この互助会組織によって教員の経済的要求の噴出を抑えようという試みはかなり早くからあらわれていた。長野の場合には、1919年の県会で「長野県教員互助会創立費一千元を教育会に補助する件」が議決され、翌年2月教育会が創立を決定して会員募集に着手し、7月には3578名の入会をみているから、それは一応の成功を収めたと思われる。教員互助会という組織自体は従来から各地方に存在していたが、多くは一郡一村に局限された小規模なものであって資金が貧弱であったため、それほど効果もなかったが、この頃から県全体を網羅するものが県の援助のもとに組織されだした。

1919年5月、大阪府でも府立中等諸学校長会議は教員互助会の設立を計画していたがやがて府視学が中心となり計画はその目的を当初のものより更に拡大して府下小学校教職員7千名を糾合すべく準備がすすめられ、米・炭・洋服・靴等の衣食に必要な物品の購買組合で資金を募り住宅の建設や会員の弔慰、会員子弟の学費貸付けなどの共済活動にのりだそうとしていた。

1922年6月26日甲府市で開催された山梨県小学校長会議は教員互助に関する県庁の諮問に対して県下教員による共済組合設立を答申し、11月26日の教育会創立四十周年記念式でその設立が決定されている。このようにしてこの年の埼玉県教員共済聯合組合は3千名を組織し東京府教職員互助会は総資金8万6千円、会員7千500名、群馬県下では12の組織、3千名の会員、資金6万8

千600円という大組織に成長した。

この当局の政策に対して当時においても批判の眼をもつ者がいなかったわけではない。例えば下中 弥三郎は『教育再造』(1920年刊)において「近頃、新聞紙の報ずる所によれば、文部省は、全国中小学校教員の全部を網羅したる互助組合を設置するさうであるが……それが真に民主的に運用せられるならば何程かの効果がないではなからうが、若し悪用せられるならば、多数の教育者は、官庁が当然負担すべき救済金奨励金の御手伝をするような結果に終らぬとも限らぬ。吾等は今の官僚万能の文部省のかかる企図に対して盲目的讚美を捧ぐべく余りに物が見え過ぎる。」と述べている。しかし当時の教員一般にはこの互助会が要求の吸収装置として働いたことは否めないところであろう。

こうして1921年から22年頃にかけて教員の自主的運動は退潮し、その組織の多くは有名無実のものとなるか解体してしまっただけでなく、一応まがりなりにも自主的な教員団体として存続していたのは啓明会位のものであったが、それも1922年8月の大会には参集する者僅か六名という状態に追い込まれていたのである。しかしこの時期は教員自身にとって決して平安な時ではなかった。1921年2月には原内閣の「教育費整理政策」が発表され、小学校に二部教授・三学級二教員制などの教員整理と労働強化をはかり、これによって三〜四割の教育費節約が企てられた。これは教員の生活は勿論、教育自体にとっても無謀没常識の案であったので教育界全体の反対を呼び、これの阻止は教育界の緊切な課題であり、教員の自主的な組織運動の必要性は客観的には愈々高まっていたのである。

この原内閣の義務教育費整理案に反対して先ず立ち上ったのは教育雑誌記者たちであった。帝国教育会の専務主事野口援太郎は教育雑誌記者の集り「已未倶楽部」の世話役曾根松太郎と図り、3月2日に記者十余名を同文館楼上に参集させ、教育擁護同盟を組織してこれに当ることを決した。同月8日帝国教育会で正式に結成された同盟には22名の「自由人若くは教育評論家」が同人として名を連ねている。それは野口援太郎、鯉坂国芳、川村理助、三浦藤作、志垣寛、河野清丸、原田実、為藤五郎、曾根松太郎、下中弥三郎、尼子止、岸田壽夫、稲毛詛風、湯本武比古、沢柳政太郎、荻原太平治、大島正徳、相沢照、本図晴之助、多田房之輔、加藤正平、佐久間惣治郎で当時においてはリベラルな教育思想家たちが中心であった。その各人の思想は多様で下中、志垣のようなアナキスチックな傾向に示していた者もあれば藤のように社会民主主義的傾向の者、野口、沢柳、大島、

多田、原田のようなりベラリスト、三浦、湯本のような保守派と目されるものなどを含む幅広い集団であったが基本的な共通点はいずれも大正デモクラートをもつて任じていたことであった。その統一的主張は「宣言」によれば次のようである。

「教育者の待遇は尚著しく菲薄にして、学級児童数は徒に多く、教授の効果甚だ徹底せず、此の時に当りて更に教育費の整理節約を唱ふるとは倒施逆行も亦甚だしと云ふべし。これ洵に骨を削り肉を殺ぎ教育の生命を枯渴せしめんとするものにあらずして何ぞ。由来我が国に於ける財政窮迫の主因が軍備の過大にあることは国民の均しく認むる所、今や時代の趨勢一変し、全世界の人類は漸く軍国主義の迷夢より覚め、文化の進歩発展を衷心より希求しつつある際、八億と云ふ莫大なる軍費を無条件にて承諾し、微々たる教育費を削減せんとする如き、時代錯誤も亦甚だし。」⁵⁴⁾

ここには教育費にあらわれた日本の教育政策全体の根本的性格にまで批判がおよんでいないという弱点はみられるが、日本帝国主義の政策の軍国主義的・反動的な性格との関連を指摘している点に大正デモクラシーの特質がよくあらわれている。教育擁護同盟には階級的視点は殆んどみられなかったが、大正期のデモクラシー運動(とくに教育の分野における)として教育と政治との関係をまともに取り上げて運動の課題とした点において、特筆すべきものであった。同盟の規約⁵⁵⁾は6条からなり、第1条の目的は「教育尊重ノ趣旨ニ反スル総ベテノ企画ヲ極力防遏シ進デ教育ノ振興ヲ為ニ最善ノ努力ヲ致ス」といい、第2条は「前条ノ趣旨ヲ賛成スルモノハ本同盟ニ加入スルコトヲ得、但シ同盟員二名以上ノ紹介アルコトヲ要ス」と定めていた。この条項と第6条「本同盟員ハ自己ノ経営シ若シクハ主宰スル新聞雑誌ニ必ズ本同盟ノ記事収支決算並ニ寄附金ニ関スル報告等ヲ掲載スル義務ヲ有ス」とあるように、その成員は専ら雑誌などの記者を中心とし、一般の教員を広く組織しようとするものではなかった。これは恐らくは当時の教員の政治的無権利状態を考慮してのこととも思われるが、よの根本的には既に1919年の増俸運動の経験を経て成長しつつあった活動的な教員を信頼せず、教員の大衆的運動として展開することによって生ずる政治的弾圧の危険を恐れたからでなかろうか。ジャーナリストの文筆と口説のみによって輿論の形成を図るという彼らの職業的性格とその小ブルジョアのデモクラート振りもさることながら、既に安定した地位にある彼らに「教育者の要求」を代表するとどまらず、彼ら自身を教員大衆の中に位置づけるよう要求するのは、しよせん無理というものであった。

同盟の飛檄は「諸君の浄財を以て活動することは、我

等の最も喜ばしく且つ心強く感ずる所」といい、「それが……我等の活動が全国教育者の志であると云ふことが証明せらるる訳」として教員の寄附を求めているが、彼等は教員の代弁者として運動するにとどまり、教員をその運動に引き入れ組織し、教員の大衆的運動を起こそうという考えは殆んど見当たらない。

同盟の組織は総務、宣伝、調査、記録、会計の五部よりなり、3月12日の帝国教育会講堂での演説会を皮切りに活潑な活動をはじめた。同月20日千葉市、浦和町と演説会は全国各地で、新聞社その他の後援を得て行われ、6月5日までに福井県武生町、石川県松住町、新潟市、金沢市、神戸市、大阪市、名古屋市、浜松市などで開かれている。また4月に東京で教員の大整理が行われるや直ちにこの実情を調査し5月24日には帝国教育会に聴衆300名を集めて東京市教員罷免問題批判演説会を開き、7月23日原内閣が整理案の建議に基いて臨時教育行政調査会官制を公布し直ちに委員を任命して具体的な調査と議案の作成に着手すると、同盟もまた問題の山口県小月小学校の三学級二教員制の実体調査に志垣寛を派遣するなど、その活動は極めて活潑で迅速であった。また8月5日には夏期講習などの為地方より多数の教員が上京しているのを機として教育問題大講演会を行い、9月には教育費整理節約の政府声明に反対声明を、10月15日には同盟主催の下に緊急教員大会を開き、東京、千葉、埼玉、山梨、神奈川、群馬、静岡の教員約700名を糾合して「臨時教育行政調査会に於ける各種の議案は著しく義務教育の程度を低下せしめ、基本旨を没却するを以て之が通過に極力反対す」という決議を行っている。翌年1月9日の教育行政調査会の仮決議案に対しては、同盟は帝国教育会、東京府市両教育会、東京市小学校長会、東京市小学校教員会、茗溪会、東京府師範同窓会と共に聯合大会を開き、公開講演会を催し、反対決議を行っている。

このように同盟の活動は「殆んど政治運動化し来れること疑ふの余地なく、従来の教育者の組合運動が互助的な経済運動乃至極めて茫莫たる啓蒙運動であったのに対して頗る注目に値するもの」⁵⁶⁾といわれたが、それは遂に教員大衆の運動とはならなかった。同盟の活動は教育費問題に限られず、茨城県守屋知事の自由教育弾圧に対して、調査員を派して守屋知事非難声明を發し、また大正末にはじまる中等学校以上の現役将校配属、軍事教練の実施に対しては、「帝国教育」「教育の世紀」誌上で教育の自由を守り、軍事教育反対の主張を發表し、あるいは軍事教練反対演説会を行うなど、そのリベラルな主張を一貫させ政府の教育政策と闘っている。

教育擁護同盟は教員組合的組織が消滅した後におけ

る、教員の要求をかかげた「反体制的」な教育擁護運動であり、その政治的主張は当時としてはかなり明確に反封建、反官僚、反軍国主義の態度を貫ぬいていたし、その同人の顔振れからもうかがわれるように、教員組合の必要を主張し自らその組織化に努力した人々、昭和になってから再び教員組合の組織のために奮闘した人々が含まれていたにも拘らず、彼等の運動を教員大衆の運動に拡大したり、あるいは教員組合運動を再建しようという動きが殆んどみられないのは何故であろうか。例えば啓明会は当時衰退の極にあり下中は会再建のため苦慮していたといわれるのであるが、下中の活動は現実には、教育の世紀社や同盟の活動に注がれ、そこにある教員のエネルギーを啓明会に結びつける努力が払われた形跡は見当たらないのである。では教員は当局の圧迫の前に手も足も出ない位萎縮してしまっていたのかといえば、そうではなかったことは同盟の演説会や大会に集った教員をみれば明らかである。10月の緊急教員大会には東京近辺の7県の教員が多数集合していたのであった。

同盟は教員大衆に直接に依拠するよりは、既成の諸組織を結合し、それを統一行動にひき入れることに力を注ぐ傾向が強かった。それは目前の教育破壊の政策をくいとめるには最も手取り早い方法であったかも知れない。教育界の中にみなぎっていた教育費国庫負担増額の要求や教育制度改善の要求は既成の諸組織の無視しえない陰然たる力となっていたから、ともかくそれは組織のスローガンにかかげられていたし、諸組織はそれによって教員をつなぎとめようとしていたのである。同盟のとった現実的活動はその意味では一つの統一戦線的な組織活動であったとみられるが、それは結局彼らの反対していた教育統制を打ち破る力を育てることにはならなかった。

このような活動は1923年5月5日、東京府師範同窓会、桜蔭会、茗溪会、東京府女子師範同窓会の四団体により發起され、同月15日、東京府市両教育会、帝国教育会の参加をみて、広く全国教育団体の賛成を求めて組織することとなった「師範教育改造同盟」（6月16日、代表182名で第一回大会開催）、あるいは同年11月大阪での帝国聯合教育会の「教育国策を樹立せんが為め、なるべく多くの教育代議士、即ち教育に理解ある代議士の選出を希望する」という決議にもとずき、帝国教育会を中心とする十七教育団体によって翌年3月8日に組織された「教育団体総選挙聯盟」などにもみられる。これらの運動が本質的には小ブルジョアの議会主義的運動であり、すでに社会主義運動にまで発展していた民衆の運動に対立する傾向さへ含んでいるものであった。それは増大しつつあった民衆のエネルギーを議会政治の機構をつうじ

て天皇制体制の側に吸収するという「安全装置」の役割を果すものになったようである。

大正期の教員運動の中に芽生えた帝国主義教育批判の動向は、このようにして十分な展開をもたらすことは出来なかった。この大正期教員運動一般にみられる弱さ、問題点は基本的には指導的階級である労働者階級の成長度に規定されている性質のものであり、歴史的な制約・限界であったと考えられる。これは教員運動自体の問題としては、それは運動思想・教育批判意識の弱さ、欠陥・限界性としてあらわれるが、この問題は啓明会の思想との関連で、本論の最後で検討することにした。

1) 既成教育会の本質的性格・機能は、「官民の間に立ち、上も政府教育の意を体し、下も公衆の為に学事改良方法を講じ以て両ながら其宜しきを得て相貫通和する」という言葉(明治16年12月、大日本教育会における福岡文部卿の祝辞)によくあらわれている。その半官的性格は、皇族・華族を名誉会員とし、政府の要職にある者、特権的地位にある学者・教育家などを幹部とする組織構成にもはっきりと示されていた。それが教員組織としての性格をもちだすのは明治後期から大正にかけてであったことは次に示す会員数の動向にも明らかである。帝国教育会と信濃教育会の二つを中央と地方の例としてその会員数の動向を示めよう。

年度	帝国教育会	信濃教育会
1909(明治42)	1604	1731
1911(明治44)	1819	1759
1912(大正1)	1923	1819
1914(大正3)	2570	6740
1916(大正5)	3507	6878
1919(大正8)	4711	7845
1923(大正12)	5390	8372

1914(大正3)年以降に急激な増加がみられる。(帝国教育会五十年史・信濃教育会五十年史より作製)

- 2) 『信濃教育会五十年史』285頁 昭和10年刊
 3) 「信濃教育会制度改革案理由書」より(前出書 222頁)
 4) 前出書 217頁
 5) 前出書 229頁
 6) 前出書 238頁
 7) 『帝国教育会五十年史』175頁 昭和8年刊
 8) この問題について信濃教育会を例として地方の状態を補足しておこう。教育会の総会における演題や会員の演説などのなかから地方的特殊性をもつものは除いて一般的な教育会の思潮を知るに参考となるものをあげておこう。(『信濃教育会五十年史』より) ()内は講演者 ()のないものは会員の演説である。

1914: 通俗教育ニ就テ(湯原)国民の覚悟(海軍大将・伊集院)立憲国民ノ教育

- 1915: 南洋視察談(東大・原)教育勅語ト時代思潮(東大・寛克彦)貧弱ナル修身教育。政治家ノ行動ト教育。工業教育
 1916: 時局ト教育(文部督学官・乗杉)教育尊重ニ就テ(菊池大麓)教育界ニ於ケル理想ト現実。新思想ト旧思想。
 1917: 欧洲戦争ニ就テ(陸軍少佐・二宮)東亜主義(沢柳政太郎)国体論(紀平正美)
 1918: 欧洲戦乱ノ教訓(海軍大佐・山本)今後ノ国民教育ニ就テ(文部督学官・野田)青年団中央部ト信州
 1919: 社会政策ト国民教育(福田徳三)大戦ノ帰結ト世界改造(陸軍編輯・長瀬)教育ノ危機。最近ノ工業界。
 1919(臨時): 教育改善ノ機運ト各国ニ於ケル諸問題ニ就テ松本高・茨木)社会問題ノ一端(植村正久)戦後国民教育ノ根本義。
 1920: 国民道徳ヨリ見タル現代思想(文部督学官・森岡)社会思想ノ進歩ト政治ノ将来(早大・大山郁夫)政治家ノ本領。
 1922: 所感(知事)芸術ト階級トノ関係(早大・片山伸)価値トハ何ゾヤ。
 1923: 経済道徳及ビ法律ノ相互的变化(東大・末弘巖太郎)農業教育振興ニ就テ。現今教育思潮ニ就テ。——以下略
 講演者が官僚、軍部、学者から構成されている点、学者の中には「進歩派」が時々顔をみせており、会員の演説も題目からはかなり社会的関心がうかがわれることなどが興味をひく。当時の教育界の思想的関心とそれに対する体制側の対策が推察されよう。

- 9) 「教育会館建設趣意書」(『帝国教育会五十年史』149頁より)
 10) 「教育会館の建設に就て全国二十万の教育者諸君に訴ふ」(『帝国教育会五十年史』153頁より)

なお沢柳の教育会についての認識は、『帝国教育』大正7年5月号の論文「教育会の振興」で次のように記されている。

「教育会の如き教育者の団体があって、教育監督の機関たる官庁を援助し、個々の教育者の伴侶となり、教育の徹底を図る……。教育会は多く教育の改善及び普及を図るを目的として(いるが)此外にも……目的として欠くべからざるものがある。……教育会と最もよく類似して居るものは、彼の同業組合ではあるまいか……教育会は十中九分九厘迄は教育者を以て組織して居る……。会員は何れも同じ目的の下に同じ事業に従事している。されば教育者の共同の利益を増進することが、教育会の重要な目的の一つでなければならぬ。然るに我が国の教育会の中には、かくの如き目的を明示して居るものは殆ど無い……。教育者の品位を高め、其共同の利益を図るは、決して陋劣なる事柄でなく、真に教育の改善を实にする方法である……。教育会の権威が、社会的に微弱であるのは各教育会が孤立し……強固なる聯絡のないこと(による)……。……義務教育費国庫負担……教育者の待遇問題に就て見ても……頗る不徹底……且微温的(である)……教育会が一致団結して活動することは……最も大切な急務である

- ……。」
- 11) 闡明会については、『創造』大正8年12月号に紹介記事があり、回想記としては、上田庄三郎「闡明会のころ」（国分一太郎編『石をもて追われるごとく』所収昭和31年刊 英宝社）がある。
 - 12) 『社会科学』第4巻第1号「日本社会主義運動史」昭和3年2月 改造社
 - 13) 『日本労働年鑑』大正9年度版 大原社社会問題研究所
 - 14) 町田辰次郎『日本社会変動史観』282頁大正13年刊 東京堂
 - 15) 階層的同一性は運動の主体と闘争対象である権力、支配階級との関係を規定する一要素であり、運動の階級的性格や運動の発展の基本的特徴などを規定する。しかし運動の具体的展開、その現実的様態はむしろその社会的生産の中での位置——同じ俸給生活者でも官業と民間企業とのちがいが——などにより直接に規定されているから、「新中間層」の運動という把握はなお一般的な特徴づけを出ない。
 - 16) 『時論』大正8年6月25日号
 - 17) 『東京日々新聞』大正8年6月28日 この助役の暴言は、小学校長たちを非常に憤激させた。7月11日の東京市小学校長会議では校長たちは「教育の研究よりも先ず教員を優遇せよ」と叫び、助役の言は「正しく我々を脅かすものである。あんな事ではお互いに理解し合って胸襟を述べる事は出来ないのでは無いか」（『日小』大正8年9月号）と迫り、この問題をめぐって現場の管理者である校長と官僚の認識のちがいがあらわれた。後に示すいくつかの例にもみられるように、運動の初期においては校長は意識において一般教員と大きな差はない。この点は運動の構成分子、リーダーをみる場合注意を要する。
 - 18) 前出・年鑑
 - 19) 『読売新聞』大正8年6月30日
 - 20) 文部省としては既に1年前（1918・3・27）市町村義務教育費国庫負担法を公布し、また地方税制限拡張法を実施して教員の待遇を改善しようとしたが、地方府県の多くは明治34年の小学校教員俸給旅費其他諸給与の義務額を楯に取り平均額を増加しようとしなかった。そのため文部省の方針は現実化されず、教員を慰撫する効果が減殺され、遂に各地に教員の増俸運動をみることになった。事態の悪化に文部省はあらためて7月14日小学校教員優遇に関する勅令を発し、上述の規定の如何に拘らず地方長官をして教員の俸給に関して必要な事項の命令を委任することとした。この貫徹を期するたの内務・文部両次官より各地方長官に対し通牒が発せられたが「地方によりては之れが実施に就き未だ充分了解せざる所もあるが如く又近頃小学教員の増俸問題其他にて不穩の行動に及ばんとするものも尠からざる形勢なるより文部省にても考慮の結果此度更に本省の官吏を各地に派して県当局とも協力して勅令の趣旨徹底に力むると共に各地方小学校教員の行動等に就き充分の取締を為す事となり」（「教員優遇視察一勅令の徹底に力む」『日小』大正8年9月号）7月16日督学官

ら五名の出張辞令が発せられた。こうしてやっと各地方も事態の重大さに驚き増俸にふみ切ったのである。

督学官が派遣されたのは次の諸県である。青森・秋田・宮城・埼玉・神奈川・愛知・福井・新潟・長野・兵庫・広島・山口・和歌山・徳島・長崎・福岡・熊本・宮崎。

7月29日までに5割以上の増俸を実現した府県は次の通りである。（ ）内の最初の数字は発布月日、次の県・訓・府などは県令、訓令などの意、最後の数字は手当歩合を示す。

（7月30日万朝）

秋田（6・20・訓・5割）富山（6・21・訓・国庫支弁同額）石川（6・27・訓・5）山口（7・4・訓・5）宮城（7・15・訓・5以上）山形（7・16・県・5）北海道（7・18・道・5）埼玉（7・18・県・5）広島（7・19・訓・5以上）福岡（7・19・県・5以上）長野（7・20・県・5）東京（7・21・府・5以上）福島（7・21・県・5以上）青森（7・24・県・5）長崎（7・25・県・5以上）熊本（7・27・県・5以上）

21) 『時論』大正8年7月5日号

22) 同上「碎金」（時事評欄）

23) 「是れ何の祥ぞや」『時論』大正8年7月5日号

24) 『時論』大正8年7月15日号

25)28)30) 『読売新聞』大正8年7月11日号

26)27)29)31)33)35)36)37)38) 『日小』大正8年9月号

26)の記事は『日小』に転載されたもので、の中に「翌三日」とあるのは前後の関係より「翌十日」の誤植ではないかと推測される。

32) 石戸谷哲夫『日本教員史研究』に引用されている新聞記事の見出しを重引して、事件の経過を知る参考とする。新聞は『東京日日』の茨城版である。

7月15日「行方教員も不穩」

11月14日「五校長の転任から行方教員また不穩」

11月18日「余憤尚ほ去らず」

11月21日「祝五先生の首途」

34) これは『時論』7月15日号に載った文章であるが、これと同趣旨のものが『国民新聞』7月5日の社説や『日小』9月10日号の三浦修吾の「日本の小学教師諸君に」など、当時の新聞、雑誌の「教員運動批判」の論説に多い。その原型は恐らく、内務・文部両次官が地方長官に発した「教員優遇についての通牒」の次の文章であろう。「此際天下の同情を集注せられつつある小学教員は益々謹厚に自重して育英の任に膺らるべく更に社会の同情を集むるにあるなり……」。当時の所謂「識者」と権力とのイデオロギー的な同一性を推察することができよう。

39) 上田庄三郎『教育戦線』102頁 昭和5年 自由社刊

40) 『日小』大正9年1月号

41) 『時論』大正8年11月5号

42) 『時論』大正9年2月5日号

43)44)45) 『時論』大正9年2月25日号

- 46) 上田 前出書 103頁
 47) 『時論』大正10年5月25日号
 48) 『時論』大正8年9月15日号
 49) 渡部徹編『京都地方労働運動史』161頁 1959年
 50) 『日小』大正8年9月号
 51) この問題について当時、下中弥三郎は次のような優れた見識を示していたが、これは例外的な事例であった。

「大阪京都神戸の小学校長の団体三都小学校長会……公私立中学校長の団体たる中学校長協会等……団体員自身が既に一種特権者である点に於て、小中学校の平教員の眼には、頗る不快な感を与へないではないが、しかしそれは必ずしも平教員に対する支配者の組合といふ性質のものではなくて、専ら教育門外漢の官吏達……に対抗しての団結である以上、徒らに平教員が之に対して猜疑すべきではなからうと思ふ。但彼等が上に向つての不平を一たび緩和し得た時には或は戈を逆にしないとも限らない故に、其点は大に警戒を要する。」
 (『教育再造』196—197頁 大正9年)

なおこの文にある三都小学校長会は第一回總會(結成)において次の決議を行っている。

- 「一、教員の社会的地位を進め教育の權威を確立する事
 一、教員の待遇を高め安全なる生活の下に専心職務に励精し得る途を講ずる事
 一、現代文明の理解と健全なる思想の涵養とに努め最善の奉仕を為さしむる教育を施す可し
 一、都市生活の機能を完全に理解せしめ其繁榮に資する事以上の決議に協力一致組織的氣脈を通じ以て成果の實現を期する事」(『日小』大正9年1月号)

これから組織の性格が凡そ推察できよう。冒頭に待遇問題をかかげていること都市問題に関心を払っていること、最後の「組織的氣脈」という言葉が注意をひく。

- 52) 町田 前出書 286頁
 53) 町田 前出書 293頁
 54) 『時論』大正10年3月15日号
 なお、教育擁護同盟の活動については木戸若雄「三学級二教員制と教育擁護同盟」(『教師の友』所載)を参照
 55) 『時論』大正10年4月25日号
 56) 町田 前出書 307頁

IV 教育労働運動の萌芽

—日本教員組合啓明会小史—

日本の教員運動(教育運動ではなく)の源流は1919年を画期とする労働運動の復興期に発するが、啓明会の運動はこの教員運動史の最初の頁をかざるものであった。この時期に全国各地で教員運動が勃興し、その中から教員組合が誕生するが、その中でもっとも「教員組合」らしい活動を展開し、また後の教育労働運動に対して歴史的継承性をもつことができたのが啓明会であった。当時の教員組合を名乗った組織の多くが一年余で解体してしまつた中で、啓明会のみはまがりなりにも約9年間にわたつて活動を続け、その歴史的遺産を後の運動に引継いだのであった。その活動は大正中期から昭和初期に及び、昭和の新興教育運動・教育労働者組合運動(新教・教労)に連らなっており、新教・教労の運動の組織的系譜をたどるとき、我々は啓明会の中にその源流を見出すことができるのである。啓明会の歴史は、客観的に労働運動の一環として形成された教員運動が、主体的にも自己を労働者階級の階級闘争の戦線の中に正しく位置づけようと苦闘した過程として意味づけられる。啓明会の運動はこの過程を必ずしも成功的に推し進めたとはいえず、むしろ失敗と挫折の歴史であったが、我々は教員運動の發展法則をその否定的事実の中に学びとることができる。

啓明会の歴史は三つの時期に区分することができる。第1期は1919年春から1922年8月までの約3年間で啓明会が日本教員組合啓明会として労働運動に組織的に連繫した時期である。この期はさらに組織の性格・運動方針を次第に明確にしつつ労働運動化の方向を強めながら、社会運動全体の高揚の波にのつて發展する1920年夏頃までの「上昇期」——組織人員1500から2000といわれる——と、運動全体の退潮と啓明会の内部矛盾そして弾圧によって解散寸前にまで凋落する「下降期」——組織人員350から360に激減している——にわけることができる。この「下降期」は同時に次の第2期への転回の準備期でもあった。第2期は1922年9月から1925年春までの約2年半で、労働組合同盟会からの脱退によって労働運動との組織的關係を断ち、運動方針を社会教育活動に轉換することによって、会の再建を意図しこれにかなり成功した時期である。これは下中が「中興の期」と呼んだように、活動は多面的であり、思想的には次第に階級的に深化しつつあり、優れた活動家・理論家が集つてきた時期であり、1923年には組織人員も1300と増大している。運動と

しては次の期により明瞭にあらわれる「農村志向」と「階級的立場」の問題がすでにあらわれはじめていたところで、労働運動におけるアナ＝ボルの思想的抗争と類似の問題が発酵していた時期である。この時期の後半において運動が次第に衰微していく中で、この思想的なちがいが運動方針の転換をめぐるちがいとなってあらわれてくるが、ボル派の「組合再建」＝「労働運動との組織的連繫回復」の路線は実現できず、「社会教育団体としての再建」＝「農民文化運動重視」のアナ派の路線によって啓明会の運動再建が行われることになった。第3期は1925年春から1928年4月の自然解散までの約3年間で「衰滅の過程」である。1925年3月の「新方針」決定によって「一般社会教化」の団体として運動することになったが、やがて下中ら会の主流が「農民自治会」の運動に没入しはじめ、会は急速に凋落する。1925年5月には会員が870名いたが、翌年10月頃には300名程に減少してしまい、「教員組合」を改めて「教化運動啓明会」となった。この期には屢々再建の試みがなされたがそのいずれもが失敗し、遂にその歴史的寿命を終るのである。以下の各節はこの時期区分の通りの叙述ではないが、1. 2. において第1期の問題を、2. で第2期の問題を、3. で第3期の問題をとりあげて検討した。4. は啓明会の再建の問題を中心としながら、大正期の教員運動から昭和の運動への転形期の問題に照明を当てようとしたもので本稿のⅢ.Ⅳ.のまとめにあたっている。

啓明会の歴史は、その理論的・実践的遺産を十分に解明することができるほど明らかにされていない。池田種生氏や木戸若雄氏などの努力によって貴重な史料が発掘されてきているが、未だ空白の部分も多い状態で、啓明会の通史的叙述をするには必ずしも適当な時期ではないが、これまでの研究や調査の結果を整理する意味で、全体的な展望を試みよう。

1. 初期の啓明会の活動と性格

啓明会の組織化の動きは1918年（大正7年）の暮頃から始まった、と創立の中心人物下中弥三郎は回想しているが、具体的な動きがあらわれるのは翌年4月である。当時の社会的情勢に刺激された埼玉師範出身の青年教師たちが、旧師下中弥三郎を擁して運動を起そうと企て、4月に準備委員会を設け、7月12日に埼玉県下の小学校教員を中心に組織を結成したといわれている。¹⁾

その組織化には、平井昶を中心とする動きと、高田政孝を中心とする動きがあった。平井は鬱積した教育界の

重苦しい空気、教員の無気力な状況に反発し、大正デモクラシーの新しい思想動向に強い関心を寄せていた。彼は当時の総合雑誌、中央公論、改造などで進歩的思想に触れ、社会の動きを敏感に感じ取り、教員の中にも革新の動きを起す必要を痛感して、農繁休暇や休日を利用して埼玉県下をほとんどくまなくまわり、教員生活の現状に思想的な不満を抱いている青年教師たちを同志として獲得することに努めていた²⁾。啓明会が7月12日に結成されたといわれる実体は、恐らくこの平井らの組織であったと思われる。

一方、川越では高田政孝がすでに独自に教員の組織をつくっていた。これは後に入間啓明会として1919年11月30日に発会するもので、当時の教員の諸問題に対してより行動的であり、平井らの動きがどちらかといえば思想運動の性格をより強く帯びていたのに対し、この高田らの組織は「政治」的、組合的な傾向をもっていたようである。入間啓明会の発会式には約300名の教員が出席したがそれはやがて啓明会に合流していく。³⁾

このようにして埼玉県下の教員を中心に組織されたものが、組織を全国的なものにするため、1919年8月4日東京神田の青年会館で「啓明会」の名で華々しい発会式を行ったのであろう。啓明会はこの日をもって正式の創立日とし、宣言、会規を発表して、組織の全国的な拡大にのり出した。発会の当初は113名の維持会員で出発し、機関誌『啓明』（10月創刊）や講演会などで宣伝と組織化に努力し、地方の教員団体とも連絡して組織を拡大していった。東京・神楽坂クラブで開いた夏の講習会には、教員を180人位集めているし、11月に下中と木村久一は、神戸・大阪・京都で啓明会主催の講習会や講演会を開いて盛んな活動をし、こうして翌年には会員は800を数えるに至った。啓明会は当初から労働団体などと接触をもっていた。1919年冬には、友愛会や信友会の幹部を招いて講習会を開いており、⁴⁾12月24日の日本労働党の結成にも関係している。⁵⁾これは当時の教員運動においては特筆すべきことである。

1920年1月、入間啓明会の組織の中核であった高田政孝が啓明会の専従者になった。高田は組合主義的な思想をもっており、彼が専従となるに及んで啓明会の運動は労働運動への傾向を強めることとなった。同年2月1日に熊谷で開かれた大会では校長公選論が論議され、また啓明会の運動方向や組織の性格についても激しい論議がたたかわされた。2月から3月にかけて啓明会は教員擁護団の結成に力を尽したり、労働団体関係者との連絡懇談などを行っている。⁶⁾啓明会はその活動によって労働団体からも労働組合たる性格を認められるようになり、

4月15日、正進、信友会の主催で神田松本亭に開かれたメーデー挙行懇談会において教員組合として招請されることになった。4月22日、友愛会本部で開かれた第一回メーデー委員会には11組合の代表者が集まったが、ここで啓明会代表の下中は、宣言・決議・宣伝ピラ起草委員の一人にえらばれている。⁷⁾

こうして日本で最初のメーデーが5月2日に5,000人の労働者の参加のもとに行われたとき、啓明会も正進会・信友会・友愛会などとともに主催15団体に名を連らね、「シベリア即時撤兵」「公費教育の実現」「言論絶対自由」の動議を提出して、参集した労働者の熱烈な拍手をうけたのであった。この啓明会提案にかかる「シベリア撤兵」の要求は、ソヴェト十月革命への日本帝国主義の干渉に反対する労働者階級の立場を明らかにしたものと日本労働運動史上高く評価されるものであった。これを啓明会が提案したことと共に、「公費教育」の要求を教員組合が労働者階級全体の要求とすべく提案したこと、教員組合が労働者階級と組織的に公然と提携したばかりでなく、その提携を「シベリア撤兵・公費教育・言論自由」あるいは大会の三つの決議「治警法十七条撤廃・失業防止・最低賃金法制定」という共通の要求に基礎をおいたことは、教員運動史において画期的意義をもつものである。もっともこの動向は、啓明会に結集した教員の全体的な意志によるものではなく、もっぱら下中や高田を中心とする東京本部の独自の活動であったと考えられる。メーデーに参加した啓明会員は、埼玉や横浜などからかけつけた者を含めて十名程度にすぎなかったといわれているが、⁸⁾ 啓明会と労働運動との結合はこのメーデーを機にいよいよ強まり、なかでも下中の動きは活発で、労働運動の中での下中の地位は急速に昂まった。

5月8日のメーデー報告会において下中らは労働組合の全国的統一を發議し、報告会は労働組合聯合会の準備会に変更された。啓明会は「教員の組合だから到底、一般労働者と一しょにやっつけないだろう」⁹⁾ という信友会、大進会の反対があったが、他の五組合の賛成を得て、労働組合同盟会の結成に加わり、組織的にも労働団体の資格を承認されることとなった。5月16日に結成された同盟会は、第一回の代議員会を6月13日に開いたが、啓明会からは下中、高田が代議員として出席し、高田は会計検査役となっている。¹⁰⁾ 代議員会は労働組合法、失業対策、争議応援などの問題について労働運動の統一の方針を打ち出すことに努め、啓明会もこの中で労働戦線の一翼としての活動を強めていった。当時、啓明会は同盟会の方針に従って川崎、石川島など各地の争議の応

援にかけつけ、盛んな活動を展開しているし、この年の暮には友愛会と共に「東京市道路不正事件」のピラを浅草で撒くなどの街頭活動も行っていった。¹¹⁾ これらの活動に、どの程度会員の積極的参加があったのかは不明であるが、恐らく会全体の意志とはいいがたく、下中・高田らを中心とする東京本部の活動家たちが他の労働組合と伍していく為、(参加の事情もからんで)かなりの無理をしたのではないかと推測される。そして下中自身は8月14日に開かれた失業防止運動協議会で議長を勤めたり、8月31日の友愛会第一回関東大会懇親会に来賓として出席したりして、労働運動の指導者の一人になっていったのである。¹²⁾

啓明会のこのような活動は、それ自体労働組合的ではあっても啓明会自身を労働組合として成長させるには余り有効ではなかった。それは第一に、啓明会の組織的な決定によるものではなく、その活動が全体の支持、同意のもとになされたわけではなかったからである。そのような活動が啓明会全体の思想、意識を変化させ、会を全体的に思想的、組織的に労働運動と結びつける役割を果たすためには、その活動が組織の民主的、大衆的な討議と決定に支えられていなければならないが、実際の啓明会の運営にこの組織原則はみられなかった。第二に、それらの活動が会員たる教員の要求と充分に結合されていなかったことがあげられよう。啓明会は教員の組合であるから、会が労働組合として成長するためには、教員の経済的、政治的要求に即してその組合活動を強めるべきであったろう。その様な日常活動があつてこそ他の労働組合を応援したり、その活動に協同することが相互の階級的連帯を強め、階級意識を高めることに役立つし、組合も成長できるのである。ところが啓明会の労働組合的活動はそれが強まれば強まるほど、教員の日常的・生活的要求から離れる傾向があった。それは益々街頭的になり、階級的自覚を深めた会員は労働運動者、社会運動者として会の活動よりは労働運動や政治運動にひきつけられていった。活動の対象は教員ではなく労働者であった。活動家は教育現場からはみ出し、工場へ農村へと進出し、啓明会は教育現場の活動家を失い自己の組織的力を弱体化させることになり、未自覚な一般教員大衆と自覚した先進的教員との間には組織的にも感覚的にも落差が拡大していった。この様な傾向は小ブルジョアインテリなど所謂中間層の運動の共通的な問題であり、後に、本庄陸男をして次の様に云わしめている問題である。

「為藤五郎氏をして、政治的自覚ある教員は、狭苦しい教育界から、どんどん階級戦に免れ去る、と云はしめ、それが階級的立場に立つ者の正当なこととなるのである。其の時は、

然し乍ら、教員としての運動ではない。プロレタリアートとしての政治行動となったときのことである。教育界の埒内に於ける間は、それでは教員の自由獲得の方向を認めることは出来ないのか。」¹³⁾

このような欠陥にも拘らず、1920（大正9）年は未だ運動全体の高揚の波に乗っていたので、この秋頃の啓明会は1,500から2,000名の会員を組織することができた。しかしこの時すでに運動は退潮への条件を發酵させていたのである。運動自体の弱点と共に、2月の熊谷大会やメーデー参加などが当局を刺激し弾圧が加えられはじめた。機関誌『啓明』5月号は、島中雄三の「国家生活の合理化」というクロボトキン流の思想を展開した論文のため発禁処分をうけた。埼玉県下では啓明会員である以外何等の理由なき転任、免職が行われ始め、啓明会主催の講演会は当局の圧迫によって計画倒れになるという事態が屢々発生した。会の方針に対する会員の不安、内部的な運動方針上の意見の対立、外からの弾圧の激化等は、会の活動の再検討を要求していた。

これは下中を中心とする啓明会の幹部たちが次の二つの問題を解決しなければならぬことを意味した。一つは下中を中心とする東京本部の「教員組合は労働組合と提携すべきである」という理想と会員の間にあらわれていたこれに対する不安の現実とをどう解決したらよいかという問題であり、他の一つは既に啓明会は労働組合同盟会に信友会・正進会の反対を押し切って加盟しており、下中自身が労働運動において重要な地位を占めているという問題である。下中の労働運動界における地位は啓明会という教員組織を背景にし、いわばそれを土台として築かれたものであり、下中自身は勿論、その周囲に集っている活動家たちは啓明会を労働組合として強めようという方向でこれまで進んできたのである。

啓明会が1920（大正9）年9月に、日本教員組合啓明会の名で「教育改造の四綱領」を発表したのは、以上のような状況と問題を解決して進むためであったと考えられる。啓明会は教員組合を名乗ることによって労働団体とのこれまでの関係を承認しながら、四綱領に啓明会の運動の精神を具体化することによって会員の不安や誤解を解消しようとしたのであろう。綱領には労働団体との提携はもちろん教員の経済的要求の獲得など労働組合的活動を示唆する項目は殆んどみあたらず、教育運動としての路線を示すにとどまっていたのである。

教育改造の四綱領の内容は当時の教員団体の運動の水準からみて画期的なものであり、下中の教員組合についての思想とも少しも矛盾するものではなかったが、啓明

会が一年にわたって展開してきた運動の路線からみれば、現実には運動の方向転換を暗示するものであったと考えられる。この点を啓明会の初期の性格や運動方向の決定過程を明らかにしながら検討してみたい。

啓明会の結成の事情にみられるように、啓明会に結集した教員には大別して二つの傾向が存在していた。一つは平井に代表される教員の思想的覚醒に重点をおくもの、他は高田に代表される組合主義の運動を重視するものである。¹⁴⁾この二つの考えは教員運動自体が未成熟であり労働組合運動がようやく軌道に乗りはじめたという当時の状況においては、それほど明確な区別があったわけではない。いずれの考えも運動の究極的課題は人間解放であり、そのために教育者の解放が必要だとし、その手段として教員の自律的団結を構想していたのである。

啓明会の宣言（三綱領）は平井が起草したもので、「地位の向上、思想の独立を明確に表示して教員組合の名乗りをあげることに差しさわりのあった当時の状況」を考慮した苦心の表現で¹⁵⁾極めて理想主義的・精神主義的な印象を与えるものであったが、啓明会の根本的性格、思想をよく映し出していた。それは第一に社会改造の理想を人間解放におくこと、第二にその障碍となる現秩序の組織・思想と戦うこと、第三に教育の仕事を通じてこれを行うという啓明会の精神を示すものであった。いかえれば啓明会の運動は民衆教化と教員自身の解放の二つの課題を担うものであった。これは会規第一条に「教化運動の主体」とあるように、創立当初の啓明会は社会教育団体と教員の思想的自己教育機関という性格を兼ねるような組織であったことを意味する。典型的に言えば労働運動の初期に一般的な「友愛会」的な性格に近いと考えてよいものである。

啓明会の基本的性格は以上のように考えられ、これは啓明会の全歴史を通じて一貫していることは、会規が屢々変更され目的規定や組織原則に重大な変更が加えられたときにも、この宣言は殆んど修正されずに常に啓明会の精神を示すものとして掲げられてきたことから明らかである。

しかしながら、このような性格づけは啓明会の運動の思想的底流・運動の性格の連続面については妥当性もっているが、啓明会の運動のそれぞれの局面における性格・内容を明らかにしていない点で不十分である。たとえば創立当初においても、宣言は意識的に「偽態」「方便」としての側面もっていた。下中が「地位の向上（物的）思想の独立（心的）をあからさまに表示」することを避けたといっているのは、啓明会の創立当時に、経済的要求を戦い、教員を政治的社会的に束縛している

ものと戦うという所謂労働組合的運動への意志・思想が存在していたことを示すものであるし、彼が「その出発点において、完全に職業組合としての教員団体たることを内部的欲求として有していた」¹⁹⁾と述べたことはその意味であったと考えられる。更に宣言の起草者たる平井自身の思想についても下中は「政策的意味において、教員の内的覚醒の高潮を主張した」とか「偽りも方便の意味から高潮した内部運動、精神運動、思想運動、自覚運動」という表現を用いているのである。以上のことがらに啓明会は最初から労働組合的な運動へ発展しうる思想的条件を備えていたことを示すものといえよう。

啓明会の中にあつた二つの傾向はたしかに運動の具体的な進め方を左右する重大な思想的な差異を含んでいたが、当時のその差異は戦術的な性質を多分にもつものであり、啓明会が教員組合を目指していたのかどうかという意味で本質的・決定的な差異であったとは考えられない。教員組合運動にかぎらず一般の労働組合運動においても、このように運動を内に向けるか、外に向けるかという組織方針上の戦術的なちがいが生れるのはめずらしくない。このように考えるならば、啓明会は当初から教員組合を目指すものであったとみる方が事実を正しく解釈するものであろう。

啓明会の宣言や最初の会規では教員の内部的・思想的覚醒という側面を強く打ち出していた。しかし機関誌『啓明』の創刊号にのつた会規四条の事業が最初の「1. 機関雑誌の発行、2. 思潮研究会・公開講演会。其他一切の教化運動」の二項目から四項目になり、「1. 会員の互助 2. 教育改造に関する調査研究」が加えられ、前の1. 2. はそれぞれに3. 4. 繰り下げられた。¹⁹⁾このことは高田らの組合主義的側面が会の方針に取り入れられつつあることを示すものと考えられる。翌1920（大正9）年2月の熊谷大会¹⁹⁾ではこの傾向が更に強まってくる。校長公選論が討議されたことも具体的なあらわれの一つであるが、組織的にも組合的に整備され、先ず一口24円を納める維持会員が「経営の主体」となり、この中から「幹事」「常任幹事」が選ばれるという同人組織的な在り方が改められ、普通会员を中心とした会運営、総会での選挙による幹事選出、および地方支部の規定と地方幹事選出の規定が「激論」の中で決定されている。このような組合主義的側面の強化を推進した中心は「教育界を真に改造するには教育者自らが教育の中心に立って発議決議の力を握り従来の奴隷的境遇からの解放……解放の唯一の手段としての教員の大同団結」¹⁹⁾を主張していた高田らであったとみられる。

高田たちは啓明会の組織を教員大衆のものにするた

め、民主的な組織原則をつくりだしていたが、それが十分に定着しないうちに活動だけが労働運動的・街頭的傾向を強めていった。彼らが組合的組織によって展開しようとしていた教員の経済闘争や教員を政治的社会的抑圧から解放する闘争、教員の教育上の自由をかちとる闘争などがわずかに校長公選論の形で具体化されようとしていたとき、その土台となるべき組織の内部に矛盾が深まっていた。しかも運動の組織問題について中心的な役割を果たしていた高田は病に倒れ、この年の秋には帰郷してしまう。

啓明会の主幹である下中は啓明会を代表して労働運動の中で活発な動きをみせ、高田と同じ運動思想をもっているようにみえるが、下中には組織問題に関する理論は殆んどなくその組合論もより「思想的」観念的であった。それは本質的には高田よりも平井の思想に近いものである。彼は啓明会を「単なる同職組合として自己階級の利益を擁護し、地位を向上せしめんとする以外に、別に一個独自の社会教育的目的を有」するものと考えていた。²⁰⁾この立場から高田らの考えと平井らの考えを楯の両面として包摂していたが、重点はむしろ後者におかれている。下中が先に述べたような啓明会運動の困難に直面してその解決を組織論的に考えず、専ら運動の方向転換（組合主義的側面を後退させ、思想運動的側面を復活させる）によって行おうとしたのは、下中自身の思想的体質と高田というこれまでの運動の推進者を失ったことによるものと思われる。

2. 運動の方向転換と二つの潮流

こうして「学習権の主張」「教育自治論」を骨子とする下中の「教員組合の意義・目的」の思想が「教育改造の四綱領」として啓明会の運動方針となり、啓明会の教育的な活動と労働組合との提携という思想が整合的に統一されることとなった。しかしながらこの統一は下中の観念的理論での統一であり、そこには何等組織的な対策は見られなかったし、下中には実務的・組織的能力はなかったため、啓明会の現実には少しも改善されるところはなく、後退を喰いとめることは出来なかった。組合員の離散も著しく、機関誌『啓明』の月刊は財政難で崩れ4カ月に一冊位の不定期刊行となった。教員運動は全国的に退潮しており労働運動もまた反動攻勢の前に守勢を余儀なくされ、社会的状況は啓明会にとって極めて不利な様相を呈していた。この状況の中で啓明会は1921（大正10）年の第二回メーデーには約10名が参加し、下中は主

催者の一人として決議文を朗読し、KM会の白だすきをかけてデモ行進に参加してその意気を示した。また労働運動でのアナ＝ボルの対立は次第に表面化し、6月には労働組合同盟会は友愛会等三組合の脱退によって分裂したが、この時啓明会はアナ系残留組合の「友愛会の脱退について」という反総同盟の声明に連署してその立場を明らかにし、しかも「同盟会の看板を啓明会本部にかけ」一層組織的に緊密になった。²¹⁾このように啓明会と労働運動との関係は依然として保たれており、下中の労働運動における活躍はむしろ一層活発であった。

1922(大正11)年2月5日、下中は労働運動の全国的合同のために組合闘争同盟との共同編集で『労働週報』を発行し、啓明会員の安部隆一を発行・編集・印刷人に行っている。²²⁾この年のメーデーには啓明会員の姿は見当らないが、下中自身は参加していた。しかも5月7日、月島で開かれた第三回メーデーの報告会では、下中は啓明会代表として出席し、労働組合同盟会の計画という重大提議を行い、12日の東京全労働組合の第一回協議会には、議長として総連合計画の協議をリードしていた。²³⁾下中の労働運動における指導的地位はいよいよ明らかであったが、これはすべて下中の個人的活動であり啓明会は単に下中の労働運動での発言を保証する肩書以上の意味をもってはいなかったのである。下中は9月10日の総連合準備会の席上で、労働組合同盟会から啓明会が脱退する旨を声明し、ここに名実ともに啓明会と労働運動との組織的連絡を断つに至ったが、それはすでに啓明会の代表としての下中の総連合計画での仲介的役割が終ったことと、総連合に啓明会として参加することが不可能であったからに他ならない。²⁴⁾

このように、啓明会は四綱領によって教育的活動を会の中心活動として運動の再興をはかる筈であったにも拘らず、下中らの動きによって現実にはむしろ一層労働運動との関係を強め、教育運動体としての啓明会の活動が全くといってよい程みられない状態となったのは、啓明会の組織的性格を如実に示すものである。

啓明会は運動方針にもとづいて会の活動を計画し実践するという大衆的・行動的組織ではなかった。方針は会の内外に対する思想的なアピールにすぎず、理念として会員に影響を与えるだけで実践の指針ではなかった。四綱領が会をもちかえす力をもたず下中自身が教員団体としての啓明会の活動に関心を失っていった状況、会の労働運動化を恐れそれにブレーキをかけようとした会員も減少し、それを考慮する必要もなくなる程に啓明会自体が弱体化していた皮肉な状況が、この時期の啓明会と労働運動の関係から読みとれないだろうか。このことは「教

育改造の四綱領」を全面的に否定するものではない。たしかにそれは運動の綱領としては失敗であったが、最初の教員組合がその教育理念・教育批判・教育要求を組織の運動綱領の形で明らかにした歴史的意義は無視できない。それが思想的には未熟さ、欠陥を多く含んでいたが、その中にもられている軍国主義・帝国主義とその教育に対する批判、教育自治の構想、教員組合としての教育行政への参加という思想の積極的・革新的性格は高く評価されてよいものであろう。

1920年から1922年にかけての社会的状況は戦後反動恐慌の進行と労働運動・社会運動の分裂という事態にみられるように運動にとって困難な情勢であったが、必ずしも不利な条件ばかりであったわけではない。事実1920年8月に教員に対する増俸が実施されていたが、「教員俸給全額国庫負担」の要求は依然として根強いものがあった。しかも翌年2月の原内閣の「市町村教育費整理」政策は運動の拡大・発展を大いに刺激しその必要性を痛感させている。教育界は全体として教育と教員の生活を守る運動に強い関心をよせたことは教育擁護同盟の結成にもあらわれている。しかし啓明会はこの時期に何ら見るべき活動を行わなかったことは先に述べた通りである。会の活動を活発化することが客観的に要請され、しかも教員の間に問題関心が高まっていた時、啓明会はこの条件を有利に利用する術を知らなかったのである。啓明会の会員が全く沈滞して問題関心を喪失していたわけではない。下中をはじめ有力な幹部は教育擁護同盟で活発な動きを示していたのに、それは啓明会自体の再建・拡大の活動に少しも結びつかなかったのである。「教育改造の四綱領」を実践的に鍛え、教員運動の真のスローガンとする機会は見逃された。こうして1922(大正11)年8月の啓明会第四周年大会は出席者僅か6名という衰退のどん底の大会となり、会は解散寸前の状況に追い込まれていったのである。²⁵⁾

啓明会、この第四周年記念大会において再出発することになった。会員石田友治の主宰する『文化運動』の提供を受け、これを機関誌とし、10月にその第129号が「革新号」として啓明会から発行される。当時の啓明会員は350~360名、『文化運動』の従来からの読者が7~800名あわせて1,000名余が当面の会の組織対象であった。機関誌の発行部数は毎月2500部であった。²⁶⁾会規改正が行われ、会の活動は総務部、研究部、編集部、宣伝部の四部に分担され組織的に行われることになった。関根二が在京幹事となり田中惣五郎、米良重徳、吉田庄七、仁田越男らが入会し会員拡大や編集部の強化にあたっている。²⁷⁾

再建の第一歩は8月7日に帝国教育会で開かれた啓明会主催教育小講習会²⁸⁾に58名の参加者を集めて、幸先よい出発をかざっている。会の運動方向は、会規第一の「日本教員組合啓明会」の名称、第二の目的には変更が加えられなかったが、教育的活動に中心をおいたことは明らかである。『文化運動』129号の「編輯局より」は再建の方向をどのように見定めたかを次のように記している。

「啓明会は右傾した。後退した。労働団体との関係を断った。それは啓明会の戦闘意志を失ったのだ。……」と評する人があると聞いた。……吾々は、一切の可能な立場に立って、囚はれた教育並に教育者を全人類愛の精神によって解放し、啓明会の四綱領、1.教育理想の民衆化、2.教育の機会均等、3.教育自治の実現、4.教育の動的組織を実現することによって、教育を完全に『人類のもの』『国民のもの』たらしめようとするのである。それが右傾であらうと後退であらうと一向に問うところではない。」²⁹⁾

啓明会はここに四綱領を運動綱領として再確認したのであった。この啓明会の活動について『種蒔く人』の大正12年2月号に日野樹署名の「啓明会運動」という小論があるが、それには「唯一つ明白なことはこの啓明会は労働組合の様に会員の経済的団結（変な言ひ廻しだが）ではなくて、あるかなり自覚した教員達の一は相互の啓発のため、他は以て一般に教育界を「内部的自発的」に革新する意気込みであらう。……で繰返していふが、本会是一種の労働組合（仏国にあるような）ではないのだ。」と書かれている。

啓明会が教育革新を旗印にして再建されたことは、地方の革新的な青年教師たちの新たな運動への情熱をかきたてたに相違ない。1919年以来全国各地に増俸運動や教育革新運動を起し、その後の情勢の悪化もあって離散の運命にあった青年教師たちは、ここに結集すべき組織を見出したのである。機関誌編輯にたずさわっていた関抵二は、北光会³⁰⁾の会員をはじめ東京府下に在職の教員多数に入会を勧誘し組織した。かつて新潟で無明会を組織しそれがもとで追放され東京に来ていた田中惣五郎は、旧無明会の会員の半数以上を啓明会に合流させ、なおも新潟県下の教員に働きかけた。畠山源三は秋田県下の教員に働きかけ約50名を組織し、大川信義も鹿児島県下の教員を多数入会させた。こうして22年暮頃から月々数十名の入会者を迎え、翌23年3月には大川信義、川合仁が本部の専従者として編集部に入り、会の活動は再び全国にひろがったのである。機関誌も面目を一新し、毎号3000部を印刷して拡大に努め、7月には「教科書批判号」を出して教育界に大波紋を投げ、同時に会の存在を確かな

ものとした。³¹⁾8月には、啓明会主催で秋田雨雀、下中弥三郎、永井潜、吉江喬松らを講師として約一週間、夏期自由大学を開設して成功を収めた。こうして9月の関東大震災の打撃をも乗り越え、1924年8月5日の啓明会六周年記念大会は約千名の会員をバックに盛大に行われたのである。

この時期の啓明会の活動は第二の転換へのきざしを含んでいた。それは1922（大正11）年末頃から啓明会員の中に教育問題の階級的な把握が強まり、それが労働者、農民の問題を会の運動課題たらしめた。それは農民文化運動、農村自由大学の運動への参加³²⁾となってあらわれ、あるいは広教育研究会でのプロレットカルトと公民教育の討議³³⁾にもあらわれている。啓明会の中に生れた問題関心は「プロレットカルトの運動について」³⁴⁾などにみられるような階級的な認識の深まりと共に、婦人問題研究会の開催³⁵⁾、永久平和研究会の計画³⁶⁾にみられる領域的な拡大という二つの面をもっていた。このことは啓明会の運動の中で、マルクス主義（ボルシェヴィズム）かアナーキズムかという階級的思想での対立と、独立労働者教育、農民文化運動、社会運動（平和運動・消費組合運動・農民運動など）等の領域的な運動の重点のおき方のちがいが互にからみ合いながら解決されるべき問題として発酵していたことを示している。

1924（大正13）年8月5日の啓明会六周年大会から翌年3月の啓明会「新方針」発表にいたる時期は以上の問題が会の運動方針・組織方針をめぐる論議され、啓明会が教員組合への志向を断念し一般社会教化運動体へ転換していく時期であった。そしてそのような転換は既に四周年大会の頃から下中の周囲に集るアナーキズムの傾向をもった人々によって「村落中学」「農民自由大学」などの活動としてあらわれはじめていたのである。

六周年大会は六項目にわたる大会宣言決議文をとりたてて修正の意見もみず満場一致で採択した。³⁷⁾それは「調査研究」であって会の具体的な運動方針ではなかったことは、啓明会のおかれていた状況を反映していたが、その短かい決議の中に啓明会が当時の教育状況の問題点をどれ程鋭くつかんでいたかをうかがうことができる。第一項「現代青年の思想は如何なる機関にて指導誘掖されつつあるか」という問題意識は、1922年の過激社会運動取締法など三悪法案の提出、翌23年の国民精神作興に関する詔書、24年の教化団体連合会の結成などに見られる権力の思想善導、教化政策の展開・進行、とりわけ反動的教化団体例えば後藤静香の希望社などが農村に滲透しつつあった当時の状況に重ね合わせてみれば、そ

のねらいは明白である。それはこの頃、日農が農民学校の設置に着手し、24年関西労働学校連盟が結成されたことなどに示された労農階級の教育への関心の高まりとも無関係ではない。そのことは第二項「小作争議と小学生・教員との関係」第三項「水平社出身と一般の小学生との差別程度」にも示められている。これらの項目をたてたことの意味は、小作争議の激化が小作人児童の同盟休校という戦術を生み出し、学校教育の場面に階級闘争が直接的に波及した状況、1924年2月の日農第三回大会が「小学校教師に組合員中の青年の補習教育を一任せざること」を決し、教育の階級性に鋭い批判を投げかけたこと、1922年全国水平社創立以来、その徹底的な差別糾弾闘争の展開によって、もっとも非人間的な差別が教育の場においても培われていた事実が次々と明るみへ出されたことなどに対する注視、教育の階級性の具体的認識である。第五項「小学校教員の思想傾向調査」第六項「教科書及教科目の批判」は、以上の問題認識が国民教育の中枢に鋭く向けられていることを示めすものである。

たとえば「調査研究」という限定された実践課題であったとしても、啓明会がこれらの調査項目を設定した教育認識の鋭さは彼らの実践的認識態度、彼らの階級的教育批判の実践の積み重ねを反映したものと見えよう。しかしながら、この決議の採択された大会の状況は、彼らの運動の進め方、彼らの実践の組織性に問題があることも明らかにしていた。それはこの決議が何らの討論もなく、その具体的な実施の方法も検討されなかったこと、大会での議論が抽象的な教育制度批判や運動の目的論に終始し、それらには実践的な組織論の裏付けを欠いていたことであらわれていた。それは大会の幹事役を勤めた関根悦郎によっても指摘されたところである。

「大会後に吾人の感じたことは……各地に開かれる教育者の会合に比して、自由な気分が漲り清気激濁たる所は……啓明会たる面目を発揮してゐる。然し乍ら、少くとも啓明会の大会には、全国各地から代表者が集り、教育の各問題を討議し、教育者の意志が自由に発表され、さうしてその意見が、教育者全体の意志として教育界に通づる様に……他日左様な大会に到達し得る日のあることを……」³⁹⁾(傍点・引用者)

この関根の見解は大会のみではなく、啓明会のアナキーな運営のされ方に向けられていたものであった。10月16日の東京支部会で「地方幹事設置」の問題をめぐってたたかわされた下中と田中惣五郎の論争は、³⁹⁾啓明会内にあるアナキー的組織論とボルシェヴィズム的組織論との差異を端的に示していた。それは下中の「地方には自然に支部が生れて来るのを待って、その時幹事をつくれればよい」という自然成長論・自発性尊重論と、田

中の「その支部の生れるのは何時の事やら解らないから、むしろ適當の人に幹事として働いて貰へば支部の出来る事もその方が早くはないか。現在のままでは地方と中央に殆んど連絡がなくて、地方の人達は雑誌を読むと云ふに過ぎない。もっとこれに緊密な関係を持ちたい」という意見との対立であった。この論争は互にゆずらず「慎重に調査の結果決定する」ということで結論は保留されている。田中の見解は積極的なオルグ活動の必要を組織上の地方幹事設置論として展開したもので、それを突きつめていくと中央集権的な指導体制への要求となり、地方会員を讀者から啓明会の活動に結びつけるという組織の行動化を要求するものとなる。その点で下中の「自由連合」的組織論、地方支部の独自性を尊重し、会員を啓明会の方針によって拘束することに反対する「自由」な結合、「内的自覚」重視論と決定的に対立するものであった。

啓明会のアナキズムの二潮流は機関誌上でそれぞれの思想を展開しながら、次第にその主張を明確にしていった。⁴⁰⁾下中弥三郎、川合仁、池田種生、大西伍一、高木新作、相田隆太郎、それに主要な執筆メンバーの石川三四郎、高群逸枝などがアナキズムの傾向を代表し、武藤直治、関根悦郎、島中雄三、田中惣五郎、為藤五郎、高橋友治郎、角田鷹治らがボル系の論文をかいていた。勿論それは比較の上での分類で傾向的なものにすぎなかったが。前者は「今日の社会矛盾の根源」を都市と農村の対立に求め「農村救済」「都市商工業文明の滅亡」を唱え、啓明会を自己教育と民衆啓蒙の機関とし、その活動の主な対象を農村に求めた。後者は資本と労働の階級対立を基本的なものとみ、階級闘争の一環として教員の経済闘争、政治闘争を活発にすること、労働運動との交流の回復をはかり、啓明会を教員組合として再建しようと意図した。彼らの活動は当然一般教員と労働者に向けられていたが、やがて彼ら自身も政治研究会に参加するなど次第に関心を教員運動からより政治的な運動へと移していった。彼らはプロレタリア教育の対象をまず労働者階級に求めたからである。

この思想的なちがいは、啓明会内では当然のこととされ組織的な対立や不和をもたらすことはなかった。機関誌には両方の論文が混然と並び、「同人異調」という欄も設けられていた。会は「自由な結合」によって成り立っており、統一的統制的な運動体ではなかったのである。ボル系の関根の教員組合論や武藤直治の階級教育論は理論的にもしっかりした内容をもち思想的にも明確な階級観にたっていたが、啓明会の運動の方向決定には余り影響を与えることができなかった模様である。六周年

大会直後には、専従者が川合仁から関根に交替しているが、それは思想的理由からではなかった。その影響は機関誌の広告面に安部、山川、堺共編の『社会問題叢書』や赤松の『労働運動史』上田茂樹の『無産階級の世界史』などが掲載されたり、寄贈図書に労働組合機関誌や階級的雑誌が多数みられることから、そのような関係団体とのなんらかの接触が回復されたことを推定しうるし、恐らくそれは関根が専従になったことと無関係ではあるまいが、会の組織としての決定にもとづくものではなかったであろう。

ボル系の思想が啓明会に積極的な影響をもたらさなかった理由は恐らく次のような事情によるものであろう。第一にボル派は啓明会内に活動の基盤をもっていなかった。彼らは専ら政治研究会などの外部での政治的活動に力を入れていたと思われる。それに対して例えば下中は会外の活動もさることながら、啓明会内に根を下ろし一貫して会の中心となってその運動の盛衰と共にあった。また池田、大西らにみられるように自分の思想を農民運動の中に生かし、あるいは農村の学校の現場で教育実践の中でたしかめるという実績を伴っていた。そのためボル派の組合論や教育批判は理論的にはすぐれていても社会主義運動から教育への翻訳的・概念的な移植の段階であって、アナ系のまがりなりにも実践の裏付けをもったものに対して説得力に欠けるところがあった。第二にボル派の批判はブルジョアカルトの「根本的否定、破壊」で現実の教育実践（学校における）に対する具体的指針を欠き、それはまず「独立労働者教育」のような形態での実践を目指した。そこには教育一般の批判認識はあってもそれを学校教育の現場的問題にまで媒介し具体化する途を与えていなかった点で、学校教育の中で悩んでいる教員たちに直接つながるものを欠いていたのである。彼らは教育運動家というよりは社会運動家・政治運動家であった。もっともこの点はアナ系の人々も例外ではないが、彼らの「観念性」や「啓蒙主義」は教員の意識の性格とびったりする共通性をもっていたのである。

3. 運動の変質と衰滅

1925（大正14）年4月に発表された「啓明会の新方針」⁴²⁾は運動の質的変化を告げるものであった。それは後の活動が物語るようにアナ系の思想が啓明会の運動方針を支配するに至ったことと啓明会が教員組合の「名」をも捨てたことを示すものであった。そしてこれは先に述べた会内の思想状況の結末とそこにみられる下中の思

想的影響力の強さを示すと共に、会のおかれていた客観的条件の厳しさ——啓明会の教員に対する働きかけがこの頃事実上不可能となって来た状況を反映するものでもあった。

この頃の啓明会は「これという実際運動には出ず、専ら雑誌に或は講習会によって、内部宣伝にのみ力を致して」いた状況であったが「常に被圧者の側に立って居る」ということのために「今尚、教育界の支配階級からは恐れられ、危険がられ、陰険な卑怯な圧迫を加へ」られ「啓明会中心の講習会または講演会が地方の会員の間に於て発起せられて、その遂行を阻止された例はこの一カ年に十指を屈するの多きに及んで」いた。⁴³⁾1924年会本部が主催した講演会なども、佐藤春夫、奥むめお、千葉春雄、為藤五郎らを講師とする「穏健な」会であったが、たまたま講師の一人が欠席しその穴埋めに川合仁が演説し、そのとき「反逆」という言葉を使っただけで、「弁士中止」「検束」をうける程、啓明会への監視は厳しくなっていた。⁴⁴⁾

教員に対する働きかけが困難になったこととあわせて啓明会の方向を変えさせていったものは、社会的に農民問題がクローズ・アップされてきたこと、労働運動がアナキズムを克服・追放し、アナキズムの勢力が次第に労働運動から農民運動へと移動していたことなどが、啓明会のアナキスト系の人々の目を農民・農村問題へ向けさせていったという事情であろうか。

「啓明会の新方針」

我啓明会は創立以来七年、一意教育界の革新改造に努めて来た。その間幾多の困難に遇ひ、障害を蒙り乍らも會員諸君の努力と奮闘に依って、今日に至ったのである。さうしてその初期の目的、教員組合の確立、全国的団結の達成に於ては未だに到達する事は出来ないが、然も現在の時期に於ての使命を果し得たと云ひ得る。吾人は尽すだけは尽して来た。期の未だ到らざると、一般教育者の自覚起らざるとに於て、吾人は目的の充分達成せられぬのを憾とするものではない。それは何時か必ず貫徹されるの時あるを信ずるからである。他の一面、一般社会の教化と啓蒙とに於ては、吾人は更により多くの影響を社会に及ぼし得た事を信じている。雑誌に、其他の機関によつての活動は、この事を物語つてゐるのである。

吾人はここに会の活動の範囲を拡大して一般社会教化により多くの努力を用ひんことを欲するのである。現時の社会状態は、斯の如き事業に於て本会の如きの使命を益々重しとしてゐる。ここに本会は、益々組織を固め、内容の充実を図り、対社会的に意義ある活動を為さんことを誓ふ。その具体的方策は次号に発表するが、先ず雑誌部の充実、地方講演部を設けて巡回講演をなすこと等その一二である。幸に會員諸

君益々御尽力あらんことを乞ふ。

啓明会は「教員組合の確立」をめざす方向を断念し、「一般社会教化」のための社会教育団体に転回した。このような方向転換は当然、会内の二つの潮流の方針をめぐる対立を予想させるものであるが、この新方針決定に至る具体的経過を示す資料はみあたらない。ただその後の経過から推測されることは、組合運動をめざしていたボル系の人々も「期の未だ到らざる」と、現実の教員の動向になかば見切りをつけて労働運動や政治運動の方向に転じていったのではないかと思われる。この新方針が発表された『文化運動』の巻頭には、田中惣五郎の「法律を作る力」と題する小文がのっているが、それをみても会の運動指導権を争うような理論闘争や指導層の交替があったようには思われない。両派ともに教員の組織化を事実上断念して、それぞれの思想にもとづいて社会的活動へ向かっていったのであろう。そしてともかく機関誌上にあらわれたかぎりでは、田中は「窮屈な息苦しい社会、動きの取れない社会。アナリストの憧れと悩みは其処に生れる。詩の国へ、夢の国へ。発洩たる生命の国へ。だが吾々は徒らに憧れや歎歎に沈溺しているには現代の法律は余りに吾々が実生活に深く喰ひ込み過ぎて居る。」とアナキズムを否定して「創造の第一歩は無産階級の自覚ある団結である。……団結の力を思へ」⁴⁵⁾（傍点引用者）と述べ、また「教育者の団結」こそ「教育者の生きる道」だと論じて、「我が啓明会は全国教育者の団結の為に一臂の力を惜しまぬものであることを誓って」⁴⁶⁾いた。これに対して下中は「非政同盟へ——普選実施後における農民の新しい結束——」⁴⁷⁾の長論文を書き、アナキズムの政治論を展開して、その関心を教員から農民へと移していたのである。

啓明会はまず雑誌部の充実、代理部、地方講演部などの形態で活動を進めている。事務上の手違いから「第三種許可」を取り消され156号で終刊となった『文化運動』にかわって、『啓明パンフレット』⁴⁸⁾が7月からほぼ月1冊の割合で発行された。代理部は「新刊書取次販売・古本取次販売・古本交換会」などの活動をはじめた。地方講演部は「講師の派遣」「各地の教育会、青年団等と連絡して、地方青年教育のための公民講座の開設」⁴⁹⁾を計画し、実行した。会の活動は次第に地についたものになっていった。1925年10月の「啓明会会報」には、池田種生、大西伍一、森田虎雄らによる農村青年のための雑誌『あをぞら』の誕生、高橋守平の努力による埼玉県下の丹荘自由大学第四回講座の開講が伝えられている。会の活動は専ら農村へ向けられ、その方向は多分にアナキズム的であった。この頃、啓明会の専従者は欠員（関

根は4～10月の間にやめている）になっていたが、それも池田種生によって埋められ、会は運動の一層の拡大・強化をめざしつつあった。翌年1月には機関誌の復刊が計画されている。⁵⁰⁾

啓明会は「近頃穏健になったと云はれ」、啓明パンフも好評で版を重ねるものも多かったが、依然として教員の間には会を危険視する者が絶えなかった。啓明会はいろいろと細かな配慮をして活動の進展を図っている。

「万々一、啓明会員であることが御職務上差支へるやうな場合……遠慮なく御申出下さい。……雑誌は読んでも会員であることは困るといふやうな方は、その旨御申出下されば、そのやうに取扱ふことになってあります。……学校宛より住宅宛の方御便宜の方はそれも予めお知らせ下さい」⁵¹⁾

それにも拘らず会は次第に衰退していった。翌年1月発行予定の機関誌は10月まで延期され、月1冊発行の啓明パンフレットも1926年4月から8月までストップした。そしてその間に啓明会は遂に日本教員組合啓明会の名を「教化運動啓明会」と改め、会規も大幅に変更せざるを得なくなった。⁵²⁾この年9月23、24日に兵庫但島地方で、志垣寛を講師として開いた啓明会講演会も、すでに啓明会が教員の中に何等の影響も与え得ない存在になってしまっていることを実証するにとどまった。⁵³⁾10月、池田種生の努力で復刊した『啓明』も11月号（復刊2号）をもって終った。既にこの頃の会員は300名に減少し、活動は沈滞し如何ともし難かったのである。啓明会運動の退潮の原因を全面的に検討するに足りる程の資料は今のところ見当たらないが、主体的側面について次のことは指摘できるであろう。それは1925年頃から、啓明会の主流がアナキズム系によって占められしかも彼等の関心が農村へ農民へと向けられていった事である。この年11月、下中弥三郎を中心とする啓明会の活動家、中西伊之助・渋谷定輔を中心とするグループ、石川三四郎を中心とする人々が発起人となった、⁵⁴⁾アナキズムの農民運動体「農民自治会」が結成されたが、この運動に多数の啓明会の活動的会員が流れていったのである。

農民自治会の四綱領の三は「農村文化の自治的建設」であり、その内容は啓明会のアナ系の人々の教育主張をそっくりもり込んだものであり、彼等は農民自治会運動のなかに彼等の実践の場をきりひらこうとしていたのではないかと考えられる。⁵⁵⁾

「綱領」

- I 農耕土地の自治的社会化
- II 生産消費の組合的経営
- III 農村文化の自治的建設

1. 初等教育の機会均等（無月謝・学用品・被服等の公

給)

2. 自治田を設けて青年団処女会これを耕し、其生産物を費用に充つる農村簡易中学の経営
3. 共営土地の収穫を財源とする自由大学の設置
4. 図書館、公会堂、研究所の設営
5. 6. 略

VI 非政党的自治制の実現

啓明会員、関係者でこの農民自治会の中心的活動家となったのは次のような人々で、いずれも啓明会での中心的な働き手ばかりであった。

常務委員（常任執行委員に相当する）

第二部（研究、調査、教育）大西伍一、池田種生（一部は組織・宣伝、三部が編集・庶務・会計）

全国聯合委員

東京：下中弥三郎、石川三四郎 新潟：高橋友次郎 山梨：川合仁

兵庫：大西伍一、池田種生、森田虎雄

その他：岡本利吉、志垣寛（講師として）⁵⁸⁾

啓明会の運動の実質がすでに失われていたこの頃、教員の中にも、新中間層の中にも新しい動きが次第に力を強めつつあった。その中にはマルクス主義思想が着実に運動の指導的思想としての地歩を占めてきていた。俸給生活者組合連盟は1926年5月に1,500名を結集して創立され、左翼労働組合運動の隊列に加ったが、⁵⁷⁾それは「サラリーマン中の前衛分子を多数包蔵していた」政治研究会⁵⁸⁾——啓明会のボル系の人々、たとえば関根悦郎らも参加していた——の努力に負うところが多かったといわれる。この中には教員も加わっていたのである。⁵⁹⁾1927年1月頃、後の新興教育運動や教育労働者運動の中心的活動家を生み出した「義足」同人が発足し、4月には岡崎師範、福島師範の生徒が左翼サークルを組織するなど、現職の青年教師や生徒の間に全く新しい動きが胎動していた。このような状況の中で、啓明会を再び教員組合運動の組織として再建しようとする動きが活動家の中に芽生えて来たのは当然であろう。この年11月5日の『教育週報』の一面全部をつかった「啓明会第二次宣言」は新しい状況に対応しようとする啓明会の努力のあらわれであった。

それは「日本唯一の教員組合啓明会は新時代と共に甦生した！」と1. 校長公選 2. 治警第5条撤廃 3. 義務年限制撤廃 4. 教員転免権濫用抗議 5. 代用教員・女教員の差別改善 6. 試験制度合理化の6つの要求条項⁶⁰⁾を掲げて、再建をはかった。規約も20条にわたる堂々たる形式のものであり「日本教員組合」を名乗ったのであったが、その組織の構想（規約10条——調査部・事業部・共

済部・編輯部・経理部）にも見られるように教員大衆を下から地道に組織し、その要求に依拠して闘うという性格をもたぬ「会員の自主的努力により教育の本義に徹し、よって以て社会の根本的改造を行ふ」（規約2条）「啓蒙的・教化的」性格のものであり、しかもそれを『週報』紙上から呼びかけて「申込はハガキで」受けつけようというものであった。このような運動の性格は会の再建を目指す人々の一致した運動方向を示すものではなく、現実に再建運動を具体化しようとする段になるとそこにそれぞれが込めていた思想のちがいが露わになってくる。こうして、啓明会の呼びかけに対する一般の反響のあまりの少なさが⁶¹⁾直接の契機ともなり、運動の進め方、考え方をめぐる思想的対立が激化し、遂に翌年4月、啓明会は事実上解散するに至った。啓明会の残した課題は新しい教員組織の創造のなかで受け継がれることになり、大正期教員運動の思想的・組織的な体質を典型的に示していた啓明会の消滅は、新しい時代の到来、新しい運動思想、新しい組織論の必要と必然性を示したのであった。この啓明会再建運動の中にみられる新しい運動の胎動を一瞥して結びとする。

4. 啓明会再建の試み——教育労働運動への萌芽

啓明会再建運動は啓明会の内部からの動きだけではなかった。むしろ外からの新しい動きに直接うながされて起った。外からの働きかけは思想的にはマルクス主義的な傾向をもつもので、これが啓明会内部のボル派と結びついて再建運動のイニシャティブをとったのであるが、そのような方向で啓明会を再建するには余りにもアナーキズムの影響は深く、会の体質的なものでさへあったので、遂に啓明会それ自体としての再建はならず、ボル派の人々は啓明会に離れ難く結びついているアナキスト系の人々と分かれて、新しい運動を新しい組織で展開すべく啓明会を去っていったのであった。これについて上田庄三郎、池田種生ら当時の運動の中心にいた人々は次のようにいう。

『友人上田唯郎が……雑誌『教育新潮』⁶²⁾によって、プロレタリア童話や新しい教育理論を研究していたので……編集を手つだうかたわら、啓明会の再建運動を企てた。……為藤五郎、志垣寛、下中弥三郎、田中惣五郎、大西伍一、池田種生、川合仁氏らの同志と……再建の運動を試み、『教育週報』誌上に全面的な宣伝をしたが、反響は極めて少なかった。どちらかといえばアナキスト系の啓明会運動はすでに時代がずれていたであろう。』（上田庄三郎）⁶³⁾

「私はある日、本庄君⁶⁴⁾の訪問を受け、啓明会は解散して、新しく出直したらどうかと相談をうけた。私も(啓明会が)行詰っていた時とて、大いに賛成して、下中氏とも相談し、当時啓明会の幹部であった田中惣五郎君と二人で、新しい教員組合組織を企てた。しかし啓明会の総会では、アナーキストたちのために、私たちの案は、全部否決されてしまった。これで啓明会の歴史的使命は、完全に終結したと見てよいであろう。」⁶⁵⁾(池田種生)(文中()は引用者注)

では当時の教育をめぐる社会状況はどのようであったか。次の『教育週報』の記事の見出しはその一斑をうかがわしめよう。()内の年月日は掲載紙の発行日である。

「大多喜中学事件後報……教育批評家団体、已未倶楽部起つ」(昭2・6・4)「訓導 検束されて免職—変名して労農党の演説に出て」(2・10・22)「六百の児童・愈々盟休—野田争議団の」(3・1・21)「選挙運動で小学校教員の免職—長野県の労農党员二人」(3・2・11)「小学教師の俸給八ヶ月も不払ひ—秋田県の校長等県庁へ陳情」(3・2・18)「准訓・代用—千名の大整理、新潟県の英断」(3・3・3)「聯合教育会・思想問題に終始す—宣言を神前に報告—教師の地位確保も議決」(3・6・2)「私学振興と『思想課』の新設—学生監も増員する」(3・6・9)

このように現職教員の左翼化を促す諸条件が生まれ、現実にその動きが見えはじめており、他方、教育ジャーナリズムの中に、丁度1919年前後のような教育革新の動きが、尚志倶楽部、教育革新連盟、日本教育者連盟などの雑誌記者を中心とする宣伝啓蒙の組織を生み出していた。昭和3年1月発刊の『教育新潮』は巻頭に次の言葉を掲げた。

諒闇はあけた

転換を予期されてゐる1928年

闘争を覚悟されてゐる1928年

われわれはあらゆる事象に

正しき批判をむけなければならない

正しき行動をとらねばならない。

現場教員と教育ジャーナリズムの動きは、「教育新潮読者会」という組織を生み出し、それはやがて教育批判会から教育文芸家協会・教文協会・小学校教員連盟の結成へと発展していく。このような状況の中で啓明会はまず再建への手掛りを教育雑誌の発行に求めたのであった。(昭和2年1月にはすでに計画があった)そのねらいは次のようである。

「啓明会の要求条項……が俺たちの今の要求だといふものは極く稀なのだ。だから現下の教育運動とは、まずあの要求が俺たちの要求であるといふことをわからせることにあるのだ。教育雑誌である要求を問題として取りあげることだ。」⁶⁶⁾これは4月創刊の運びにまでこぎつけ、誌名も日本教

員組合機関誌『教員組合』と予定されたが、会内部の思想的対立は遂に会自体の崩壊に導くまでに激化し、機関誌発行の計画も流産してしまう。かつての啓明会では思想的な対立は、下中の抱擁力によっていつも曖昧な形にされ、それは組織上の対立に至ることはなかったのであるが、既に時代は変わっていたのである。『週報』⁶⁷⁾はこの事情を次のように書いている。

甦生を求めて—教員組合啓明会の悩み

組合運動か教育運動か

解散説と非解散説

「…先般来屢々会合してその甦生策につき協議を重ねつつあったが去る六日夜日本教育学会に於ける会合に於てはこの際見込みのない教育組合運動に執着するよりは寧ろ一種の思想的啓蒙運動としての教育運動に方向転換をなすべしと主張する大西伍一、上田庄三郎氏等の説と、飽くまで従前の組合運動主義に拠って運動を継続すべしとする池田種生、上田唯郎氏等との論戦となり甲論乙駁遂にその一致点を発見するに至らず就てはこの際寧ろ一応啓明会を解体して各々その所信に向って進むべしとする意見が双方より持上ったけれど啓明会の育成に最も因縁浅からざる田中惣五郎氏の如きは飽まで解体不可論を主張したので結論を得ずに当夜は散会した。しかし何れにせよ差当り大西氏は志垣寛氏並に平凡社関係の人々と共に、新に教育思想の評論を主とする新雑誌『教育運動』を創刊すべくその計画を進めて居る。」

組合機関誌として発行を予定されていた『教員組合』の性格は明らかに変化し誌名も『教育運動』と変更され、その内容の決定はアナ系の人々の手に帰していった。これは6月創刊の予定であったが、実際に発行されたかどうかは不明である。⁶⁸⁾このような混迷の中で上田庄三郎は下中弥三郎に公開状を書き「啓明会といふやうな私有財産的会は官製教育会と五十歩百歩です。……啓明会も真の組合を生むための『種蒔く人』であればいいのです。僕はさまざまな情実ばかりが巢喰うやうな時代遅れな、歴史的使命を果たした私党的啓明会を此際あなたが断然解散されることを希みます」⁶⁹⁾と宣言して、アナーキスト的立場からも啓明会に見切りをつけて去っていった。一方マルクス主義的傾向の人々は次のようにいう。「啓明会の教員組合の運動の……内部を統一せんが為には、アナーキスト一派の野次的グループの存在は徹底的に排撃されねばならぬ。何となれば、彼等は自由連合を主張し、決して組織者亦は、組合全体の決定権を認め様とせぬからである。」⁷⁰⁾しかし教員組合結成の道は依然として困難を極めた。運動を何から出発せしむべきか。現状をいかに打開すべきか。1928(昭和3)年はこの問題をめぐって様々の試みと闘争が展開されながら模索が続けられた時代、新しい運動の展開への転換の時代であった。そ

の動きの中に既に新しい運動の芽生えがあり、その方向が正しく見極められつつあったのである。

「教育運動の一展望」 上田唯郎

階級対立の激成は、直接生産関係にのみ止まらない。ぼう大な支配機構は、敢て教育界のみをのけものにしておきやしない。…

日本に於ける資本攻勢も勿論、三月十五日事件以来極度に労働者農民運動を圧迫しつつある。あらゆる分野へ、支配機構の完全さが侵入してゐる。…

教育が支配階級擁護のために一かいらい化されつつある状況の中から一教員組合をつくれ—の声がもれ上ってきた。それは必然な叫びであった。だが…

彼のもつ低度ながらもその生活の安定は、この際、彼をして一教員組合—から瞳をそむけさせた。団結を要しない安易な彼一ケの住家へ…

あらゆる条件（帝国主義国に於ける）が教育者に「静止」また反動—を強要してゐる。だがその強要を押しきって、止めることのできない時代の流れが遅々として流れてゐる。

私たちはそれを教育者のどの層に見出しつつあるか！ 勿論青年教育者に、勿論、教育文芸家である。…

そして教育者がインテリゲンチヤである以上その階級層に一番よくむけられてゐた無産者芸術運動の波紋をしたたかに浴びてたであらう。いやインテリゲンチヤであつたからこそ、そこに一番よく彼の生き路を見出したであらう。…彼らの階級的自覚は無産者芸術運動（文芸運動）によってよりよくなされてゆくであらう。政治的にも経済的にも手出しのできない彼らの路をそこに見出してゆこうとするのは決して無理な話でなくむしろ当然と云えるではないか。…

彼らが現在、一番多く接している面、自由に接しうる面、その面により多く団結の可能性がみられ、その面を端緒として闘争場面が広められる。—その他の面では闘争を拒まれてゐる教育者であるが故に尚更、その面を一文芸をいとぐちとして教育者運動が展望されるであらう。⁷¹⁾（傍点原文）

ここには、義足同人、教育文芸家懇談会、教育文芸家協会などに結集しつつあった運動の性格と、その運動の方向が正しく把握されていた。そして実際に、これがいとぐちとなって教文協会から小学校教員連盟への発展が進行したのであつた。この頃すでに運動を「教育労働者運動」として把握する思想・認識方法が生まれていたが、これと上記の運動の実践的・法則的認識の態度とは決して無縁ではなかつたのである。昭和3年12月の『教育時論』は教育界の諸家に「昭和3年度の教育記録」を書かせているが、その中で上田唯郎は「誰だ！『教育の』花園を荒すものは」⁷²⁾と、政治と教育の関連を暴露しながら教員の闘いの方向を示し、江頭順二はそれを更に進めて「教育労働者運動」の問題として提起し、運動の歴史的遺産に評価を加えながら鋭く的確に論じていたのである。

「昭和三年教育労働者運動」江頭順二

…若い教員の間に、教員それ自体の再評価が始つた。政治的な連関に於て、教員層が、この資本主義社会の奈辺に存在するものであるか。…小学校教員は、その未来の世界へととして何を為さねばならないか—

大正八年の労働運動界に、重大な意義を示したものは、教員組合啓明会の運動である。その運動の実践を、正しく検討することによって、其後の無産階級運動の過程と照応された今日の姿を、最も明瞭に真実に、しかも明日への今日として見究むべき時であつた。

教員組合啓明会の運動は、どうなつて来てゐたかと云ふならば、それは有名無実であつた往年の中堅幹部が、各々其の部署に落ち着くことにより、没落するものは没落し、進出するものは、階級戦の先頭にまで出てゐたのだ。…それが一九二七年末、教員界の無産運動としての立場を自覚することにより、第二次宣言として発表した教項の政治的要求項目がある。けれどもそれは単に退役教員によって発表せられたのみであつて、その反響の少ないのに、気を腐らしてゐた時であつた。それは大正八年と昭和二年の時代の距離にあつたのだ。啓明会の運動が、教員組合の、真実なる組合として発展しなかつたのを批判せずして、今日の世に再び組合であらねばならぬと考へたことは、多かれ少かれ、誤謬であつたのではなからうか。一般労働階級の特種性と教員の特種性と、牽強附会によつて、又、労働組合の現在の勢力に眩惑せられて、組合論に到達したのは止むを得なかつた。併し乍ら、それは更に研究さるべき又批判されるべき問題で充分にあり得た筈だ。

昭和三年二月以降、啓明会運動の促進のために持たれた会合は、頻々として開かれ、そして議論は尽きなかつた。啓明会の運動を、實際的な経済闘争にまで押し進めよという理論と、思想的な方面に於て、教員を階級戦にまで動員すべしという理論と。そしてこれは遂に実践に於て実践すべく、それぞれの立場に於て分離し、遂に啓明会は、その輝やかなしい歴史の、その名さえも、今は立ち消えとなつたらしい。…

教育運動を、精神的な教育の圏内に於て行ふ、あの自由主義的な夢のやうな運動でさへ、当局の危険視する所であるといふ。それなのに、教育者—神聖な天職に、無邪気な児童を教育する教育者をこの地上にまで引き縋り下して来て、一個の抄たる無産者の一員として糾合しようとするは、これは至難中の至難であるに相違ない。それがためには、そして無産者の一人であるには違ひない教員—小学校教員であるには、教育機構の曝露究明と、教員の生活を裸にすることに到らなければならぬのだ。汝自身の姿を、その真実を明瞭にすることによって、教員は人間を、階級の相関に於て発見する。

左翼的な言論は、これに対して警告と注視を怠りはしなかつた。無産者政治提携の教項や、無産者新聞、労農新聞に発表せられる記事などはそれである。…上に挙げた如き左翼言論は、その左翼の故に敬遠せられて、果して教員大衆の中

に、どれ程の覚醒を齎したかは非常に疑はしい。…只一つ、直接教育界に持ち来らされる言論として、教員を教育労働者の自覚にまで貢献した雑誌『教育新潮』を、本年度の他下的教育労働者の重大なるものとして記録しなければならない。…

六月号—教育労働者国際聯盟(中曾根源和)教員組合運動私見(田中惣五郎)—そしてこの月に於て、初めて教育労働者なる成語の意義を闡明にし、それが国際性的の問題にまで拡張せられた所に重大な意義を持つ。山村桃代氏の「ライブチヒに於けるエドキンテルン大会概要」は、本邦教育界に、初めて紹介せられた画期的な文献であった。それは、日本の教員運動を、国際的にまで発展せしむるものであり、同時に、世界的なる教員運動の、無産者運動の結び付きによって、重大なるセンセーションを起したのである。教育新潮が苦難を潜って此処まで辿り着いた時、北海道、大分、長野、愛知等よりの読者のよろこびに接し、又、京都からは、態々それに対する意見を付して、日本教員運動の方向を論じたものさへあったのだが、六月号は、又、教員運動の大衆運動への方向転換を示してゐる。それは、取扱はれた中心問題となつてゐるプロレタリア童話童謡論である。教篇の童話と、渡辺雪雄氏によって論ぜられた教育雑誌の文芸評論は、この教員運動が次第に文芸的な方向に辿つて来たことを示してゐるのだ。…

七月号—エドキンテルンの概要(山村桃代)の続稿と、無産児童の問題(松永)のそれによって、文芸運動—しかも教育文芸の方向に一步を進めた。事実、教育新潮は、その思潮が尖鋭化することによって、当然受くるべき様々の圧迫の結果、七月号は休刊を宣し、そして其の後の復活を見ない。…その休刊後において、地方から多数の申込みを受けたといふことである。これは、皮肉な教育界の物語りである。

大西伍一氏によって発刊された「農村教育研究」なる月刊雑誌があった。自由聯合の空気によると云はれたが、何程の仕事をしたか…重農主義は最早や昨日の夢となつていたので。

攻勢を取った支配階級が、三月以来、無産運動に与へた弾圧は、狂暴以上である。…一切の学校騒動をさへ、総て赤い思想の言葉によって処理しやうとした。…そうした一九二八年を今送らうとする。来るべき一九二九年はいかなる年であるか?それは浮び上る理論に於てのみ論及されるべきことではない。一応清算された教育運動の急進分子の、その本然の道を求めて行くであらう。

廃刊になつた教育新潮の読者連によって、教育批判会なる研究会のあるを附記する必要がある。同会は教育的な現象を、政治的な方面に於てのみ批判して来た。そして同会が七月中に、若い教育者、教育新思潮家、革新教育家に招待状を出し、相当の宣伝をして「観念哲学批判会」を持った時には、講師の関係もあったかも知れぬとしても、所謂教育家の来会が殆んどなくして、刑務所勤務者達の集まって来たことは、全く皮肉な、そして考へさせられるべきことであつた。教育批判会は、その大衆的なるべしという理論の誤謬を清算して、一つの固き仕事の同志として結ばれようとしてゐる。それは注目に値するであらう。

教育文芸家協会は、機関誌を持って世の中に現はれた。同協会が本年掉尾の教員運動であつたとしても、次に来る日のためになすことが多々あるにしても…これは今春以来の観念的運動から、それを地上の實際運動に持ち来らすことの出来なかつた一つの、要するに變形的な観念運動である。実践の後に於て存在性ははっきりするであらう。…だが…協会より全無産階級文化戦線に送り出した。新興童話作家聯盟は、その反資本主義的結集の下に着々仕事を実現しつつある。…

当に地につくべくして、上昇して行つた教育労働者の運動は、此の国の客観的状況との関連の下に批判されて然るべきである。そして来るべき一九二九年の教育労働者運動をして、その果敢なる運動を押し進むべく、筆者は満腔の希望と信頼を持つと同時に、それが教員なる特殊性に於て、曲折柔軟よろしかるべきことを切に望みたい。⁷⁴⁾(傍点引用)

啓明会の歴史的使命は終つた。その衰滅は同時に教育労働運動の脈動を伴うところの、旧いものと新しいものとの歴史的交替を示すものであつた。1928年はそのような新しい時代の開始を意味してゐたのである。

- 1) 啓明会の機関誌やその当事者の記録では啓明会創立は8月4日である。ところが多くの年表では創立或は結成を7月12日としている。この喰い違いが何故できたかは不明であるが、小宮義孝の『日本プロレタリア編年史』(昭和6年同人社刊)が啓明会について「7月12日結成…埼玉県下の少壮小学校教員数十名により…組織せられ『教育家地位の低下、言動の軽視』に反対して『団結して教授権の確立を期す』を綱領とす。」と記していることを考えると、その人数の少なさ、綱領の内容のちがいがから、正式に発会する以前に何らかの形で組織の実体が出来上つていたと推定される。
- 2) 今成昶(旧姓平井)氏よりの筆者の聴取
- 3) 木戸若雄「啓明会と埼玉師範」『芳岳』16号(下中弥三郎伝刊行会)「芳岳」は下中伝記編纂のため下中探求雑誌として昭和36年10月より昭和38年9月(24号)まで発行された。
- 4) 8) 9) 下中弥三郎「日本最初のメーデーに参加した教員組合啓明会」『観念工場』昭和6年5月号
- 5) 6) 10) 12) 『芳岳』13号 6—9頁
- 7) メーデー準備の会合の日は通史や年表によりちがっている。たとえば
4月15日のメーデー挙行政談会(神田・松本亭)—友愛会・総同盟50年史年表、現代労農運動史年表(三一書房)など一について、赤松克磨・日本労働運動発達史『社会問題講座』(新潮社)、町田辰次郎『日本社会変動史観』では4月20日としている。なお啓明会の準備活動への参加は4月22日第一回メーデー委員会(友愛会本部)と4月28日第二回委員会(友愛会本部)に記録されている。(町田前出書)。
- 11) 『友愛会・総同盟50年史年表 上』
(日本労働組合総同盟・50周年記念事業資料蒐集委員会編・昭和37年刊) 65頁

12) 啓明会と労働組合との接触の契機は恐らく下中弥三郎の個人的経歴に多分に負うものであろう。下中は明治35年頃から出版に関係し、印刷関係に知人が多かったこと、その頃からすでに社会主義的な動きに関心をもっていた(たとえば社会主義文学の先駆『火鞭』や、その後雑誌的性格の『ひらめき』の発刊に関係しており、『平民新聞』(堺・幸徳らの)に投稿したりしている)こと、啓明会発足当時の下中の文章にみられるアナキズムの傾向(観念的倫理的な社会批判)などから、下中と信友会などの印刷労働者・アナキストたちとの関係を推測し得よう。下中はその後労働運動との関係では常にアナキズムの系統に属しているのである。

啓明会や下中弥三郎のこの当時の労働運動とのかかわりを略記すれば次のようである。(『芳岳』9号, 13号『文化運動』134号『社会労働研究』10号信夫清三郎『大正デモクラシー史』町田前出書などによる)

1921年4月 下中, メーデー準備の委員として活動

5月1日 啓明会・第二回メーデー参加

6月14日 『友愛会の脱退について』同盟会残留組合として連名で声明

この頃, 労働組合同盟会の本部を啓明会本部におく。

10月1日 下中, 友愛会創立第十周年記念大会に友誼団体代表として祝辞。

1922年2月5日 『労働週報』発刊の資金・発行所などについて下中が援助, 編集にも関係する。

1922年4月7日 下中 同盟会代表としてメーデー合同主催について友愛会に申入れる

5月1日 下中 メーデーに参加

5月7日 メーデー報告会席上, 下中労働組合総連合の結成を提議

5月12日 下中 第一回協議会の議長となる

9月10日 啓明会 労働組合同盟会より脱退

13) 本庄陸男『資本主義下の小学校』(昭和5年 自由社刊) 164頁

14) 下中弥三郎「誇ってよいと思ふ」『文化運動』150号(大正13年9月号)『文化運動』は129号から啓明会の機関誌となった。

15) 今成昶氏よりの筆者の聴取と下中前出(『文化運動』150号)論文

16) 下中前出(『文化運動』150号)論文 啓明会としての方向は本文に述べた通りであるが、この点について機関誌『啓明』の創刊号の記事により補足しておく。巻頭の下中論文「教化運動の重視」は、「今、全世界に漲って居る……自からの力によりて自からの生活を営まんとする欲求……此の人格解放を実現せんが為には、其の根本要件として、教化の問題が厳存して居る。」として、すべての社会問題の根底に「教化不同」の事実を見、「社会改造の基本要素が教化問題にあるとすれば、吾等は何よりも先に我が国内に教化運動を起さなくてはならぬ。」と主張している。それは具体的には「一般労働者

の教化」の行動として日曜市民学校の設立計画となつてあらわれている。また平井昶が発会式において行った講演要旨が「涸渇者の飲び」という題で掲載されているが、それは無産階級を(物質的)涸渇者とみ、その涸渇者階級の世界的勃興に注目しながら、精神の涸渇者である教員も「教育者の力を以て真人間の世界を造らう……公正なる偉大なる涸渇者の飲びを獲得し」ようとよびかけたものである。このように教育による社会改造という根本目標をかかげながら、先ず「教育機関の中核である教員其の者が人間で無いのだ。人間でない者に人間が造り得る筈は無い。」「教師は、若き生の創造者である。生を創造するには、強く強く生を肯定せねば不能ぬ。精神にも物質にも宏大な生活欲求を拡充強行する必要がある。(教員の同盟罷業)」と教員の人間的解放をめざしたのであった。そこには経済的要求、政治的要求が強く主張されていたが、それは精神的な解放の手段として位置づけられることによって、それ自体の問題の現実的意味を過小に評価しているきらいがあった。この他に、水上四郎「暗雲群がる教育界」(教育における官僚主義批判, 教育内容の国家統制・忠孝道徳の批判から教育自治, 国民の自発的要求に支えられた教育の創造のための教育者の団結に論及), 島中雄三「人格の解放」などが啓明会の目指す方向を論じている。

これに対して啓明会外の人々はどうのように見ていたかを創刊号によせられた「感想・意見・希望」から拾ってみよう。▽室伏高信「改造運動の重なる一つの方面は『産業』だが、これに対して最も重要な他の方面は『教化』だ。十分に骨折って貰いたい。…」▽吉野作造「教育者中心の思想運動…」生駒万治「教員互助会, 極めてよい事だ……健実にやってみれば呉れ給え」(引用者注: 生駒は文部督学官)▽小林丑三郎「基金は何に使う・互助自衛の為に、それもよいが、積極的に、社会教化の方面にも…」▽稲毛祖風「『教育的基礎に立脚せる改造運動』啓明会の趣旨がそこにあるのは我意を得て居る。相共に闘わん…」▽原田実「『教員が自分の事ばかり考えて居ては駄目だ』せめて教育の制度の事だけでも大々的改造を要する事が多い。…教員自身が陣頭に立たなくては…」▽大野東一「真理を基礎とする団結…」▽川面松衛「教育者の社会的活動」▽目良徳三「あくまでも正々堂々たる態度がほしい。増俸運動だ同盟罷業だなんて賞めた事では無い。啓明会の目的がそんな小さな者で無いのは……頼もしい…」▽岡野章太「教育者には元気が貴い。沈滞せる現教育界にはその元気程必要な者は無い…」▽尾上清昌「公正なる団結一大いに可…」(傍点引用者)

これらから明らかなように、啓明会はその究極目標である「人間解放」という課題を前面にうたふことによって教員の経済的・政治的要求を表面的には明確にしなかったが、他方官僚などには「改造」の性格をふせて「互助」会として宣伝したらしい。

17) 『教育時論』大正8年8月15日号の「教育者団結啓明会」の記事では、のちに9月20日印刷、10月発行の『啓明』創刊号に

発表された会規と内容的にちがっていた。

18)19) 木戸前出『芳岳』16号論文

20) 下中弥三郎「教員組合の意義、目的」『啓明』大正9年8月号—『文化運動』134号(大正12年3月号)に再録、一啓明会の目的・主張を明らかにしたものと下中はこれに再三言及している。ここに展開されている教員組合論についてはVを参照のこと。

21) 信夫清三郎『大正デモクラシー史』II 613頁、なおこの声明には、次のような一節がある。「労働組合主義は、現在すべての組合が奉ずる主義であるが、それには二つの根本的な傾向上の差がある。すなわち、一は資本主義打破を目的とするものであり、他は労資協調を目的とするものである。近來いちじるしく逆もどりして労資協調的傾向のつよくなった友愛会幹部諸君は、この根本的な差をアイマイにして…。横暴なる資本主義を打破し、全労働階級の解放を期するわれらの労働組合主義こそ、真の労働組合主義であり」啓明会の同盟会加盟とその後の態度の根本が、この「資本主義打破」「全労働階級(教員をも含めて)解放」の理念に基礎をおくものであった。この点において発足当時の啓明会の態度は妥結的で不徹底なものであった。たとえば創刊号の論文の調子、平井の「涸渴者の飲び」では「(労働者の)同盟罷業…の根本を為す所の『生活の創造欲求』に就ては一此れ実に人類進歩の源泉である」という認識をもちながら、「教員の同盟罷業」は「可愛い子供の預り主の心持が同盟罷業とまで荒みゆいた事」と云っているし、下中の「教化運動の重視」も「労働者の教化がある程度まで徹底せぬに於ては、真に労働と資本の調和、労働者と資本家との協調ができない」という立場であった。ところが教育改造の四綱領を発表した1920(大正9)年8月の「教員組合の意義・目的」では、政治的改造・経済的改造(「資本家階級の手中にある…現前の社会生活、経済組織を否認し…専ら労働運動の力によって、産業民主の徹底的実現を期すること」と)とならんで、むしろその中心として「教育の実質を全然他の立場に置き換へることによって…改造運動の一を担当しようとする」と云い「現行教育の振作、売薬的月並的な教育改良、天降り式な押売的な青年教育、社会教育、労資協調的な労働者教育、左様な部面に対して、吾々が全然風馬牛の態度を持して居る…現存する同じ立場に立つての教育の衰滅をこそ願え、之が…為に些少の力をだに捧げようとも願はない」という立場にまで変わっていたのである。(傍点引用者)

このようないわば観念のみの先行が啓明会と労働運動との結合を強めていったのは、一つには下中らの思想的体質の観念性(それはインテリゲンチヤの思想的体質であると共に、当時のアナキズムの性格でもあった)にあるといえるが、同時の啓明会の運動が現場の教員の大衆の実践に支えられていなかったことにも原因があったのである。

22) 下中前出(『観念工場』)論文、木戸若雄「下中先生と雑誌」(『芳岳』9号)

23) 村山重忠「全国的労働組合総連合運動について」『社会労働研究』10号(法政大学社会学部学会)

24) 下中弥三郎「労働組合との聯絡を断つまで」『啓明』大正11年7月号—これは『文化運動』134号に再録されている。

25) 啓明会の衰退の原因について、下中自身は次のように述べている。

「啓明会が…『啓明』を出して以来二年ばかり続けて発行している中、経済的困難にぶつかって、追々末ぼそりになってとうとう休刊の止むなき事情に立至った。それには、編集その他の事に当たっていた高田政孝君の死んだこと、下総覚三君が地方師範に奉職するようになったこと、本会の発祥地である埼玉県の会員諸君の熱が追々さめて来たこと、啓明会が9年の日本最初のメーデー以来、労働組合同盟会に加盟することになり、一種左傾団体のやうに見られるやうになったこと、その後、11年9月、同盟から脱退したがそのために、多数会員と東京本部の態度との間に大きな隔たりの出来たこと(こんな風になったことには私に大きな責任がある)…しかし根本的に考察すれば、斯様な困難は、啓明会の組織及び精神に内在してゐたとも云へる。」(『文化運動』150号の下中論文)また『啓明会が左傾した』といふ声がどこからともなく起って、会員を自然脅かすことになったことも確に『後継者減少』の一大原因であったに違ひない。それに、大正10年6月、友愛会系諸団体の脱退後、同盟会の看板を啓明会本部にかけることになって以来一層不安の影を濃くしたらしい(『啓明』大正11年7月号の下中論文)ともいわれているように『左傾』に伴う当局の圧迫は会員の不安をよび、脱会者が相ついだという。

26)31) 下中前出(『文化運動』150号)論文

27)28)29) 『文化運動』129号の啓明会記事

30) 北光会とは「埼玉県師範学校甲講出身者で東京府下に職を奉ずるものが中心となって大正11年1月組織された」もので、下中弥三郎が顧問となっていた。(『文化運動』129号)

32) 土田杏村は1922年8月5日の市民自由大学主催の懇談会において、長野県や新潟県の農村青年の「自由大学」運動を『無産者教育(プロレットカルト)』として意義づけ、この発展のために努力するよう呼びかけた。(「自由大学運動の意義」『文化運動』129号)また、この『文化運動』129号には「農村の実情を見よ」と題する農村教育の現状批判の論文がのっており、啓明会としても農民の問題に注意を向けだしたようである。(教育擁護同盟主催で8月5日開かれた教育者懇談会には啓明会員も下中、関、深井などが参加していたが、ここでも小作人問題や労働者の子弟の教育の問題が盛んに論ぜられていた。)こうして1923年3月の『文化運動』134号には、啓明会員の農民文化運動の状況が次のように報告されるようになった。「本会地方幹事井上宗四郎君がかねて計画中の農村中学はいよいよ同君の郷里埼玉県北埼玉郡手子林村に来る四月より開校の運びに至った。生徒三十余名…」(農民自由大学は埼玉県下に2ヶ所、東京府下に1ヶ所、新潟県下

に1ヶ所、兵庫県下に1ヶ所、それぞれ計画中である。」

- 33) プロレットカルトについては注(32)にあるように土田杏村(啓明会員)がすでに紹介していたが、1923(大正2)年2月15日に、機関誌の編集会議を兼ねて広教育研究会が開かれた。出席者は為藤五郎、島中雄三、津田光造、田中惣五郎、小川未明、前田河広一郎、石田友治、目良重徳、山田小四郎、三木夢夫、春尾幸一郎、内山泰輔、藤井久一、下中弥三郎、仁田越男で、「一切の我々の行動はプロレットカルトの精神に於てなされなくてはならぬ。それには啓明会はもっと真しぐらに突進するがよい」(小川)「教育運動はそんな花々しい運動にはなり得ない。まあゆっくりやる方がよい」(島中)「教育運動の意義は、ぼんやりしている教育者の心の中に食い込むことから始まらなくてはならない。あの心の貧しい教育者に正しい力強い意識を喚びさますことでなくてはならない」(為藤)等の議論が行われている。田中は地方教育者の覚醒の程度について、津田は「文筆労働者組合」結成の動きについて報告している。(『文化運動』134号)
- 34) 「プロレットカルトの運動に就いて」(瓜谷穡夫)は啓明会の運動はプロレットカルトの運動に外ならないことを論じたものである。すなわち、
- 「今日まで吾々が受け来った教育は、教育の名による麻醉剤であり、ブルジョア搾取の欺瞞哲学であった。……それなればこそ、吾々は、それ等の一切を根柢から破却するために、此の啓明会の運動に参加してあるのだ。プロレットカルトなんて、気障な名こそは遣わないが、吾々は、吾々自身によって多年吾々自身の教育をやってゐる。同時に、吾々自身の手にて於て為し得る限り、その児童の頭から資本主義的軍国主義的の一切の思想を取り除くために努力してゐる。……啓明会発会以来、此の教年間……資本主義の組織を根柢より××し、新しき組織と秩序と文化とを建設せんがための根柢的努力が、無産階級労働階級それ自身の頭脳の革命に向けられなければならないことを確信せる吾々は、あらゆる難関を突破し、あらゆる圧迫に反抗して、不断に縁の下に力持の如き見えざる努力を続けて来た。その標語は教育の自治、教育の機会均等、教育理想の民主化であるが、その運動の実質は、所謂プロレット・カルトに外ならなかった。尤も啓明会は一の教員組合である。その運動は、僅かな端の月給でシガない生活を送りながら、視学に睨まれ校長におどかさされ、常に失職と飢餓とに鞭うたれながら、……発測たる児童を永久奴隷の運命に縛り附くべく強要せられてゐる吾々教育従事員の実際運動である。……したがって、ずいぶん惨目だと思われるような事もあらう。妥協的だと評されるような遣方もあらう。だが……そこに吾々実際運動に当るものの血の涙がともってゐるのだ。……組合同盟から……脱退したことは啓明会が、組合運動を放棄したことはない。更にヨリ有効に、その当初の目標に急がながためだ。」
- 35) 啓明会では1923年2月頃、月一回婦人問題講演会を聞くことをきめた。第一回は3月3日、帝国教育会で奥むめを・上

代たの子・吉永とし子・長谷川如是閑・為藤五郎・下中弥三郎の顔振れで行われた。「初めの間は男子も協力はするが追々は婦人会員自身尽力して弁士も頼み、ピラも作り、ピラも貼るといふ風に、そして弁士も七八割までは婦人が出るといふ風にしたいと申合せ」ていた。(『文化運動』134号)

- 36) 『芳岳』7号、春から計画していたが震災で流産した。松下芳男・稲垣守克が中心で、下中・水野広徳その他が参加を約していた。

37)38) 関根悦郎「六週年記念啓明会大会の記」『文化運動』150号

- 39) 『文化運動』152号 啓明会記事

啓明会の運動方向、組織路線をめぐる二つの潮流は既に述べて来たように創立当初から底流として存在していた。

初期においてこの二つの潮流を代表する人物は下中・平井と高田であり、前者が運動を思想運動・社会教育的運動として進めようとしていたのに対して、後者は労働運動の一部として「組合主義的」な方向を志向していた。運動の進展(とくに労働運動との接触)の中で下中の思想が組合主義的な傾向性を強め、下中は観念的にはアナーキズム、サンジカリズムに同調するようになり、1920年2月の熊谷大会を経て、同年8月の「四綱領」決定に至るのである。熊谷大会では会規第一条の「新文明を開拓創造せんとする教化運動」という目的規定が「会員相互の砥礪によりて、職分的自覚を高潮し教育界を内部的自発的に革新し教育の力によりて人類社会を根本的に改造するを以て目的とす」(傍点引用者)と改正された。これによって啓明会の運動方向はかなり明確になった。同時にこれまでの同人組織的な会の組織形態に大きな変更が加えられている。当初の会規では、維持会員・普通会员・賛助会員の三種の会員で構成されるが「維持会員は入会金壹円、維持資金一口金貳拾四円を拠出」するもので「直接経営に参画」し、維持員会を構成した。維持員会は「経営の主体」であり「其の代議機関として幹事数名を置き、幹事中より会の代表機関として常任幹事数名を置く」と規定されており、これに対して「普通会员は会の趣旨を賛し…会費月額参拾銭を納め『啓明』の配布を受く」ものとされ、いわば機関誌の読者であったにすぎない。これがこの大会で廃止され、維持会員と普通会员は会の運営において同一の資格となり、幹事は総会の選挙によることとなった。こうして組織的に啓明会は大衆運動体にふさわしい形態になった。更に重要なことは、支部の規定がつけかわり「地方幹事選出」のとりきめがなされたことである。支部の「組織は自治的」なものと規定され、本部と支部との組織的指導・統制関係は排されていたが、一応会の全国組織としての方向が明らかにされたのであった。この組織方針にはすでに当時のアナーキズムの「自由連合・自治」の思想が流れていることがうかがえた。この会規の改正は下中の趣旨説明により「激論」の後に決定された(木戸前出(『芳岳』16号)論文)といわれているが、これは啓明会内の先の二潮流が対立しながら下中の思想によ

応の統一（「四綱領」となって具体化された）に達する過程であったとみることができる。

その後、啓明会は衰退し、労働運動との結びつきも断ち、1922（大正11）年8月に社会教育的活動によって再出発することになったが、その再建が成功し、会の運動が活発になるにつれて再び会の内外から運動方向をめぐる対立があらわになって来た。それは日本共産党の創立、総連合運動の高揚と流産にみられる社会主義運動・労働運動におけるマルクス主義の発展の動向の反映であった。

1922年夏、田中惣五郎が啓明会に入り、翌年春、小川未明の紹介で関根悦郎が入会し、彼等を中心に啓明会の教員組合としての再建への動きがあらわれはじめた。関根の記すところによれば、「マルクス主義的左翼思想の影響をより深く受けて居り、教員組合としての啓明会により強い憧れを持っていた。その点でははっきりした組合運動の動きをとらず文化啓蒙運動的な動きをしている啓明会に、稍物足りなさを感じていた。田中惣五郎氏もその点では私と同感であり、二人で如何に啓明会をもっと組合運動的な動きに持って行くかについて、語り合ったものである。」（関根悦郎「下中弥三郎と田中惣五郎」『芳岳』13号）

このような動きは彼等のみではなかった。たとえば1922年10月の『文化運動』の「自由論壇」の「団結は力だ」（北麗生）、「量より質へ」（中村昂一）一昨年、其の弱き者教育者が小異を捨て大同に就き量の増加と其の団結とを企てるならば忽ち強き者となる。教育の改造も亦彼等自身の素質の改良も自己待遇の向上も当然もたらさるべきものであらう。教育者は質の改善の為には先ず量の団結は強固にせねばならぬ。而して量より質へ之が其の標語でなければならぬ。啓明会の組織されたのも亦是れが為である。——などの小論、1923年2月の広教育研究会における小川未明、田中惣五郎らの発言（注33参照）、同年3月号の『文化運動』の瓜谷論文（注34参照）、1924年8月号（『文化運動』）の武藤直治の「小学校教員の職業組合」論、関根悦郎「教育者の団体行動」同年9月号の関根悦郎「智識階級の覚醒」などにみることができる。

この様な背景において、運動の方向においては所謂アナ系とボル系というような傾向のちがいはあったが、啓明会内の活動家は一様に教育の階級性を論じ、教育の解放のために、啓明会の組織の拡大強化を求めたのであった。下中弥三郎も1924年8月号に「教育運動の精神」を書き、9月号に「啓明会の歴史を顧る」を、そして11月号には「欲しや教育者の自律組織」と教員組合運動（下中流の）の復活を訴えるのである。この頃関根悦郎は前年の大震災に際して起った群馬共産党事件の関連で教職を離れ、8月6日より啓明会の専従となって活動することになった。関根はこの機会をとらえて「啓明会を組合運動としての性格に発展させたいと考え」「田中氏等と、会合の時によくこうした点について会の改組、組織の確立を下中先生にも訴えたが、先生はただうなづくだけで、強く反対もされず、私達の努力でそれが出来れば、それ

に任せてもよいという態度であった。」（関根前出（『芳岳』13号）論文）このような状況のなかで行われたのが、10月10日の編集会議での維持会員募集、地方幹事設置、支部研究会の問題の検討であり、同月16日の東京支部会（13名出席）での論争なのであった。

結局、この二つの潮流はその意見を対立させたまま並存していったことは上記及び本文に述べた通りであるが、ここに啓明会と下中の独特の性格がうかがわれよう。この二つの潮流は後に再び顕在化するがそれは後に触れよう。

40) この頃の『文化運動』誌上の論調、テーマは次のようである。

1922年10月号（啓明会発行の最初の『文化運動』129号）
▷巻頭言「万人労働への教育」（下中弥三郎）▷未知の友へ（米良重徳）▷自由大学運動の意義（土田杏村）▷天才の心理（木村久一）▷全人類愛の立場から（島中雄三）▷教育内容の人道化（原田実）▷農村の実情を見よ（今成刀北）▷師範を追はれ大学に拒まれて（千葉命吉）▷対話「底知れぬ淵」（下中・米良）

全体を流れるものは社会的正義に対する人道主義的熱愛であり、よびかけである。土田のはそれが「民衆の手による民衆のための教育」という主張に、島中は「唯物史観の真理を支える正義を求める心の強調」に、今成は「都市の犠牲となっている農村教育」に向けられ、階級教育という見方も漠然とではあるがあらわれていた。教育者懇談会（8月5日）で関根悦郎は「現代の小学教師は帝国主義軍国主義ですっかり固められて居る——これを改造せぬ以上真の平和という事は決して望まれない」と発言している。

1923年3月号（134号）

▷巻頭言「だが、まてよ」▷教育運動の意義（再録）▷マルクスの価値説に就て（島中）▷プロレットカートの運動に就て（瓜谷）▷自由と愛（野村隈畔）▷ベース・プロレタリアの生活と教育（山本曾太郎）

下中の論文は教員運動と労働運動の関係を論じたもので「啓明会が労働団体との連絡を断ったのは、思想的变化に伴う『脱退』ではなく（日本の労働階級は意識に徹底し教員組合などの加わって居ることを足手まとひに思ふやうになって居る——ことに対する）感激に充ちた好意の『遺慮』である」と述べている。この号では全体として教員組合の階級的発展への期待が強まっている。（注 33・34参照）

1924年8月号（149号）

▷教育運動の精神（下中）▷感激なき時代（高木新作）▷社会時事三題（武藤直治）▷議会を通じて観たる農村問題（高橋友治郎）▷同志へ（相田隆太郎）▷同人異調（島中・田中・大川・川合）▷戦争（金子洋文）▷教育者の団体行動（関根）▷分団教育の価値（角田鷹治）▷「時評」財閥本位の内閣・議会政治絶望・学生の罷業破り

下中・関根論文については後に記す。

1924年9月号（150号）

▷百五十号の回顧(石田友治)▷誇ってよいと私は思ふ(下中)▷原始労働論(石川三四郎訳)▷主情論(高群逸枝)▷教育者の団体行動(関根)▷自警団(島中)▷「同人異調」学校なき学校(下中)智識階級の覚醒(関根)鉱山の犠牲者について(関根)名古屋教育界の醜状暴露(高橋友治郎)帝都復興と労働者(芳郎)同胞虐殺された一週年を迎えつつ(川合)▷啓明会大会の記▷思想問題講演会の記

1924年10月号(151号)

▷プロレットカルトの意義及現状(島中)▷自由教育と実業教育(土田)▷教育干渉(為藤)▷「同人異調」永遠の謎(島中)テロリズムを廃す(島中)〇〇〇〇〇〇の日(高橋忠策)学校の軍事化(田中)蟻と人間と労働(川合)▷春山作樹博士へ(田中惣五郎)▷農村教育を如何にすべきか(池田種生)▷別れる日(川合)▷児童読物の調査と研究(四)(読物調査部)▷教育時事—教育疑獄・平和デー・軍事予備教育案(配属将校問題)・師範生怠業

1924年11月号(152号)

▷欲しや教育者の自律組織(下中)▷学校外の教育・生活外の教師(志垣寛)▷「同人異調」俸給問答(s)人類的幽霊(望月芳郎)僧侶の運動(高橋忠策)ドエライ人間様(大川)▷排軍事教育論(関根)▷階級争闘として見たる地主小作人問題(村田光烈)▷教育哲学の意義(高群逸枝)▷文相の政策に対する意見書概要(教育擁護同盟)

149号以降には、アナ・ボル両派の立場よりする教育・政治・社会の批判が鋭くなされていることがよくあらわれている。全体として労働者・農民の問題に対する関心、教育の階級性の暴露が強められてきていた。

- 41) 1922年10月号掲載の寄贈雑誌の傾向は、宗教・修養誌49, 普通商業雑誌17, 教育・学術誌11, 社会主義思想・労働関係誌7で圧倒的に宗教(キリスト教, 仏教とも)と人生雑誌, 修養雑誌などが多いが、これは石田友治主宰当時の「文化運動」の性格からくるものであろう。これに対して1925年5月号(関根編集後8ヶ月目)では、教育雑誌18, 社会主義・労働関係12, 社会思想的性格のもの8で商業誌・宗教関係は姿を消している。社会主義・労働関係のものは芝浦労働・鉱山労働者・印刷聯合・婦人と労働・新興婦人・マルクス主義・社会主義研究・社会政策時報・政治研究・ワシラノシンブンなどである。

42) 『文化運動』156号(大正14年3—4月合併号)

43) 下中弥三郎「教育運動の精神」『文化運動』149号(1924年8月)

44) 川合仁氏よりの筆者の聴取・『芳岳』4号

45) 田中惣五郎「法律を作る力」『文化運動』156号

46) 田中惣五郎「教育者の生きる道」『文化運動』156号

47) 下中弥三郎「非政同盟へ」『文化運動』156号

48) 啓明パンフレット発行状況

1. かくて村は甦る—農村問題解決のプラン(的間雁二=下中弥三郎)大正14年7月

2. 非政同盟の主張(下中弥三郎)大正14年8月(?)

3. 現代少年の社会観(小田就三=大西伍一)大正14年9月(?)

4. 万人労働の哲学—生存権の根本的理論的研究(下中弥三郎)大正14年10月

5. 大衆児童の生活——一般学童の経済生活に関する調査及びその批判(大西伍一)大正14年12月

6. 婦人からの抗議——主として共産主義者に対する(高群逸枝)大正15年1月

7. 土民生活に就て(石川三四郎)大正15年2月

8. 煙草御遠慮(島中雄三)大正15年3月—発禁処分を受けたといわれる。

9. 農民と消費組合(岡本利吉)大正15年4月

10. 原始労働論(エリゼ・リクリウ 石川三四郎訳)大正15年8月

11. 土の国史——わが国土地問題の一考察(下中弥三郎)大正15年8月

12. 社会主義と平和主義(稲垣守克)大正15年12月

13. 村の変遷と再興精神(池田種生)(?)

14. 消費組合経営の実際—体験に基く生きた記録(鈴木真洲雄)昭和2年4月

15. トルストイの新研究(鏑田研一)昭和2年5月

16. 婦人平和運動者へ——平和運動の真の目標(松下芳男)昭和2年9月

このパンフの趣旨は「現代社会の真相を理解するに必要な知識を平易な興味ある形で万人に伝えようとするもの」だといわれ、その著者の多くがアナーキズム系の人々であったところに、新方針後の啓明会の性格がみられよう。

49) 『啓明パンフ』第1冊以来その裏表紙に掲載されている啓明会の広告、なおそのなかで啓明会員は千余名を有すといっているが、大正15年2月の会員は888名といわれる。

50) 予定では四六版64頁位で「文化運動」「啓明」「教育戦線」などの誌名が考えられていた。またその「内容を思想本位にするか、文芸本意にするか、学校教育の実際問題を中心とするか」などが問題となっていた。そこに啓明会内の活動家たちの志向の分裂がみられるのではなかろうか。啓明会の中には啓明会をもう一度教員組合運動の方向へ向けようとする者がいたのである。(『啓明パンフ』第4冊の会報)

51) 「啓明会会報」大正14年10月20日(『啓明パンフ』第4冊)

52) 会規の変更が何時どのようにして行われたのか全く不明である。会名の変更が4月から8月の間に行われていることから、その間であろうと推測される。会規の変更の主な個所を次に挙げてみよう。

(新会規は『啓明パンフ』第10冊 1926年8月発行から引用)

1. 日本教員組合啓明会→教化運動啓明会
2. (目的)職分的自覚を高潮し、教育界を内部的自発的に革新し、教育の力によりて人類社会を根本的に改造する→

社会的自覚を高潮し、教育的手段によって、人類社会を内部的自発的に革新する

7. (会費) 年額二円→三円

この変更は会の実体と規約のずれを改めたもので、会の性格がこの時に変化したわけではない。前年1925年3月の「新方針」以来すでに会はこの新会規のような性格をもっていたのである。しかし恐らく会の中に残っていた「教員組合」の方向へ再建しようとする空気を無視し得なかつたことが会規、会名の変更をここまで遅らせたのであろう。これは反面から云うとこの会名変更のときには、顧慮すべき動きが何もなくあつたという状態であつたということになる。

53) 「…同地の会員が尽力され、少数の理解者を得たが、尚多数は依然として大なる反響もなかつた。如何に教育者諸君が沈たいしているか…おおかくも教育者を萎縮せしめたものはそも何者ぞ…」(『講演部より』『啓明』大正15年11月号・復刊2号)

54) 渋谷定輔「下中先生と農民運動」『芳岳』1号

55)56) 竹内愛国「農民自治会」『解放』大正15年12月号

57)59) 樋口弘「日本俸給生活者組合聯盟」『解放』大正15年12月号

「その組織率を職別的に云えば、新聞、雑誌記者、会社員、銀行員、官公吏、工場従事員、教員、自由職業者(文士、医者、弁護士、小商人)の順になる」

58) 政治研究会は大正15年5月、大衆教育同盟に発展的に解消した。同盟の主要任務は1. 一般的階級教育 2. 封建観念の打破、協調主義的思想に対する闘争 3. 帝国主義的な反動教育に対する闘争 4. 無産階級の政治教育 5. 無産婦人の教育の促進等であつた。

60) この啓明会の六要求には当時の左翼無産政党の教育政策の反映がみとめられる。上田庄三郎「教育は教育するものの手に一政党の教育策をみる」『教育新潮』昭和3年3月号は次のように云う。「彼等の誰が一言半句『教員組合の自主権』を唱えたか。『教育者の生活自由』に就てどれだけの熱誠を披瀝したか。社会民衆党が『小学校教員の俸給増額』といふ猿の尻の赤い頃からの古臭いお題目を掲げてあるけれども、俸給さえ上げれば良教師が得られるといふやうな小児病的政策で何をしやうといふのか。やっぱり教育するものの権利を高潮したものは労農党だ。『教員の義務年限の撤廃、視学官の廃止、校長の公選、教員の政治的自由の制限撤廃』がそれだ。…」この小論の末尾には啓明会の宣伝の囲み記事がついている。

61) 啓明会の第二次宣言の掲載された『教育週報』は一萬の読者をもつといわれていたが、「入会の通知」は僅か「十六枚の葉書」であつたという。上田唯郎「教員・教育運動」『教育新潮』昭和3年2月号

62) 江頭順二「昭和三年教育労働者運動」『時論』昭和3年12月25日号はこの雑誌を「唯一の教育左翼運動が持つ理論雑誌」と評価している。(江頭は本庄陸男のペン・ネームといわれる)雑誌の発行者佐藤武は社民党系の人物といわれる。編集

者上田唯郎はマルクス主義的思想をもって教育問題にとりくんだが、「その思潮が尖鋭化することによって、当然受くるべき様々の圧迫の結果」(江頭)昭和3年7月号で終刊となつた。創刊は昭和2年4月。なおこの雑誌は恐らく日本で最初にエドキンテルンを紹介した雑誌であつた。

63) 上田庄三郎、「啓明会のこと」

64) 本庄陸男のこと、当時、東京で教員をしていた。池田種生は啓明会の専従的な仕事をしていて、はじめはアナーキスト的理想主義者であつたがこの頃はマルクス主義に接近し始めていた。

65) 池田種生「逆風鳥記」『石をもて追われるごとく』英宝社所収

66) 上田唯郎前出(『教育新潮』昭和3年2月号)論文

67) 『教育週報』昭和3年4月14日号

68) 『週報』昭和3年5月5日号によると「現代教育理論及び實際に対する無産階級の意識による批判をなすという趣旨の下に教育運動社同人上田庄三郎、大西伍一氏等数名の手によって…六月に創刊される事となつた。」と頁数、定価も発表されている。

69) 『週報』昭和3年4月21日、上田庄三郎「下中弥三郎氏に」

70) 大森長男「教員組合を結成せよ!! 教員の政治的進出」『教育新潮』昭和3年5月号、大森長男は教員消費組合運動から後に全協の活動家になった佐藤幸次郎のペン・ネームといわれる。

71) 上田唯郎「教育運動の一展望」『時論』昭和3年10月5日号

72) 上田唯郎「誰だ!! 『教育の』花園を荒すものは」『時論』昭和3年12月15日号

73) 江頭順二「昭和三年教育労働者運動」『時論』昭和3年12月25日号

V 教員運動の思想

教員組合という言葉が教育界で使われはじめたのは、かなり古い時代にまで遡ることができるが、¹⁾それは今日の意味で用いられたのではなかつたし、その言葉の意味する実体は生れていなかった。大正期においても、それは在来の教員会との本質的なちがいを明らかにしないまま用いられることが多く、大正デモクラシーの風潮のなかで、自主・自律が強調されることはあつても、そして官製教育会との対比において構想された概念ではあつても、それが階級的・大衆的な運動の組織体としてもたざるを得ない権力との対抗関係について、どの程度の認識を含んでいたかという点については疑問が多いのである。一般的には今日の労働組合の意味での教員組合概念は極めて稀れであつて、ギルド的同職組合、共済組合、

互助組合という意味を超えるものではなかった。そしてこれは教員運動にかぎらず、一般に労働運動の創生期に、労働組合が友愛会、相互扶助会、修養会といった形態で組織されていった事情と相通ずるものであろう。啓明会が結成される大正中期には教員組合という概念自体が未だ確定した意味内容をもつに至っていなかった。そしてこれは教員運動の当時の実体に照応するものでもあったのである。

当時、労働運動は戦前の運動史のピークをなすほどに昂揚していたが、なおそれは自然発生的・非組織的であり、運動経験の蓄積が欠き、理論的にも未熟であったので、労働運動が意識的に他の社会層の運動を指導する力量を備えるには至っていなかった。従って教員運動は客観的・物質的諸条件に促迫されて、教員の社会的な諸要求（経済的・政治的……）と現状打開の意欲を噴出させたが、それが自然発生的・試行錯誤の実践となったのは不可避な事情であったのである。当時は、そのような実践過程において教員運動の理論・思想を創出し鍛えあげ、教員組合という概念に付着しているさまざまな夾雑物をふるい落とし、その本質を深めることが期待され、要請されていた時期なのであった。

既に検討してきたように当時の教員組合を標榜した組織の多くはこの課題に応える実践を展開することはできなかったし、その課題を組織として認識することも充分ではなかった。それは組織の活動のなかからそのような認識を生み出しうるほど継続的な活動を維持できなかったという組織の弱さと短命さに帰因するものであろう。そこでは実践から理論へという過程を保証すべき物質的基礎自体が脆弱であり、その実践が経験として蓄積されることはそれぞれの組織にとつては極めて困難であった。それらはいわば組織外の教育評論家たちによって生みだされた教員運動論に素材を提供するにとどまり、またその運動論も実践によってためられることは殆んどなかったのである。大正期の教員運動に関する諸論には実践を指導するという理論の実践性に欠けるところが多いが、ともかくそれは教員運動の理論的反映であり、教員運動の性格に照応しており、当時の教員の思想を反映するとともに他方ではそれに一定の影響をもっていた思想として検討する価値があろう。

大正期の教員運動のなかで、まがりなりにも10年の運動の歴史を有し、社会的にも教員組合と評価されるような「組合的」活動を展開し、教員組合運動の理論・思想を実践のルツボの中で鍛え、創造しようとしたのは、啓明会のみであった。啓明会の運動は大正期の教員運動と昭和初期にはじまる教育労働運動とを組織的・思想的に

結ぶ事実上唯一の運動であったとみられる。従って啓明会の運動思想の史的展開は教員運動における理論と実践のかかわりの法則的關係の検討において欠くべからざる意義をもつものといえよう。

1. 大正期教員運動思想の一般的性格

大正前期の時代の思想はブルジョア・デモクラシーであり、政治的には民本主義、文化的には人道主義・理想主義・教養主義などに代表され、社会的には小ブルジョアの立場に立つ「啓蒙」の思想であったといえよう。この時代の思想は教員運動の勃興には積極的な貢献をしたが、その運動思想には本質的な制約を与えるものであった。それは教員に自由と権利の主張を呼びおこし、団結を促す言論を支える思想的背景たるにとどまった。未だ教員が現実に関心を出していなかった大正6年にあらわれている端初的な運動思想の一例を次にみよう。

「真に我が教育者の理想を宣明し、其主張を貫徹し、其抱負を実現せんと欲せば、吾人は別に吾人の鞏固なる団体、堅実なる機関を有せざるべからず。思ふに此種の団体の鞏固なる一致結合の力は、其内容に於て純正なる、主義目的を同じうし、利害休戚を齊しうせる者の凝集によりて始めて生ずべきものにして、決して他の異分子の雑ゆるを許さず。教育者の問題は宜しく教育者自ら之を解決すべし。何時までも官僚の袖に縋り閥族の袖に縋り閥族の力を頼みて事を為さんとするが如きは、遂に其権威を高め勢力を強うするの所以の途にはあらざるなり。

今や世界の趨勢は我が国民教育者に対して更に大に研究施設すべき幾多の問題を提供せり。……吾人は国家教育の為に我が教育者の鞏固なる団結の一日も速かに成立せんことを希求せざる能はず。斯の如くして、一面其地位を安固にして以て教権の確立を期し、一面其研鑽を自由にして以て教育の徹底を図るは、蓋し急務中の急務なり」²⁾

この小論は教員組合の組織原則、組合の目的の根本問題について極めて鋭い指摘がみられ達見であったが、この中で提起されている問題がより具体化され実践にかかわってくるに従い、その抽象的な表現にひそむ運動思想としての小ブルジョアの限界性が露呈されてくるのであった。

教員の「一致結合の力」は「潜勢力の形式においてこれを善用」³⁾すべしと議会主義的に矮小化され、「団結」によって達成されるべき教育とは「下層階級の大多数者の智能や感情を啓発陶成」して国家を安泰ならしめることであった。そして、教育者の「地位の安固」とは「今や衣食の急に迫らるるの結果……小学校教員が下層劣

働者の聲に倣ひ、同盟罷業を敢てするの甚だしきに至った」事態に対して「小学校教員にその人を失ふといふことは、最も憂ふべき事柄……その地位を安固にして、以て多数下層民の教育に、十分力を尽さしめねばならぬ……濫するまでに窮せしめぬこと」⁴⁾を意味するものとされた。そこには教育や国家の問題に対する批判の見地は本質的な点で失われていたし、階級的には小ブルジョア的であり特権的・差別的意識が公然と、あるいはその裏返しとして卑屈に示されていた。たとえば「吾人素より神聖なる小学教員をして、たとえ神聖の文字に疑点ありといふといへども敢て労働者の聲に倣はしめんと思はず」といいながらも、労働組合が現実にかちとった権威、労働者の権利をうらやみ「其(教員の)権威の遠く彼に及ばざることを観念するときは何とか一工夫をせねばなるまい」⁵⁾と述べている。このような意識は教員の政治的権利の主張にあたって、教員の選挙権、被選挙権の制限にふれて「国民の指導者たる小学教員といへる知識階級者は田舎の地税三円納付する権兵衛、太郎衛と未だ同一視せられざるなり」⁶⁾という言葉となってもあらわれる。

当時の運動思想はこのような弱点をもちながら、とにかく教員の団結と要求の発展を促し、また教員の現実を反映していた。それは労働運動の趨勢や世界の教員運動の動向と全く切り離されていたわけではなく、教育雑誌上にも一応客観的な情報が紹介されており、運動の基本的問題点は提起されていたが、⁷⁾それらから運動の原則的・階級的な観点を学びとるまでにいたらなかった。そして大正期の教員組合論は教員の職務の徹底という観点から、まず職能的教員組合論として展開されたのであった。

「教職に従事するものは其教育を如何にすべきかの煩悶あるも……如何にしてパンを得べきかの煩悶あつてはならない。……教師は自己を以て自己を保護し……自己の権利は自ら其主張に依つて……(という立場から)組合を組織せんとする。……これには二種があり、一は自己の利害に関する問題の具体的解決を……(他は)教育上の輿論を喚起し、教育改革運動の実を挙げんとするものである。……我国に於ては物質的利益の保護を図るは素より其一であるが之れと共に精神上の共同修養を期し、職務上に並びに学問上の独立に向つて努力……するものであつてほしい。郡市教育会……の如き教師の独立的自律的活動をして遺憾なからしめることが事實に於て困難である。……」⁸⁾(傍点原文)

この小論は、教育会は「郡長あるいは内務部長・知事の如き監督官」が会長であり、教員の「権利・利益」の保護どころか、教員を権力が支配する機関であるという

現実に対する鋭い批判から出発していたが、その批判はなお教育会にかわるべきものとして教員組合を構想するに止まっていた。教育権・教育の自由の問題は教員組合の主要な課題に位置づけられたが、そのような課題を生み出す教育構造(政治と教育、教員の政治的・経済的地位を規定しているもの等々)の分析は充分ではなかったから、この組合論の構想は職能主義の方向をさし示めすことによって、教員の生活的・物質的要求を第二義的な位置に引き下す結果となった。この職能的組合論はギルド・ソシアリズムの思想と結びついて形式的には完成される。

「教育者組合を生み育てる目的は、協力団結が可能にするすべての善福利益を獲得するにあること……そのうちには、文部省の予算を増大することを一必要条件とする部類の実行目録も包含されるがそれは組合の代表的目的であつてはならん。……代表的目的は、教育の内容に直接関係を有する……思想の自由、研究の自由を……法制経済学科の教えかた等に退歩的亡国の不自由非真実の検束を加うる陋習を一掃し去る如き……。

級を小さくし、受け持時間を減じ……有能な教育者を多くし、校舎と設備を確実にし、国費公費教育の年限と範囲を延ばし拡げ……斯かる経済的改善は、教育内容自身を改善する努力を先決条件として、始めてその努力に意義を生ずる。

教育者組合の発達には、教育立法、教育行政の局に当たる公人や吏人も、大抵はその組合の内から選出する(ようになり)……現今の政治的代表制は、組合代表制に進化すべきで……教育上の進歩改善を立法部に代議する人も……執政部行政部に画策実施する人も……組合から直接間接に選出される……教育の自治……。

教育者組合は、各学校を第一単位としてそこに教育自治の原則を全現させ……小地方単位から大地方単位に発達し、全国的教育者組合に……国際教育者組合に歩を進める必要がある。」⁹⁾

この論文は教育の「内」と「外」を区別し、前者については教員組合の代表的な目的として教育の内的事項に関する「自治」を、後者については組合代表制による関与を構想し、極めて興味ある着想を示しているが、それは日本の現実を無視した観念的・空想的な構想にとどまっていた。恐らくこの論文の着想のものは啓明会の「四綱領」や下中弥三郎の「教育自治論」(大正9年5月)「教員組合の意義および目的」(大正9年8月)などと同一であろうが、下中や啓明会の場合には現実の教育や教員の要求に触れあうことによって、その現実の教育に対する厳しい批判と運動の実践的見地が含まれていたが、この論文にはそのような現実との触れあいを感じさせるものが殆んどみられなかったのである。そして当然のことな

がら、階級的な批判も教員の位置づけも見られず、組合の国際的な連繋は論じられても、労働者との提携、労働組合との関係は見過されていた。

当時の教員組合論において教員の経済的利益や地位の問題を重視したものがなかったわけではなかった。「本来、この組合の性質上、教育者仲間の権利を保障し、かつ生活を安固にするための互助的制度の主張である」¹⁰⁾という考えは、むしろ一般的でさへあった。しかし、これが社会的に主張されるとき、それを教育のため国家のためとして論理を組み立てなければ社会的にも、また教員自身にも通用しなかったという点に、聖職意識の厚い壁があったのである。¹¹⁾

「教員仲間が結合して互助団体をつくるのは、其の生活の安定は勿論引いては教権の伸長となり、はては国家社会の向上発展のための有力なる因子となる。……今日、組合という言葉は嫌悪するもの決して少くない。……教育者が消極的には生活の安易をはかり、積極的には国家社会の有用なる職能を掌るものとしての教育の為に……はかることが、当然なこととして是認されるものである以上、教育者は大同団結して……教育精神を以て社会を改造するという逞しき勇気を持つがよい。」¹²⁾

教育界における教員運動の思想の根本的欠陥は、「階級的」認識の欠陥にあった。そしてこれまで検討してきたように、この壁をのり越える思想は教育界の内部からは殆んど生れてこなかった。それは教育の外から与えられた。教育や教員について階級的視点をもちて論じた人々は、教員組合と労働階級との結合・提携に目を向けていた人々であった。

「無産智識階級に属するものは頭脳力を提供することに依って生活の途を得るものであるから、筋肉労働者と等しく資本主義に倚頼する階級である。……無産智識階級者は殆ど何等の自由を有しない……故に、真に其階級的の利益を維持進展するが為には、須く強固なる団結を組織し、団体的勢力を通じて其共同的行為に依って彼等の社会的並に経済的の向上を計るべきである。……（それと）共に他方では筋肉労働者の組合と相提携することによってのみ、真の自由と自治を獲得することが出来る。……」¹³⁾（傍点原文）

「何人が労働者教養の局に当るか……資本家が……当る場合……資本家本位の教養を労働者に強ひ、自己に有利なる如く労働者を導く……政府が……当るも……今日の政府が、資本家の傀儡に過ぎざる一事に依っても、之を想像し得られる。……何人が……当るべきか、労働組合自ら進んで此の任に当らねばならぬ。……」¹⁴⁾

この論文にみられるように、教育や教員の階級性の認識は、労資の階級対立の認識からまた運動の実践的な必要から導かれたものであり、教育自体の分析・教員運動

の実践から生み出されたものではなかった。従ってこのような見地からする教育の階級的批判は、まず労働者教育の現実に注がれ、その批判の実践は独立労働者教育としてのプロレトカルトへ向かい、これの影響を受けた教員を教育本来の問題の階級的批判の道に導くよりは、まず労働者・農民の階級的啓蒙・教化の方向に結びつける傾向が生れた。教員組合の問題として論じられる場合にも原則的・階級的立場は明確であったが、一般論にとどまり、教員の特殊性に充分な考慮を払った具体的な組合論はあまり見られない弱さがあった。それらはプロレトカルトの思想の直接的な適用であった。¹⁵⁾それは当時の階級的な運動が教育問題を全面的に扱い、教員運動をそれとして指導するにまで成長していなかったことと教員運動の側の主体的な確立の欠陥に規制されるものであったといえよう。そしてこのような条件を成熟させる教員の側の主体的なとりくみの一つとして啓明会の運動の歴史的意味があったのではないかと考えられる。

2. 啓明会の運動思想と教育批判

啓明会の運動思想は大正期の教員運動論一般とは多くの点でかなり根本的な差異があった。それは議会主義的・体制内的な改良の思想ときっぱりと絶縁し、教育の根本的な変革——それを下中は教育再造といいあらわした——と社会改造を目ざした。教育と社会と国家に対する『階級的』批判意識をもち、帝国主義・軍国主義を正面から攻撃した。教育運動・教員運動を狭い職能主義から解放し、労働者・農民の社会運動と結びつけ、解放運動の一環——下中はむしろ中核と考えたが——として位置づけた。教員は労働者である、教員組合は労働組合である、教員組合は一般の労働組合と手を結び、組織的に提携し、労働組合の精神によって活動すべきである、と高らかに宣言してその方向に向って努力した。勿論その思想には根本的な欠陥、不充分さが多々あったし、運動の実践と必ずしも一致していなかった。以下に個別的に検討するようにそれは観念的・理想主義的・ユートピア的であり、しかもその傾向は克服されるどころか、益々強まっていき、遂に啓明会の運動においてそれは止揚されず、反動的な思想に転落した。しかしその中からこの啓明会の思想を乗り越え、それを克服する批判思想が生れ、それは遂に啓明会の思想とはなり得なかったが、その積極的な側面を受け継いで新しい時代の中に登場していつたのである。このような啓明会の思想の特質と変遷は殆んど下中弥三郎の思想のそれと照応していた。それは啓明

会の結成に至る経過にも見られるように、教員の大衆的運動として出発し、その運動の中で優れた活動家を多く輩出し、一時は2千人にも達するほどの全国的組織となりながら、遂に下中という一人の優れた指導者をめぐる私的な集団という性格¹⁶⁾から脱け出ることができなかったからである。そこで以下に主として下中の論文によりながら啓明会の運動思想を見ていこう。

その社会認識の特質は事実認識における正義感とその事実の理解・解釈における非科学性・観念性である。資本と労働の対立、帝国主義の植民地圧迫などに対して鋭い批判が投げかけられ、当時の朝鮮の暴動、支那の排日運動、労働者の争議に対してははっきりと共感・支持の態度を示し、民族的偏見、国家主義的立場を否定した。¹⁷⁾それはその動きのなかに「人間解放の要求」をみるからである。人間の完全な解放、人間らしく生きること、これがすべての判断の基準であった。しかし人間を抑圧しているもの、その抑圧の生れる根拠については極めて観念的ですべてを「意識・観念」の問題に還元してしまい「教化の不同」¹⁸⁾に原因を求めるのである。社会の階級対立を見ないのではなく、事実としてマルクスの指摘を承認しながら、そして労働者解放の立場を支持しながら、解放の運動を「階級の専制へ」でなく「階級の撤廃へ」であるとして人道主義的・人類的運動として構想し、その解放運動の中心に「教化不同」解消の運動をおくのである。それは意識・観念の変革によつて社会の変革をなしとげようとするものであり「啓蒙」主義の立場でもあった。啓明会宣言の第一は「真人間の生活を基調とする社会生活の実現」そのための「公正なる人間一切の要求を肯定」と書かれているが、これは啓明会の思想の性格を極めてよくあらわしている。

啓明会は資本主義社会の生みだした貧困・頹廢・偽善に烈しい怒りをぶつけたが、その批判は観念的・人道主義的な批判であり、歴史の発展を無視した批判であった。それは資本主義の発展によって否定されつつある農村の中農層の小ブルジョアの・反動的な批判に進んでいった。それはナロードニキと共通するアナキズムの思想であった。「今日の労働は真の労働ではなく労役である。機械的で非人格的で没創意的で単に賃銀の反対給付である……真の労働、自治労働(は)自己の計画、自己の努力、而してその成果の自由取得の可能」¹⁹⁾なものであると、独立した自営農民の労働に想いをはせる。資本主義の文明は「商工主義、都会主義の……人間を機械にする文明である……都会に働いてゐる人間は少しも役に立たぬことをしてゐる……都会は農村の寄生虫である。農村自主の殿堂を建設すると同時に都会を空虚なるものにし商工

主義文明を葬らねば真の人間の文明は到来せぬ」²⁰⁾と資本主義の全面否定から農本主義へと逆行して行くのであった。「天然自然を相手に働きさへすれば大丈夫だ。俺達にはあの魔術のような素晴らしい近代産業の大組織は全く無用なのだ」²¹⁾「ブルジョア文化は特権主義の文化であり、傲慢の……利己主義の……虚飾の……偽善の……残忍の……競争の……相互排擠の文化であり、その根源は人間性の退却、腐敗、墮落、無宗教、不道德等、あらゆる悪を内包する文化である」²²⁾とし、これに「清らかな」農村を対置したのである。啓明会の社会観は資本に対しては「労働」の立場であつたが、後に農民自治会の運動となってあらわれるようにそれは大自然を相手とする労働へ、農民労働へと移っていつたその根柢には強い「倫理性」が作用していたのである。それは広い意味でアナキズムの特質であり、啓明会の思想はアナキズムの日本における変遷を反映するものであった。次にみる啓明会の社会運動観も思想的にはそのようなアナキズムの運動観の一種であった。

啓明会の運動思想「教化運動」の意味は所謂思想運動や教育運動と同じではない。この点は啓明会の性格規定と関連する重要な問題である。下中は教員組合運動を社会改造の運動として考えていた。彼は社会改造運動を政治・産業・教化の三つの領域・側面をもつものとし、政治的には非政党同盟による政治の完全な民衆化を、産業的には議会政治によらざる、専ら労働運動の力による産業民主の徹底的実現(フランスにおけるサンジカリズム、イギリスにおけるギルド・ソシヤリズムなど)を構想し、その根柢に教化運動を必須の条件とみていた。それは個別的な相互に無関係な運動ではなく一つの運動の側面として結びついたものなのである。²³⁾そのような意味で教員組合運動は労働運動であり「同職組合として自己階級の利益を擁護し、地位を向上」する運動であると共に「教育を改造する」運動でもあり、「社会を教育的に改造する」運動であった。そして教員組合運動はその特殊性から社会運動の中でこの教育的社会改造を根本任務とする運動であると考えたのである。従つて彼は一般の労働運動についても、教化運動の側面・任務の存在をみていたことは云うまでもない(勿論比重は異なるが)。このような教員組合運動の把握のしかたは、教育改造の四綱領にはつきりと述べられている。教育の機会的等、学習権の保障、教育自治の実現——教育委員会制度による教育行政の民主化——などは教員組合の実践的な目標であり、それを実現し保障する力・条件は教員組合にあるのであつて、単なる思想運動、啓蒙運動の宣伝スローガンではなかつた。

下中は教員を「広い意味での労働者」とみなし「賃金労働者たる点では、官吏や会社員やと共にかの多数の手足労働者と何等扱ふところのなき社会階級である」とみていた。しかし「教師自身の主観に於て……は指導階級であり」「現代の社会組織の下にあっては、意識するにせよ……せざるにせよ、学者、教師、僧侶……の類は、当然支配階級の手足である」点をもはっきり見抜いていた。だから「若しも彼等が、其の先導し支持しつつある文明、徳の内実本性に於ての反省に徹底するならば、彼等は、彼等自らに彼の刃を向けつつある、彼等は彼等自らの敵であるといふ事に思ひ当らざるを得ないであらう……真実に自己の社会的地位が判れば、自分は労働者である……心から一般労働者と手を握って……行くことができる筈である。」²⁴⁾さらに「我等の教育理想が民衆の幸福を目標とし、全人類愛の精神に立脚する以上、而して、現存の資本主義的経済組織の欠陥を意識し、之に代る新組織の出現を欲求するものである以上、その組合組織の精神は、労働組合の精神と何等異なるべきものではない」²⁵⁾と主張して、労働運動との結合の必要を強調したのである。

啓明会の教育批判についてはこれまで、その一端を紹介してきたが、その批判の論点は極めて多岐にわたるので全面的に検討することは難しい。ここでは主な批判点をいくつかひろい、また啓明会としての批判の実践例にもふれてみたい。啓明会は教育における国家主義、軍国主義、ブルジョア的階級性について制度・内容の両面にわたってかなり徹底した批判を行っている。それは当時の批判が避けていた国家主義的徳の批判にまで進んでいる点で根本的な批判の態度をもっていた。しかしその国家の本質についてはブルジョアの権力であるという側面しか見なかつたから天皇制の問題は殆んど批判の対象とならなかつたという本質的な弱さが含まれていたことも否めない。下中は天皇制に根拠を置いて論理を展開することも余りなかつたが、批判の対象ともしなかつた。それは彼にとっては超階級のな問題であつて批判意識の外にあつたのであろう。

「今の教育制度では、資産のあるものの子弟は思ふ存分高い教育を受け得られ……その費用は、国費で支弁せられ……国民全体の負担である。……のみならず高い教育を受けた青年は……支配者の地位に……支配階級（主として資本階級）の守護の地に立つ。……多数の国民は、自分達を虐げさせる為に国費の一部を割いて大学……を經營して居る。多数国民の教養上必要である小学校教育が著しく軽んぜられ……費用は自治の美名の下に市町村に多く負担させ……一人の教師が二学級も受持ち、一学級の児童数は多きは八十にも及ぶ。……学校

教科のいろいろの部面で憲法政治の有難さが説かれ、兵役・納税の義務が力説せられるにも拘らず、参政の権利に就ては不徹底に説明せられ……一部特権階級の特権を擁護する。……国家主義的色彩の余りにも濃厚な……修身、地理、歴史、国語、その他の教科の中には……必ず自国万能主義、国家的利己主義が表はれて居り……教育界に鼓吹せられた所謂「国民道徳」の講説が深く教師の頭脳に根を下し……さような頭脳を有せざる限り、教育界に生存の出来ないように仕向けられた。……要するに現前の我が教育は、専ら使う階級の擁護の為に……行われ……仕組まれて居る。」²⁶⁾

このように教育制度・行財政から教育条件・教育内容へと教育の階級的性質の批判は全面的であり、批判の論点も同時に於て卓越していたといえる。このような批判は更により根本的な「義務教育」の概念に及び、この意味の転倒を主張し、権利としての教育・学習権・公費教育の本質の解明へと迫っていった。

「教育を受くることは、社会成員の義務ではなくて権利である。国家は、均等に国民教育を施設する義務がある。……人類には、出生と共にその社会に『生活する権利』がある。学習権は人類の生活権の一部である。……万人一様にその学習権を行使すべき機会を均等に保障する方策は……『公費教育制度』の確立である。……在学中に於ける一切の費用一学用品及び最低生活費一を社会に於て全部保障するのである。……教育を受くることは国民の義務ではなく権利であるのに何故に今日までそれが国民義務の一つとして教えられて来たか。……十九世紀に於ける帝国主義の一表現であつた……国を強うするには、……ことに軍人として統一的な行動を取り、商人として外国人と経済戦争に参画し、職工として工業能率を増進するには、国民全般の知識技能の練達が必要である。……切言すれば、国家存立の目的に適合するよう国民の知情意の活動を方向づけるのが義務教育であつた……」²⁷⁾

このような批判の見地に立つことによつて当時の義務教育年限の延長問題に対して、教育の国家主義的統制強化を批判し得たし、所謂「社会教育」を「社会生活・社会事象の現実に漸く触れ始めた青年に対して、その根本的批判的理性を転換し、聡明を蔽い、むりやりに世の中に屈服させようとするのが……（その）精神なのだ」とその本質を指摘し、「民力涵養」の欺瞞を暴露することが出来た。²⁸⁾下中は当時すでに大正教育の方法主義の限界を適確に批判し、²⁹⁾教育批判の根本は教育の精神、教育の目的であると強調し、「国のため親のため……のためにする教育」を批判し、「教育は必要である……しかしその教育は決して人間を国家に従属せしむる為の方法ではない。人間の自由のための、人類の眞の発展の為の教育である」³⁰⁾と主張した。彼はその眞の教育を「労働の教育」として構想したが、その「労働」の倫理的・観念的

把握のゆえに「ロシアの統一労働学校の制度」に眼を向けながら、その本質を学びとることが出来ず、その「労働教育」の思想を科学的批判に耐え得るものに発展させることが出来なかった。

啓明会の教育批判の限界を克服する思想は当時においても既に生れつつあったことは、田中惣五郎の諸論文（特に昭和初期のもの）や武藤直治のプロレトカルト論、関根悦郎の「教育の社会的基礎」や教員運動論などにみられるところであるが、彼等の思想は遂に啓明会の思想とはなり得なかったのでここでは触れない。しかし啓明会の主流的思想の中からも、現実の教育実践を通し、無産児童の生活に触れることによってより階級的に正しい見地に近づきつつあったものがみられることは指摘しておきたい。それは啓明会の活動の中で生み出された教育認識の一つの頂点を示すものであったということも重要である。1925年9月発行の小田就三（大西伍一のペン・ネーム）『現代少年の社会観』同年12月発行の大西伍一『大衆児童の生活』（いずれも啓明パンフレット）がそれで、前者は大西の教育実践の記録であり、後者は1925年の「新方針」後の調査部の活動として行われた「学童生活実情の全国的調査」の総括にもとづく教育批判である。

『現代少年の社会観』は、大西が高等科一年の修身の授業で生徒との討論対話を通して生徒の社会認識を進展させ、そこから階級的な物の見方を生徒自身からひき出し自覚させていく実践を記したものである。それは「安価な自己偽瞞をせず、現実を直視することによってのみ、我々は堅実な発達をすることが出来る」という考えに基づくもので、生徒に現実の矛盾（生徒や親の日常生活の具体的事実）から出発し、たくみに階級社会の矛盾の根源・権力の階級性・支配的イデオロギーの偽瞞性を暴露している。

『大衆児童の生活』は副題「一般学童の経済生活に関する調査及びその批判」に明らかなように「児童の真実の生活」に照らして現実の教育の階級性を批判したものである。調査は啓明会員の勤務する小学校15校で行われた。調査項目は、1. 児童から徴収する学級費金額、2. 児童1人当経費、3. 教員数、4. 一学級平均児童数、5. 学校に於ける生産的作業とその収益金額と処理、6. 家庭における児童の労働の種類、時間、賃金、7. 学校外の児童労働の種類、人数比率、時間、賃金、8. 学校における児童（教師の観察）9. 家庭における児童（教師の観察）10. 父母の教育に対する要求、11. 児童の「一番好きな食物」「一番ほしい物」12. 児童の家庭の実体と児童の見方（児童の作文から）13. 児童の将来の希望、14. 児童

の社会意識（作文から）など極めて包括的なものである。

この調査結果を仔細に分析して大西は次のように指摘する。貧困は児童の人間性を破壊している。そのような状態での義務教育は虐待である。学童の生活を保証して安心して教育をうけさせることこそ国家の義務であり、それを要求するのは学童の当然の権利である。経済的な差別は学校間の教育条件の格差となって児童に押しつぶさっているし、学校教育の現実は大衆児童の生活にとって一つの脅威とさえなっている。新教育も既に児童の生活から遊離したブルジョア教育に墮している。しかし児童の脳裡には「新しい時代意識」が明瞭に成長しつつあるのだ。このように分析し、最後の「調査の総合的批判」で次のような鋭い優れた見解を述べた。

「…教育者が此の大衆児童の生活苦を直視したならば、彼等の教育は今少し切実なものになると思ふ……教科書と教授細目を唯々として守る者は論外とするも……原理としては異存なき自由尊重の教育も、その実施に際しては、経済上、法令上、殆んど行詰りの現状であって、児童の現実生活解放の為には全く無力ではないか。……純然たる教育実験を標榜して立つ者と雖も現代に於てはブルジョアの背景なくしては何事もなしえない。……私立学校の教師には到底一般小学校に奉職しているものの教育的苦痛は想像出来るものではない。

大西は新教育、自由教育の墮落をその教育実践の事実において指摘し、私立学校教師が公立学校教育の現実から逃避している教育意識の問題性を鋭く弾劾し、明日の教育の方向を指し示めたのであった。

「明日の我が教育界はプロレタリアの学校にのみ……この自己の身体の外に頼るべき何物も持たぬプロレタリアに於てのみ、自主創造個性伸長の教育は実現しうる……新教育の思想も原理も、遂にこの無産大衆児童の教育的苦悶を救済することが出来ない。これはわが教育改造に関する運動乃至思想の一切が無効であり、行詰りに縫着したことを示す……教育研究の態度と方向を転換せよ。……無産政党の教育綱領をみよ……ロシアの教育政策を知れ、労働運動の本質を考えよ」と。

3. 結 語

啓明会の運動思想は大正期の教員運動思想の議会主義的改良と職能主義の限界をつきやぶり階級的な立場に近づいたことにおいてすぐれて先進的であった。大正期の思想的特質は、資本主義の土台の成熟と近代的・ブルジョア的生活関係の展開によって、デモクラシー運動の社会的基盤と個人・自我・権利といった近代的観念の確

立・開花の社会的条件が形成されていたこと、まさにその時に労働運動の復活、社会主義的思想の復活がインテリゲンチヤの意識に圧倒的影響を与え、社会問題を否応なく意識化せしめたことにあった。大正期の思想は全体として人道主義的・理想主義的な「個人」「自我」から出発したことは哲学や文学などの傾向にも見られるが、労働問題においても同様であった。友愛会の鈴木文治は「労働問題は単純に経済問題とのみ考へることは出来ない。根本に於ては文明の問題であり、人道問題である。資本家といふ労働者といふも、互に人類の一人である。人格者たるに於て一なりといふ、人格平等観に立脚して、解決の方法を求めなければならぬ」³¹⁾と語っているが、当時の運動には人格の確立、精神的独立という要求が多分に含まれていたのである。このような思想が一方では民本主義に結びつき近代的自我の確立を不徹底なままに体制と妥協する改良主義へ転化し、他方では体制を徹底的に批判する社会主義的思想へと発展していった。革命的・階級的なサンジカリズムはマルクス主義とアナキズムの混淆した、しかも極めて観念性の強い倫理的な自我意識に貫ぬかれた思想であった。革命的インテリゲンチヤや社会運動にとび込んでいった若き運動者たちの心情に、その解放の思想とアナキズムの理想・永遠の価値のあくなき追求の態度、生の拡充、生の解放の叫びが強く訴えるものをもって来たことは容易に理解できる。「俺は先ず何よりも自我を確立し拡充せねばならんだ。云ふべきことは明らかに云ひ、戦ふべき時には勇敢に戦はねばならないのだ」³²⁾という叫びと「あゝ同盟罷工を敢行し得る労働者は、私よりも物質的にも道徳的にも優者だ」³³⁾という告白との間には一脈の同じ心情が貫ぬいている。啓明会の思想はこのような革新的な青年教師の思想であったと考えられる。ここでは教師の小ブルジョアの観念性と教職観に影響され、サンジカリズムの革命性、階級性はかなり減殺され、階級性に優位するものとして「全人類愛」が強調され、運動思想として実践的性格がかなり弱いものになってはいたが。

革命的・階級的な思想としてのサンジカリズムは運動に大きな影響を与えると共に実践によって検証され鍛えられた。その革命性・階級性は運動をブルジョア・デモクラシーの影響から断ち、知識階級の手から運動の思想的・理論的イニシアティブを奪取し、その思想の積極面は一層強められた。その思想の観念性・非組織性などのアナキズムの否定的側面は激烈なアナ＝ボルの理論的・実践的抗争の過程で克服され、運動思想におけるマルクス主義の指導性が確立されていった。しかし啓明会においては、その運動思想の発展過程はこのような前進的過

程をとらなかつた。それは基本的には運動の階級的基盤の小ブルジョア性と教師の後進性と運動自体の弱さによると考えられるが、直接的には指導者としての中中の思想的体質にあった。啓明会の歴史においても労働運動におけるようなアナ＝ボルの対立が思想上にも運動の組織方針上にもあらわれていたが、下中はその矛盾を理論的にも実践的にも検討を深めることによって解決しようとせず、妥協的に未解決のまま問題を解消させた。そのため啓明会には組織的な分裂に至るような思想的対立はみられず、矛盾は自然に、あるいは一方の戦線離脱によって糊塗され、運動の実践的困難も十分な理論や方針の批判的検討を伴わぬまま、方向転換が行われたのである。こうして啓明会の運動思想はその実践によって発展させられる組織的保障を失っていたため、³⁴⁾それは下中の思想の変容をそのまま映し出すこととなった。下中のアナキズム的観念性と農民的思想体質は、彼の結びついた労働運動におけるアナキストたちがアナ＝ボル抗争の敗北によって労働運動から放逐され次第に農民運動にその実践的関心を移していくと共に一層強まり、その革命的・変革的精神を失って農本主義的なものになっていった。そうしてその中に含まれていた「社会主義的」思想も極めて観念的・空想的なものへと後退し、啓明会の自滅へと向つたのである。

大正期の教員運動の根本的欠陥・問題性は結局は「階級性の弱さ」に求めることができる。それはとりわけ教育という仕事の社会的機能、教職の労働としての把握に階級的認識を貫ぬく点において弱かつた。没落しつつある中間層としての教員は、生活を守り経済的要求を獲得する運動においては、客観的にはある程度まで階級的立場にたつて行動したが、それは支配階級によって強制され植え付けられて来た「天皇主義的・半封建的」教育意識、教職観の変革を可能ならしめる客観的条件たるにとどまるものであつた。経済闘争が具体的成果をあげ、運動が上潮にのっている間はともかく、一度運動が権力の弾圧に直面し停滞するや、この教育意識の問題は運動を内部的に変質させる要因となつてあらわれてくる。

教員運動は教育労働の特殊性を無視しては成りたち得ない点で他の労働運動の場合とは根本的な差異をもっている。教員は経済闘争のみでは満足できず、教育という仕事そのものを発展させることを運動の課題として要求しているから、運動のなかで教育政策・教育内容・教職などに対する正しい階級的観点がうちたてられるか、否かが運動の発展に決定的な意味をもってくる。ではこの観点はどのようにして形成されてくるのか。これまでの叙述に明らかのように、教育の階級性の認識、教職の労

働者性の認識は、教員の教育運動や経済闘争から自然成長的に生れてはこなかった。教員運動のなかにこの階級的観点が定着され、運動の課題、戦術に具体的に貫ぬかれるようになるのは昭和の教育労働運動をまたねばならなかったが、それに至る契機となったものは教員運動の外から与えられたという歴史的事実は教員運動を考える場合きわめて重要である。それは第一に、革命的インテリゲンチヤによる国際的階級闘争の経験と成果の紹介・普及と、それによっておこってきたプロレットカルトの運動であり、第二に、階級闘争を果敢に戦っている労農階級が、その闘争の全戦線的拡大の中で、身をもって暴露した階級教育の事実であった。それは小作争議の一戦術として行われた学童盟休にはじまり、やがてピオニール運動、プロレタリア小学校の建設、そして無産政党の教育綱領にまで結実されたところの教育の階級的認識の発展の事実である。1919年の総同盟七周年大会は「教育制度の民主化」を要求にかかげ、1922年の十周年大会では「偶像崇拜、資本主義の謳歌、軍国主義の鼓吹、奴隷精神の称揚」にみちみちている国定教科書の批判に及び「普通教育弾劾」の決議を採択して、教育認識の深まりを示したが、労働組合としては普通学校教育の批判・変革の方向ではなく、学校教育の階級性を暴露しそれに対立する自主的な階級教育を組合運動の中に確立することを目指したのは当然の道筋であった。³⁵⁾

一方農民の間でもこのような動向が発展していた。彼らは極めて直感的に小学校教育の階級的役割を見破っていた。学校教育が彼ら自身のためのものではなく、彼らを支配するために強制されている「義務」教育であると感じていたからこそ、児童盟休などが小作争議の戦術として採用されたのである。それは単なるデモンストレーションの形態ではなく教育の階級の本質を逆手にとった戦術であった。1914年愛媛県関川村の小作争議において登場した「児童盟休」はやがて有名な木崎村の無産農民学校の創立にまで到達するが、そこには農民が闘争の中でいかに教育の真実を深く把握するに至ったかが如実に示されている。こうして日本農民組合は1926年7月に次のような「農民教育方針書」を発表するに至る。

「ブルジョアジーの農民に対する支配は、教育・宗教等の文化的方面に於ても、露骨に現われている。小学教育、補習教育、公民教育、軍事教育は云うまでもなく、青年団、処女会、在郷軍人会を通じての保守的思想の宣伝、盆踊りの奨励、反動的映画の普及等々、何れ一つとして階級的支配のからくりでないものはない。……農民の保守的思想を考慮した上で、農民に対するこれらの一切のブルジョア的思想の感化を打破し、農民に階級教育を与えることは、その解放のため

の絶対的必要条件である。」

労農階級は階級闘争のなかで教育の階級性を認識し、それに対決する道を独立した労農教育に見出していったのであるが、このような動向は、革命的インテリゲンチヤによって理論的・思想的に体系づけられ教員運動の理論として発展させられた。啓明会の『文化運動』や『種蒔く人』（「赤色プロレット・カルト・インタナショナルの研究」、青野季吉「労働階級教育の革命的意義」、山川均「頭脳労働者と組合運動」佐々木幸丸「少年教化ということ」、など）『マルクス主義』などの諸論文はその努力のあとをよく示している。このような理論的・思想的な蓄積のうえで昭和の教育労働運動の展開が行われるのであった。

- 1) 石戸谷哲夫『日本教員史研究』の考証を参照されたい。
- 2) 「教員の団結」東京師範同窓会機関誌『初等教育』大正6年6月号（『日小』大正6年9月号に転載されたものから引用）
- 3) 「小学教員の潜勢力」『日小』大正7年2月号・社説なお、ここで云われている潜勢力の意味は「我が実力の足らざるを憂えよ」『日小』大正8年5月号・社説において一層具体的に展開される。
- 4) 「小学教育を奈何ん」『時論』大正8年7月5日号
- 5) 「我が実力の足らざるを憂えよ」『日小』大正8年5月号
- 6) 「小学教員の思想の独立及び地位を保障する方法」大正8年5月の全国教育雑誌記者大会の決議の一『日小』大正8年6月号
- 7) 世界の教員運動の紹介は屢々行われた。『帝国教育』大正7年8月号「米国の教員団体」『時論』大正8年6月25日号「英国教員同盟罷業」「桑港教員組合運動」同・大正8年9月25日号「教員と仏労働組合」『解放』大正8年12月号「伊国教員大会と労働総同盟」『日小』大正8年5月号・同・8年10月号『教育学術界』大正9年3月号・谷本富「教員は労働者なり」『啓明』大正9年9月号・下中・「教員組合の意義及目的」など、単行本としては米田庄太郎『現代智識階級運動と成金とデモクラシー』（大正8年8月・弘文堂刊）がフランス・アメリカの教員運動をかなり詳しく紹介していた。尚この米田の書は大正7・8年に大阪朝日と大阪毎日に掲載された論文を集めたものである。その主な内容は下級官公吏・教員の組合運動の発展過程、教員は労働者か、教員の団結権、罷業権、労働組合との提携などの問題が世界の教員運動においていかに扱われ、実践されつつあるかが紹介されている。
- 8) 中田栄太郎「教員待遇と教員組合問題」『学校教育』（広島高師機関誌、中田は同校教諭）より『日小』大正8年11月号に抄録・転載されたもの
- 9) 杉森孝次郎「教育者組合を欲する理由」『時論』大正10年5月5日号（「改造」5月号所載のもの）

- 10)12) 大島正徳「教員組合の育成」『時論』大正10年5月25日号
- 11) 大島正徳「弱い教育者」『時論』大正10年5月5日号(『改造』5月号所載)なお、教権の独立・教権の伸長という言葉の意味は、当時は主に、教員の人事権に対する地方町村の理事者や有力者の介入の排除、郡視学・県視学などの内務省系統の官吏の監督・統制からの解放など教育行政に対する内務省系統の干渉からの独立を意味し、それは教育内容統制についても主張された。そして教育専門家による文部省の構成を望むものであったが権力の統制排除という点は殆んど触れていなかったところの行政内部における専門性尊重の主張であった。たとえば大島正徳「顧みられざる教育と制度の改造」『解放』大正10年6月号 参照
- 13) 北沢新次郎「無産階級と共同行為」『時論』大正8年10月25日号
- 14) 北沢新次郎「労働者を教育せよ」『時論』大正8年12月15日号
- 15) 武藤直治「無産者児童に対する無産階級教化の実際とその原理について小学校教師に訴ふ」『中央公論』大正12年6月M・N「無産階級の教育的独立」『種蒔く人』大正12年1月号N・M「再び無産児童教育の独立」『種蒔く人』大正12年3月号、森戸辰男『闘争手段としての学校教育』大正15年12月 などはその例であろう。なお啓明会のボル派の人々の論文にもこのような傾向がある。
- 16) 啓明会の活動家の殆んどは、下中の経営する平凡社と何らかの形で経済的に関係していた。詳細は『芳岳』各号参照。上田庄三郎が下中への公開状(『週報』昭和3年4月21日)で「よくよく考へて見れば啓明会といふものは……教員組合でもなんでもなかったのです……あの時分からあなたは、円本的天才を持っておられた……啓明会といふのは、あなたが教育界の気運を見るに敏速であり、あなたがその左傾的教育理論の宣伝のための、やっぱり予約募集のやうなものでしたね。集った何千といふ連中は……あなたの講義を聴きに来たのです……私有財産的会……私党的啓明会……」(IVの注69参照)と痛烈に皮肉った「情実」があったのである。しかしこれは当時の運動の水準(組織の経済的基礎の脆弱性)から来る問題で「私有財産的・私党的」とは下中が活動家の生活を保証するために行った事業活動の一面を反映するものであって、下中の個人的利害にからむ問題ではなく、またそのような関係のゆえに活動家の思想や行動に制約を加えることは決してなかった。下中の個人的資質は啓明会の活動家の成長に大きな影響を与え、下中が活動家の生活を維持するために払った努力は活動家の離散や断絶を防ぎ、会の運動の恒常性・連続性を保つのに役立っていた。下中は異った思想の持主を抱擁する大きな度量と人間的な親しみをもっていたので、会内の人間関係の摩擦はあまり烈しくなることはなかった。これらの「啓明会が下中の私有財産的・私党的会」であったことから来る事情が、啓明会の組織の永続性の重要な根拠であったと考えられる。
- 17) 下中は日本の天皇制を直接否定したことはなかったが、「人道の外に国民道徳があるか」と問い、国家主義的愛国心の教育、「日本特有の道徳」「国民道徳」「忠」「日本魂」を否定し、これに普遍的道徳を対置した。(下中「小学校令第一条『小学校の本旨』の批判」(『教育再造』)参照)
- 18) 下中「教化運動の重視」「国際教化運動」『教育再造』所収
- 19)21)28)29) 下中『万人労働の教育』大正12年3月
- 20) 下中「都会文明への抗議」『文化運動』大正13年9月号一六週年記念講演
- 22)26) 下中「教育者の歩むべき道」『教育再造』所収
- 23)25) 下中「教員組合の意義・目的」『教育再造』所収
- 「此の三方面の運動は、実はその主とするところに従って分つたまでであって決して其の一が他の二つと相離れて……存在し得るものではない。……教化運動を成就せんが為に経済運動、政治運動の共力を常に必至とする……全き政治運動は、それ自身が既に一個の国民教化運動であり、全き産業運動は、そのまま一種の民衆教化運動である……故に実際運動としての教化運動は、実は政治運動とも経済運動とも密接不離の関係に立つものである」
- 24) 下中「教師も労働者である」『解放』大正10年3月号
- 27)30) 下中「学習権の主張」『教育再造』
- 31) 鈴木文治「社会問題と教育問題」大正7年 帰一協会刊
- 32) 『労働及産業』大正8年1月号(友愛会機関誌)
- 33) 『創造』大正8年8月
- 34) 啓明会は遂に一度も「組織部」をもたずまた確固とした組織方針をもったこともなかった。会規においても組織関係の規定は明確でなく、しかも「自由連合」の精神が強調されていた。下中には勿論「組織」嫌悪があり、また活動家の中にも組織問題への考えは余りなかった。池田種生(啓明会末期の専従的活動家)は「啓明会の運動から新教の結成まで」『新教の友』昭和34年7月で、この問題を指摘しながら「組織部というしごとに考え及ばなかった」と回想している。(この問題を提起しているのは記録的に明らかなものでは、田中惣五郎の地方幹事設置論位であるが、それも明確なものではなかったようである)
- 35) 武藤直治は『無産者文化論』(訳書)大正14年10月(聚芳閣)の序論で「社会転換期以前に於ては無産階級は……支配階級の意志と衝突を来たす教化、宣伝の運動の自由を有しない……就中、学令児童の組織的教育の如きは、支配階級の最も嚴重に監督し、支配するところであって……容喙することを容易に許さない……そこで、唯だ、組合労働者を中心とした労働学校が最も最初に実現され得る可能性がある……日本の現在では、あくまで現実の社会状態に可能な範囲で、歩一歩とその実を挙げて行く外はない。即ち、成人教育、労働学校に重きを置いて、傍ら、小学校児童教育を監視、批判して余り甚だしきブルジョア教化に対しては嚴重な抗議を出す……」と述べている。このような把握が当時の一般的なものであったと思われる。

(1963・4)